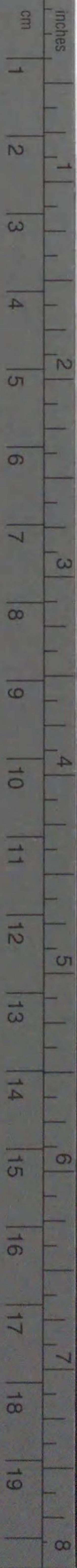


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

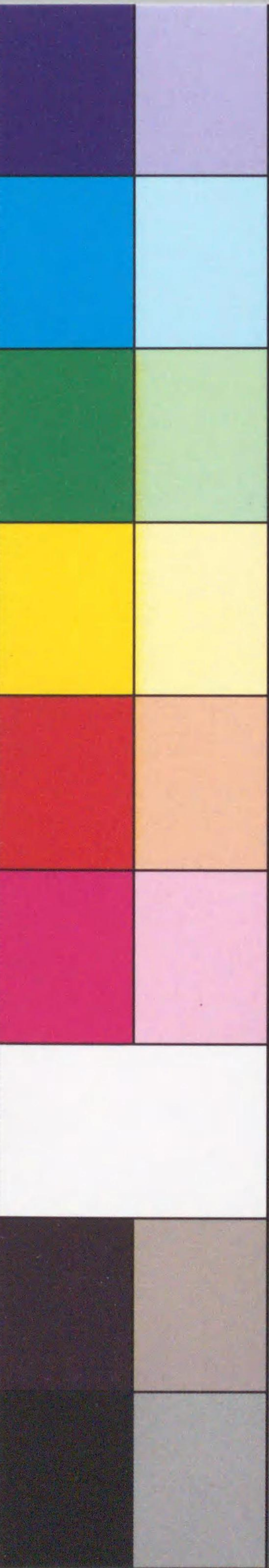
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Y994  
J8101



町會  
事務必携







I 種  
W



Y994-J8101

は し が き

時勢の推移に伴ひ、國家の要求を充たすに足る鞏固不動の國民基底組織たらしめるべく、昨秋來逸早く整備強化に着手した本市三千町會は、僅か一月餘りにして、その組織の整備を完了し今や正しく運営時代へと這入つたのである。さしも大がかりな整備も斯く短期間に遂行された事は全く市民の心からなる協力と各方面の援助とによるものであつて、本市の矜持とする所でなければならぬ。

これを機會に、整備經過の概況を記録し併せて町會運営に必要な關係資料を輯録し、今後の本市町會の適正なる育成發展に資する次第である。

昭和十六年四月

目 次

第一 大阪市町會の整備について

一 整備前における本市町會概略……………一頁

二 時勢の要求となつた町會の整備……………四

三 本市町會整備の概況……………五

    (一) 「大阪市町會規程」の制定……………五

    (二) 整備の目標……………六

    (三) 整備の状況……………六

    (四) 市民の協力……………一〇

四 周知宣傳方法……………一〇

五 整備成つた本市町會の現状……………一三

第二 關係資料

一 町會組織關係……………一三

    (一) 大阪市町會規程公布ニ關スル市長告諭(昭和十五年十一月二十一日大阪市告諭第一號)……………一三

    (二) 大阪市町會規程(昭和十五年十一月二十一日大阪市告示第六百六十一號)……………一四



(三) 豫算書、決算書、簿冊様式(昭和十五年十一月二十一日大阪市告示第六百七十五號).....	三三
(四) 町會整備ニ關スル件依命通牒(昭和十五年十一月二十一日區乙第二九六號).....	三六
(五) 本市町會ノ整備強化ニ際シ全職員ニ對スル市長訓示.....	四〇
(六) 聯合常會及區常會ノ構成ニ關スル件依命通牒(昭和十六年一月二十八日區乙第七三號).....	四一
(七) 町會部門制度ニ關スル件依命通牒(昭和十六年一月二十八日區乙第七四號).....	四三
(八) 部落會、町内會等整備ニ關スル内務省訓令(昭和十五年九月十一日内務省訓令第十七號).....	四五
(九) 部落會、町内會等ノ整備指導ニ關スル内務次官通牒(昭和十五年九月十一日内務省發地第九十一號).....	四八
(一〇) 部落會、町内會等整備ニ關スル大阪府知事訓令(昭和十五年十月二十三日大阪府訓令第二十三號).....	五一
二 町 籍 簿 關 係.....	五四
(一) 大阪市民調査票並町籍簿取扱心得.....	五四
(二) 大阪市民調査票並町籍簿整理方法.....	五七
三 物 資 配 給 關 係.....	六六
(一) 砂糖配給統制規則(昭和十五年十月四日商工省令第七十九號).....	六六
(二) 砂糖配給統制規則施行細則(昭和十五年十一月四日大阪府令第八十一號).....	七一
(三) マツチ配給統制規則(昭和十五年十月四日商工省令第八十號).....	七四
(四) マツチ配給統制規則施行細則(昭和十五年十一月四日大阪府令第八十號).....	七八
(五) 大阪市家庭用砂糖マツチ割當配給制實施要綱.....	八〇

(六) 大阪市家庭用砂糖特別割當配給制實施要綱.....	八七
(七) 大阪市特別需要マツチ割當配給制實施要綱.....	九〇
(八) 木炭配給統制規則(拔萃)(昭和十四年十二月十九日農林省令第六十八號).....	九三
(九) 大阪市家庭用燃料割當配給實施要綱.....	九三
(一〇) 牛乳及乳製品配給統制規則(昭和十五年十月十日農林省令八十九號).....	九七
(一一) 大阪市育兒用乳製品配給制實施要綱.....	一〇一
(一二) 大阪市飲用牛乳優先配給制實施要綱.....	一〇四
(一三) 大阪市出生兒用綿布配給制實施要綱.....	一〇五
(一四) 大阪市日本手拭配給制實施要綱.....	一〇六
(一五) 農山漁村向勞働作業衣用綿製品中紺織配給制實施要綱.....	一〇七
(一六) 大阪市米穀割當配給實施要綱.....	一〇九
四 統計調査關係.....	一一〇
(一) 資源調査法(昭和四年四月十二日法律第五十三號).....	一一〇
(二) 資源調査令(昭和四年十一月勅令第三百二十九號).....	一一一
(三) 商工省所管重要物資現在高調査規則(昭和十五年十二月第九百五號改正).....	一一三
(四) 農林省所管重要物資現在高調査規則(昭和十六年二月十日商工省令第七號).....	一一三
(五) 重要物資現在高調査ニ關スル件依命通牒(昭和十六年二月二十日企乙第一〇五號).....	一一八



(六)	勞務動態調査規則 (昭和十四年十一月二十八日厚生省令第三十八號) (昭和十五年六月十四日厚生省令第二十六號改正)	一三三
(七)	勞務動態調査事務取扱規程 (昭和十四年十一月三十日厚生省訓令第十六號) (昭和十五年六月十四日厚生省訓令第七號)	一三五
(八)	大阪市勞務動態調査事務取扱規程 (昭和十五年九月五日達第三百九十五號大阪市長)	一三八
五	防空關係	一三九
(一)	防空法 (昭和十二年四月五日法律第四十七號)	一三九
(二)	防空法施行令 (昭和十二年九月二十九日勅令第五百四十九號)	一四〇
(三)	大阪市隣組防空指導要綱	一四一
(四)	燈火管制規則 (昭和十三年四月四日) (内務・陸軍・海軍・遞信・鐵道省令第一號)	一五三
(五)	燈火管制規則施行細則 (昭和十三年七月六日大阪府令第八十四號)	一六〇
(六)	防空通信規則 (昭和十三年一月二十八日遞信省令第九號)	一六一
(七)	訓練防空警報規則 (昭和十三年四月五日內務省令第十二號)	一六三
(八)	警報類似行爲取締規則 (昭和十三年六月二日府令第七二號)	一六四
(九)	防空建築規則 (昭和十四年二月十七日內務省令第五號)	一六五
(一〇)	大阪市木造建物防火改修補助規程 (昭和十四年九月二十一日大阪府告示第五百六十八號)	一七一
(二)	木造建物防火改修組合規約準則	一七五
(追加)	町籍簿異動整理ニ關スル件通牒 (昭和十六年四月七日區乙第三六六號)	一七七

# 第一 大阪市町會の整備について



## 第一 大阪市町會の整備について

### 一 整備前における本市町會の概略

本市の町會は、俗に三千町會の名で知られて來たところであるが、その歴史は古くなく、昭和十三年四月十七日の自治制發布五十周年記念を卜して、全市一齊に結成されたもので、今回の改組整備まで僅々二年餘を経過したに過ぎない。

恰も、支那事變勃發以來の非常時局に對處し、市民の正しき時代意識と、そこから湧き出る愛國の至情とから、澎湃として起つた強き要求の現はれとして、結成されたのが本市の町會である。すなはち、本市の町會は、市民の熱誠ある自治精神の發露として、國民精神總動員運動の實踐母體たるべく、且つは自治行政の補完機關たらしむべく、飽くまでも和の精神を第一義とした全市民を結ぶ規律統制ある組織として生れ出たのであつた。爾來目まぐるしい時局の進展に伴つて續けられた活躍は實に素晴しく、その發展振りは驚異に値ひするものがある。

殊に、結成後間もなく、昭和十三年八月十五日から發端した「戦時市民生活運動」を中心とする三千町會の活潑なる活動は、第一期運動から第四期運動を通ずる前後約二ヶ年に亘り、或は銃後市民生活の強化に、或は國策遂行への協力に、將又庶民自治の顯揚にと數限りない實績を擧げて、大



阪市民の誇りとする熱意と実行力とを遺憾なく發揮するところとなつたのである。いま次に掲げるこの運動の四期間に及ぶ夫々の實踐綱目により、三千町會の活躍が十二分に伺ひ得られるであらう。

第一期運動（昭和十三年八月十五日より同年十一月十四日まで―三ヶ月間）

- 一 生活刷新  
生活の無駄排除  
簡素生活の樹立  
隣保生活の強化
- 二 消費節約  
物資の節約  
廢品不用品の活用  
貯蓄及献納の勵行
- 三 心身鍛鍊  
健康生活  
體位向上  
勤勞倍加

第二期運動（昭和十三年十二月一日より昭和十四年五月末まで―六ヶ月間）

- 一 勤勞倍加  
職場を守れ  
時間を活かせ  
擧つて貯蓄進んで献納
- 二 生活刷新  
生活は簡素に  
物資を愛せ  
鍛へよ心身  
護れ銃後  
住みよき町に  
揃つて奉仕
- 三 隣保團結

第三期運動（昭和十四年七月七日より同年十二月末まで―六ヶ月間）

- 一 金の集中
- 二 貯蓄の倍加
- 三 物資の愛護

第四期運動（昭和十五年一月一日より同年六月末まで―六ヶ月間）

- 一 金の動員  
金の賣却  
貯蓄の倍加
- 二 物の活用  
物資の愛護  
食糧品の尊重
- 三 力の集中  
隣保團結  
勤勞の倍加

斯く本市の町會は僅かの間に、驚異的な發展を遂げその存在は端倪すべからざるほど強大なものとなつて行つたのではあるが、然しながらこれを個別的に仔細に觀察するならば、然も時勢の急速なる變轉に即應して遺憾なからしむるためには、徒らに現狀に甘んじて拱手傍觀の態度を持する譯にはゆかない點がなかつたとは言ひ得ない。すなはち、その區域に於て、その役員に於て、その内部組織に於てその會計に於てなど、可及的速かに整備強化を計り、町會本然の使命達成に萬遺憾なきを期すべき要があつたことは否めない。

本市としては、恰も昨十五年四月の結成二周年を迎へるを機とし、まづ役員改選に備へて、從來



にまさる優秀人物の出馬を促すことに努力する一方、同二月一日現在による町會の實情を知る町會臺帳を調製したのであるが、この時から本市に於ける整備の第二步は踏み出されたと言ひ得る。

## 二 時勢の要求となつた町會の整備

かゝる間にも、内外の情勢は日を逐ふて深刻化し、町會に負荷される任務も益々重要となる趨勢に置かれた。就中、本市に於て昨十五年六月より實施された家庭用砂糖、マッチの切符制は、町會の擔當する所となり、茲に町會は戰時下、必然的に到來した統制經濟政策を運行する上に缺くべからざる組織として重大なる役割を受持つに至つた。こうした事情は、當然町會をして従前と異なり多分に公的な性格を賦課せしめることになり、町會の整備強化は愈々急務たることを痛感せしめた。

折しも、高度國防國家體制完成を目指す國內新體制確立の國是は決定され、萬民翼賛の國民新體制組織樹立の要求となり、その一翼として町會が國民基底組織たるべく取り上げられた。仍ち、九月十一日附を以て「部落會、町内會等整備要領」なる内務省訓令と「部落會、町内會等ノ整備指導ニ關スル件依命通牒」なる同次官通牒が公布發表せられ、遂に町會の整備は國家的緊要課題とまで發展して行つた。

茲に於てか、本市に於ても整備計畫を愈々本格的な軌道に乗せ、之が具體化を企圖することに決

定したのである。

## 三 本市町會整備の概況

### (一) 「大阪市町會規程」の制定

内務省訓令に依り、町會が從來の自主自發性より發展して公的な性格を賦與せられ、市區に繋がる下部行政組織とまで考へらるゝに至つた限り、本市に於ても當然、從來の様な單に標準規約を以て、三千町會の據り所とする程度では満足すべきでなくなつた。將來町會が、その荷負ふ共同的任務、教化的任務、國策的任務、經濟的任務の四大任務を圓滑に遂行してゆくためには、町會を一層鞏固な基礎の上に置くべきの要に迫られたのである。従て、今後本市の町會は斯くあるべし、斯く進むべしとの基準として本市町會を律する町會法典とも言ふべき「大阪市町會規程」を制定し、この規程に基いて三千町會の整備強化を計ることゝしたのである。

すなはち、内務省訓令の趣旨に鑑み、且つは過去二ヶ年に亘り得られた經驗に基き、本市町會の美點は飽くまでこれを生かし、改むべきは之を是正すると言ふ建前を持し「大阪市町會規程」の制定に着手した。言ひ換えれば、この「大阪市町會規程」に基いて三千町會の整備強化を計り、愈々益々これに磨きをかけることにあつたと言へる。

斯くて「大阪市町會規程」の骨子を主に、(1)區域、(2)役員、(3)隣組、(4)常會、(5)會計、(6)町會聯



合會、(7)市長の監督等の諸點に置いて進むこととした。まづ區政課に於て町會從來の體驗と實情に基き檢討を重ねて成案を得、これを基礎に屢次に亘る市首腦部會議、區長會議並關係課長會議を経た結果、遂に十一月二十一日附大阪市告示第六百六十一號を以て全文六十一條に及ぶ「大阪市町會規程」を公布した。こゝに大阪市町會は、萬民翼賛の新しい體制の下に置かれることとなり、大阪市政に一新機軸を劃したのである。

### (二) 整備の目標

この「大阪市町會規程」により、本市の町會は當然各般に亘り改組整備を斷行せしめらるゝに至つたのであるが、差當つて整備の目標とする所は大體次の諸點を擧げ得る。

(一) 區域 従前と同じ様に一町(丁目)一町會主義を原則とするが、戸數を大體百戸より三百戸までの標準とし、一層規制を持たしめること

(二) 役員 從來の單なる届出主義に留まつてゐた選任方法を改め、會長を市長委嘱に、副會長、監事、會計幹事を區長委嘱として一齊改選を行ふこと、この委嘱制により當然一層優秀人物の出馬を促すこととせること

(三) 隣組 町會の細部實踐組織として隣組の再編成、確立を行ふこと

### (三) 整備の状況

前述の通り、昭和十五年十一月二十一日「大阪市町會規程」の公布をみ、本市町會の整備は火蓋

を切ることとなつたのであるが、これに伴ひ同時に「大阪市町會規程公布ニ際シ市民各位ニ告グ」の市長告諭が發せられた。すなはち

「我が大阪市三千ノ町會ハ市民各位ノ熱誠アル自治精神ノ發露トシテ昭和十三年四月十七日自治制發布五十周年ヲ記念シ一齊ニ結成サレ今日ニ至ツタモノデアリマスガ……」

「高度國防國家體制ノ完成ハ不動ノ國是トシテ決定サレ……之ガ基底タルベキ町會ハ今ヤ其ノ性格、任務ニ於テ本來ノ美點タル自主自發ノ特性ヲ十分ニ發揮スルト共ニ益々國家ノ戰時的要求ヲ滿タスベキ一層強力且ツ公的ナルモノトシテ擴充強化ノ要愈々切實ヲ加フルニ至ツタノデアリマス」

「我が大阪市ニ於キマシテハ、政府ノ示達ニ基キ今回大阪市町會規程ヲ制定シ……本市三千ノ町會ヲ全市一丸ノ新體制下ニ置キ、以テ牢固タル地歩ヲ固メ益々時勢ノ進運ニ副ハシムルコト、致シタ次第デアリマス」

「市民各位ニ於カレマシテハ……本市ノ方針ニ則リ進ンデ町會ノ整備強化ニ全幅ノ力ヲ致シ速カニ鞏固ナル市民組織ヲ完成シ以テ大政翼賛ノ實ヲ擧ゲラレンコトヲ切望シテ已マザルモノデアリマス」

と大阪市町會規程に基く町會整備に對する全市民の全幅的協力を求むるところがあつた。

一方、同日附で各區長並出張所長宛に區政課長名を以て「町會整備ニ關スル件依命通牒」が發せ



られ、整備の方針が指示せられ、第一線に於ける一段の努力により、整備に萬全を期することゝした。

更に同日附大阪市告示第六百七十四號を以て「大阪市町會規程」に基いて市長の指定する區域を、また大阪市告示第六百七十五號を以て豫算書、簿冊等の様式を夫々告示した。

この市長の指定せる區域は實に一八二八町會の老なる數字に上つた。これは「大阪市町會規程」の公布に先立ち、豫め各區に於て曩に調製せる町會臺帳に基いて調査内定した結果の發表となつたものであり、この間の努力が並大抵でなかつたことを數字が如實に物語つてゐる。これにより六六二町會の増加となり、従來の二八六四町會より三五二六町會へと飛躍した。

引續き、町會役員を選任に移り、各區長よりの内申に基き愈々十二月一日附を以て、町會長の市長委嘱が始まり、町會聯合會役員は十二月十日附を以て始められた。

この間、十二月十五日には新年より實施の「市民生活新體制運動」に備へ、中之島中央公會堂に於て午前午後に亘り「市民生活新體制町會大會及同婦人大會」が本市主權を以て開催されたが、町會整備に大いに拍車をかけるところがあつた。

かうして「大阪市町會規程」公布の十一月二十一日より年末迄、僅か一月餘りの間に區域の整備役員を選任は殆んど全く終了するの好成績を示し、これに伴ふ隣組の再編成も着々進んで、新春早々には三五二六町會と七萬の隣組が勢揃ひし、力強い再出發をみせたのである。

### 大阪市町會整備一覽表

區名	人口	世帯數	町數	舊町會數	新町會數	増設數	地域指定町會數	舊町會聯合會數	新町會聯合會數	増設數
北區	二四、六六	五、六四	一八	一九	二四〇	四	七三	一九	一九	一
此花區	三三、〇七	四、七六	一五	一一	一〇三	九	一五六	一六	一七	一
東區	一六、〇三	二、八六	二五	一七	二五	八	四	一六	一六	一
西區	三三、八〇	三、八五	一七	一八	一九	一	三三	一一	一一	一
港區	三九、七五	七、八九	二六	二五	三四	九	二〇六	二四	二四	一
大正區	一五、五三	二、五三	一七	一三	三四	二	六九	二	二	一
天王寺區	二〇、三三	二、九七	一六	一六	一七	一	三	三	三	一
南區	一一、七四	二、三四	九	九	一〇四	一	三三	一一	一一	一
浪速區	一四、五七	三、〇六	八	九	一〇	一	五〇	五	五	一
西淀川區	三六、一四	四、五七	七	二六	三五	九	一五三	一六	一八	二
東淀川區	二六、一七	五、七〇	一五	二二	二八	六	一九	二四	二四	一
東成區	三七、四六	八、七八	一七	二二	三五〇	一三	二七	二二	二二	一
旭區	二四、〇六	五、七〇	一七	二二	三五〇	一三	二七	二二	二二	一
住吉區	三七、五三	五、七〇	一七	二二	三五〇	一三	二七	二二	二二	一
西成區	二四、七五	五、六四	二二	三三	四六	一三	三三	一六	一六	一
合計	三六、一五〇	七、一八三	二、二九	二、六四	三、五六	六三	一、八六	二、二二	二、五六	四

備考 一五・五・二市民調査同上 一五・八末現在 一五・一・二〇現在 一五・一・二二現在 一五・一・二三告示 一五・一・二〇現在 一五・一・二二現在



#### (四) 市民の協力

かくも本市の町會整備が極めて順調に進んだのは一に市民の協力と熱意とによるものにほかならない。すでに市民の間にありては「大阪市町會規程」の公布に先立ち、逸早く時局の認識により、新體制即應の心構へが醸成され、自ら町會整備の急務なることを強く感じ、待機の姿勢にあつたと云ふも過言ではない。

この市民の盛り上げる力は、遂に十一月十八日中之島公會堂に於ける各區町會聯合會、大阪市町會協議會共同主催に係る「新體制即應大阪市町會大會」の開催とまでに至つた。この大會に参加した三千町會の役員は「……………吾等三千町會ハ大阪市ノ方針ニ則リ其ノ機構ノ整備強化ニ全幅ノ力ヲ效シ新體制即應ノ町會タラシメ以テ萬民翼賛ノ臣道ヲ完ウセンコトヲ期ス」との力強い宣言をなし、更にこの宣言に基いて「……………我等町會役員ハ一同率先茲ニソノ職ヲ辭シ以テ新體制ニ即應センコトヲ期ス……………」と、決然たる態度が示された。かくの如く市民の眞摯なる態度は本市の町會整備を一段と促進せしむる上に多大の効果を齎らしたと云ふべく、實に力強い限りであつた。

#### 四周知宣傳方法

かほどまでの大がかりな整備を斷行するのであるから、市區當局のみの力によりては、萬全を期

し得ないので、全市民の協力に俟つべきであつた事は言ふまでもない、従つて、前述の通り「大阪市町會規程」公布と同時に市長告諭をも發したのであるが、この告諭は、全市町會の揭示板をはじめ、理髮店、浴場、さては市電車内などに掲示された。更に周知徹底を圖るため、新聞、ラヂオを利用してはもとより、本市刊行の公民時報(目下隣組時報と改題)を通じ、また町會の整備強化に全市民の協力を望むなるビラを全市の家庭に配布し、同時に「隣組の進み方」十萬部を刊行して、本整備に遺憾なからしめたのである。

殊に、本整備の重要性に鑑み、市職員としてこれに晏如たる態度は許さるべきでないので十二月一日附を以て「本市町會ノ整備強化ニ際シ全職員ノ協力ヲ望ム」として、市長訓示が發せられ、本市全職員は擧げて「コノ方針ヲ市民ニ滲透徹底セシメル爲、身ヲ挺シテ運動ニ參加シ、範ヲ市民ニ示スノ氣慨ヲ以テ事ニ當ルベシ」と命ぜられたのである。

#### 五 整備成つた本市町會の現状

かくて三五二六町會と七萬の隣組の組織は、市民の熱意と協力とにより立派に作り上げられ、まづこの新組織の町會へ本年元旦を期し、本市提唱の下に「市民生活新體制運動」が呼びかけられ、本市町會は「心構への新體制」「家庭生活の新體制」「隣組の新體制」の三大目標を目指して邁進することゝなつた。而して之が強調のため、新年四日より二十日間に亘り、そごう百貨店に於て「市



民生活新體制展」が開かれ大いに人氣を煽つた。

一方、一月二十八日には各區長、出張所長宛に區政課長名を以て「町會部門制度ニ關スル件依命通牒」並に「聯合常會及區常會ノ構成ニ關スル件依命通牒」が發せられ、こゝに本市町會は組織時代より運營時代へと進展して行つた。

すなはち本市に於ては町會及隣組の適正なる運營の指導に積極的になり出し、まづ隣組指導のため「隣組の進み方」第二輯として組長覺書十萬部を刊行頒布した。續いて三月七日を第一回として毎月繼續して行ふ大阪市町會「隣組講座」を設けると共に、町會々計の確立を目指して同五日より十九日迄の十五日間に亘り各區に於て「町會々計指導講習會」を開催し、更に同十三日と二十日から夫々五日間宛前後期に分つて「大阪市町會指導者鍊成講習會」の第一回を行ひ、各町會聯合會區域から一名宛選ばれた代表者二五六名の講習生を鍊成し、町會運營の推進員たらしめ、本市町會の擴充強化を圖らんとする等、大阪市四千町會並七萬の隣組は國家の要求する機能を遺憾なく發揮すべく堂々の行進を始めてゐる。

## 第一關係資料



## 第二關係資料

### 一 町會組織關係

#### (一) 大阪市町會規程公布ニ關スル市長告諭

大阪市告諭第一號

大阪市町會規程公布ニ際シ市民各位ニ告グ

我が大阪市三千ノ町會ハ市民各位ノ熱誠アル自治精神ノ發露トシテ昭和十三年四月十七日自治制發布五十周年ヲ記念シ一齊ニ結成サレ今日ニ至ツタノデアリマスガ、爾來二年有餘國民精神總動員運動ノ實踐母體トシテ、又自治行政ノ補完機關トシテ眞ニ目覺シキ活動ヲ續ケ、戰時下各般ニ亘ル市民生活ノ強化ニ努メ健全順調ナル發達ヲ遂ゲテ參リマシタコトハ洵ニ力强キ限リト存ジテ居ル所デアリマス

惟フニ時局ハ益々多事多端ヲ極メ、高度國防國家體制ノ完成ハ不動ノ國是トシテ決定サレ、之ガ具現ノタメ萬民翼贊ノ國民組織ノ確立ハ現下學國的ノ緊要課題タルコトハ更メテ申ス迄モナク、之ガ基底タルベキ町會ハ今ヤ其ノ性格、任務ニ於テ本來ノ美點タル自主自發ノ特性ヲ十分ニ發揮スルト共ニ益々國家ノ戰時的要求ヲ滿タスベキ一層強力且ツ公的ナルモノトシテ擴充強化ノ要愈々切實ヲ加フルニ至ツタノデアリマス

乃チ敍上ノ情勢ニ鑑ミ我が大阪市ニ於キマシテハ、政府ノ示達ニ基キ今回大阪市町會規程ヲ制定シ、輝ク傳統ト功績ニ盛ラレタ本市三千ノ町會ヲ全市一丸ノ新體制下ニ置キ、以テ牢固タル地歩ヲ固メ益々時勢ノ進運ニ副ハシムルコト



ト致シタ次第アリマス

市民各位ニ於カレマシテハ克ク此ノ趣旨ヲ理解サレマシテ本市ノ方針ニ則リ進ンデ町會ノ整備強化ニ全幅ノ力ヲ致シ速カニ鞏固ナル市民組織ヲ完成シ以テ大政翼賛ノ實ヲ擧ゲラレンコトヲ切望シテ已マザルモノデアリマス

昭和十五年十一月二十一日

大阪市長 坂 間 棟 治

### (二) 大阪市町會規程

大阪市告示第六百六十一號

大阪市町會規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十一月二十一日

大阪市長 坂 間 棟 治

### 大阪市町會規程

#### 第一章 町 會

##### 第一節 總 則

第一條 本市町會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ設立シ其ノ事業ヲ行フ

第二條 町會ハ隣保團結シ地方共同ノ任務ヲ遂行スルト共ニ國策ノ貫徹ヲ期シ萬民翼賛ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條 町會ノ區域ハ町(丁目)ノ地域ニ依ル但シ地域内ノ戸數三百ヲ超エ又八百ニ達セサルトキ其ノ他市長必要アリ

ト認ムルトキハ市長別段ノ區域ヲ指定スルコトアルヘシ

第四條 町會ノ名稱ハ當該町(丁目)名ヲ冠シ大阪市何區何々町會ト稱ス

第五條 町會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ以テ會員トス

一 區域内ニ在ル世帯

二 區域内ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準スルモノ

第六條 會員ハ町會ノ目的達成ニ協力シ其ノ會費ヲ負擔スルモノトス

第七條 町會ノ事務所ハ會長ノ適當ト認ムル所ニ之ヲ置ク

##### 第二節 事 業

第八條 町會ハ第二條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 敬神崇祖ニ關スル事項

二 隣保親睦及相互扶助ニ關スル事項

三 厚生、矯風及修養ニ關スル事項

四 保安自警ニ關スル事項

五 家庭防空組合ノ育成指導ニ關スル事項

六 經濟生活ノ安定ニ關スル事項

七 愛國、愛市、愛郷精神ノ涵養ニ關スル事項

八 國策及市區行政ヘノ協力ニ關スル事項

九 官公署トノ連絡ニ關スル事項

十 各種團體ヘノ援助協力ニ關スル事項

十一 其ノ他必要ナル事項



第三節 機關

第九條 町會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一人
- 副會長 三人以内
- 監事 二人以内
- 會計幹事 二人以内
- 組長 若干人

役員ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ケス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス  
中途就任シタル役員ノ任期ハ其ノ殘餘期間トス

第十條 會長ハ隣組組長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ者ニシテ市長ノ適當ト認ムル者ニ付市長之ヲ委囑ス

副會長、監事及會計幹事ハ隣組組長ノ協議ニ依リ推薦スル區域内ノ適任者ニ付區長之ヲ委囑ス

組長ハ隣組組長ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 會長ハ町會ヲ代表シ會務ヲ掌理ス

會長ハ町常會ヲ開キ其ノ座長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

監事ハ會計其ノ他ノ會務ヲ監査ス

會計幹事ハ町會ノ會計一切ヲ司ル

組長ハ會長ノ命ニ依リ會務ノ執行ニ當ル

會長、副會長、監事及會計幹事ハ彼此其ノ職ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十二條 町會役員ハ無報酬トス

第十三條 町會役員ヲ以テ町常會ヲ組織ス

町常會ハ毎月之ヲ開催シ會務ノ執行ニ付協議ス

第十四條 町會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲部門制度ヲ設クルコトヲ得

第十五條 第九條ニ定ムルモノノ外町會ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

職員ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十六條 會長ハ毎年一回以上會務及會計ノ狀況等重要事項ヲ會員ニ報告スルモノトス

第四節 隣組

第十七條 町會ハ其ノ目的達成ヲ圖ル爲其ノ區域ヲ分チ隣組ヲ設ク

第十八條 隣組ノ區域ハ概ネ左ノ標準ニ依リ町常會ノ議ヲ經テ會長之ヲ定ム隣組ノ廢置分合、區域變更ヲ爲サントス

ルトキ亦同シ

一 隣接スル十世帯内外

二 十世帯以上ヲ收容スルアパート、寄宿舍、貸事務所及之ニ類スルモノ

第十九條 隣組ノ名稱ハ一連番號ヲ付シ何々町會第何組ト稱ス

第二十條 隣組ハ毎月必ス組常會ヲ開キ各種事項ノ實踐ニ努メ併セテ會員相互ノ親和輯睦ヲ圖ルモノトス

第二十一條 隣組ニ組長ヲ置ク



組長ハ組内ノ適任者ニ付組常會ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

組長ハ組ヲ代表シ組内各般ノ世話ニ當ル

組長必要アリト認ムルトキハ第二項ノ例ニ依リ副組長一人ヲ置クコトヲ得

副組長ハ組長ヲ輔佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

組長及副組長ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ケス

第九條第三項及第四項ノ規定ハ組長及副組長ニ之ヲ準用ス

第二十二條 組長及副組長ハ無報酬トス

第二十三條 隣組ハ組長及副組長ヲ決定シタルトキハ直ニ町會ニ報告スヘシ

第二十四條 隣組ニ月當番ヲ置ク

月當番ハ各戸輪番トシ組長ノ指示ヲ受ケ組内諸般ノ事務ニ従事ス

#### 第五節 會計

第二十五條 町會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 町會ノ經費ハ會費、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十七條 前條ニ定ムル收入ハ之ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ之ヲ豫算ニ計上スヘシ

第二十八條 豫算ハ年度開始前、決算ハ年度終了後二月以内ニ之ヲ會長ヨリ町常會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルモノトス

前項ノ承認ヲ經タルトキハ會長ハ豫算、決算及事務ノ概要ヲ市長ニ報告スヘシ

第二十九條 豫算ノ追加、更正及流用ノ必要アルトキハ町常會ノ議ヲ經テ之ヲ行フモノトス

第三十條 會費ハ町常會ニ於テ其ノ徵收額標準ヲ定メ會員ニ應分負擔セシムルモノトス但シ會長必要ト認ムルトキハ

町常會ノ議ヲ經テ之ヲ減免又ハ猶豫スルコトヲ得

第三十一條 會費ハ毎月組長之ヲ徵收シ會計幹事ニ送納スルモノトス

第三十二條 會計幹事ハ會長ノ命令アルニ非サレハ收入支出ヲナスコトヲ得ス

第三十三條 町會ノ收入支出ハ所定ノ傳票ニ依ルモノトシ總テ證據書類ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第三十四條 財産及現金ノ保管方法並條件附寄附金ノ收受ハ町常會ノ承認ヲ受クルモノトス

第三十五條 會計幹事ハ所定ノ帳簿ニ依リ常ニ記簿整理シ會長ニ經理狀況ヲ報告スルト共ニ隨時之ヲ町常會ニ提示ス

ヘシ

第三十六條 他ノ團體ヨリ經費徵收ノ委託ヲ受ケタルトキハ町會ノ會計ト區別シ其ノ收入支出ヲ明確ナラシムヘシ

#### 第六節 簿冊

第三十七條 町會ニハ町籍簿ヲ備付ケ区域内會員ニ付漏レナク調査整理スルモノトス

第三十八條 町會ニハ左ノ簿冊ヲ整備スヘシ

一 役員名簿

二 財産臺帳

三 金錢出納簿

四 會費收納臺帳

五 受託金受拂簿

六 其ノ他必要ナル帳簿

#### 第二章 町會聯合會



第三十九條 町會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖ル爲小學校通學區域内ニアル町會ヲ以テ町會聯合會ヲ組織ス  
前項ノ區域ニ依リ難キモノニ付テハ市長別ニ之ヲ定ム

第四十條 町會聯合會ハ小學校名ヲ冠シ大阪市何區何々町會聯合會ト稱ス

第四十一條 町會聯合會ノ事務所ハ會長ノ適當ト認ムル所ニ之ヲ置ク

第四十二條 町會聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 二人以内

監事 二人以内

會計理事 一人

理事 若干人

役員ノ任期其ノ他ニ關シテハ第九條第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

第四十三條 會長ハ區域内町會長ノ意見ヲ徵シ區域内ノ者ニ付市長之ヲ委囑ス

副會長、監事及會計理事ハ區域内町會長ノ互選シタル者ニ付市長之ヲ委囑ス

理事ハ區域内町會長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

第四十四條 會長ハ町會聯合會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長ハ必要ノ都度役員會ヲ開キ其ノ座長トナル

副會長ニ關シテハ第十一條第三項、監事ニ關シテハ同條第四項、會計理事ニ關シテハ同條第五項ノ規定ヲ準用ス

理事ハ役員會ノ審議ニ參畫シ會務ノ執行ニ當ル

會長、副會長、監事及會計理事ハ彼此其ノ職ヲ兼スルコトヲ得ス

第四十五條 會長ハ區域内諸般ノ連絡調整ニ關シ必要ナル事項ヲ協議スル爲聯合常會ヲ開キ其ノ座長トナル

聯合常會ハ町會聯合會役員及區域内市長ノ指定スル團體代表者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十六條 町會聯合會ノ經費ハ町會分擔金、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十七條 前條ノ分擔金ハ區域内各町會ノ負擔トシ其ノ分擔額ハ役員會ノ審議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十八條 第十二條、第十四條乃至第十六條、第二十五條、第二十七條乃至第二十九條、第三十二條乃至第三十六條、第三十八條ノ規定ハ町會聯合會ニ之ヲ準用ス

### 第三章 區常會

第四十九條 區ニ區常會ヲ置ク

第五十條 區常會ハ區及區内各種團體相互間ノ連絡調整ヲ圖リ以テ區内行政ノ綜合的運營ニ資スル爲必要ナル事項ヲ

協議スルヲ目的トス

第五十一條 區常會ノ名稱ハ區名ヲ冠シ大阪市何々區常會ト稱ス

第五十二條 區常會ハ區長ヲ中心トシ市長ノ命シ又ハ委囑シタル左ノ者ヲ以テ組織ス

一 區内ノ町會聯合會長

二 區内ノ各種團體代表者

三 區選出市會議員

四 關係官公吏

五 其ノ他市長ノ適當ト認ムル者



第五十三條 區長ハ毎月區常會ヲ開キ其ノ座長トナル區常會ノ狀況ハ其ノ都度市長ニ報告スルモノトス

第四章 監督

第五十四條 町會及町會聯合會ノ事業及會計ニ付テハ市長ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十五條 市長ハ隨時吏員ヲシテ町會及町會聯合會ノ會務及會計ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

第五十六條 市長ハ町會及町會聯合會ノ事業其ノ他ニ付報告ヲ求ムルコトアルヘシ

第五十七條 町會及町會聯合會ニ關スル報告、届出等ニ關シテハ當該區長ヲ經由スヘシ

附 則

第五十八條 本規程施行ノ際現ニ存スル町會及町會聯合會ハ別段ノ定ナキ限り本規程ニ依リ設立サレタルモノト看做ス

第五十九條 本規程施行ノ際ニ於ケル町會役員ハ従前ノ町會ノ組長又ハ之ニ相當スル者(組組織ヲ有セサル町會ニ於テハ家庭防空組長)ノ意見ヲ徵シ會長ハ市長、副會長、監事及會計幹事ハ區長之ヲ委囑ス

第六十條 町會及町會聯合會ハ本規程施行後遲滞ナク財産目錄、豫算書等ヲ添ヘ市長ニ届出ツヘシ

第六十一條 本規程ニ定ムル豫算書、簿冊等ノ様式其ノ他必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

(三) 豫算書、決算書、簿冊様式

大阪市告示第六百七十五號

大阪市町會規程第六十一條ニ依ル豫算(決算)書、簿冊等ノ様式左ノ通相定ム

昭和十五年十二月二十一日

豫算書(決算書)様式

昭和 年度大阪市何區何々町會歳入出豫算(決算)

大阪市長 坂 間 棟 治

一金 歳 入 圓也

歳 入 豫 算 高 (收入高)

一金 歳 出 圓也

歳 出 豫 算 高 (支出高)

(二) 金 歳 入 圓也

(收支差引殘金)

科 款	項 目	本年 度 豫 算 額 (決 算 額)		前 年 度 豫 算 額 (豫 算 額)		增 減 △ 減	附 記 (別途指示)
		円	円	円	円		
一 財 産 收 入	一 利 子						
	二 物 件 貸 付 料						
二 會 費 收 入							



八分擔金	七其ノ他事業諸費	六兵事費	五防衛費	四厚生費	三祭祀慶弔費	二事務費			
一其ノ他事業諸費	一兵事費	二防空防火費	一自警費	二保健費	一教養費	二慶弔費	一祭事費	二需用費	一給與

歲入	六雜收入	五繰越金	四寄附金	三助成金	
				一市交付金	二其ノ他交付金
合計	一雜收入	一前年度繰越金	一寄附金	一會費收入	

一集會費	二其ノ他集會費	科 款 目	本年 度 豫 算 額		前 年 度 豫 算 額		增 △ 減	附 記
			円	円	円	円		















(支第 號)

町會長	會計幹事	記簿金納簿	記簿豫引簿
本書ノ金額ヲ支拂フモノトス			
昭和 年 月 日	出 款	項	
用途			

(備考) 町會聯合會ノ様式ハ右ニ準ズ  
 (六) 支出傳票

入 傳 票	大阪市何區何々町會々計幹事殿	氏 名
一金	領 收 書	取 線
但	右正ニ領收候也	
昭和 年 月 日		
殿	大阪市何區何々町會々計幹事 何	某 印

(收第 號)

町會長	會計幹事	記簿金納簿	記簿豫引簿
左記ノ金額ヲ收入スルモノトス			
昭和 年 月 日	現金預ケ入	昭和 年 月 日	項 印
昭和 年 月 日	年度歳入		
右 納 金 候 也			
但			
一金			
昭和 年 月 日			

(住所又ハ町會ニ於ケル職名)

(四) 寄附收納臺帳

番 號	受 領 年 月 日	金 額	住 所 氏 名	備 考
第 號	年 月 日	金	殿	
第 號	年 月 日	金	殿	
第 號	年 月 日	金	殿	

(五) 收入傳票



役名氏	名隣組名住	所電話	生年月日	職業	就任日附	退任日附	摘要
第組			年月日				

(10) 役員名簿

(町會)

番號	金額	隣組名	會組名	及員氏	摘要	昭和年月日	受附	町會取計	支附	他領者印	拂體ノ	備考
外第	名分	組	名	名		昭	日	幹事	日	受領者	印	考

(九) 受託金受渡簿

(町會)

月日種	類	所在地	建坪又ハ坪數	評價額	備考
-----	---	-----	--------	-----	----

(八) 同

(二) 不動産

月日種	類	現金	預金	有價證券	計	備考
-----	---	----	----	------	---	----

(七) 基本財産臺帳 (一) 現金其ノ他

(備考) 町會聯合會ノ様式ハ右ニ準ス

書收領	書求請	票傳出支
前記ノ金額正ニ領收候也 昭和 年 月 日 大阪市何區何々町會長殿	右請求候也 昭和 年 月 日 大阪市何區何々町會長殿 (住所職名) (氏名)	一金 但 (左記内譯ノ通り)
氏名印		
	種別内譯	
	數	
	量	
	單	
	價	
	合	
	價	



(四) 町會整備ニ關スル件(依命通牒)

(昭和十五年十一月二十二日區乙第二九六號)  
各區長各區出張所長宛、區政課長)

本日大阪市告示第六六一號ヲ以テ大阪市町會規程ヲ制定シ本市町會ノ全面的整備強化ヲ圖リ以テ萬民翼賛ノ實ヲ擧ゲシムル事ト相成候ニ就テハ時局下町會ノ擔フ公的使命ノ重大性ニ鑑ミ本規程ノ運用竝ニ町會ノ整備ニ關シテハ特ニ左記事項留意ノ上其ノ實效ヲ擧グルニ萬遺漏ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

記

- 一 本規程ノ實施ト之ニ伴フ町會ノ整備ニ當リテハ其ノ趣旨目的ヲ充分徹底セシムルハ固ヨリ、今後町會ノ擔フ使命ノ重大性ヲ克ク認識セシメ、以テ市民ノ理解ト協力ニ依リテ區内一體トナリ、眞ニ實質的ナル整備強化ヲ斷行シ、單ナル形式的改組ニ墮セザルコト
- 二 整備ノ實施竝ニ町會ノ運營ニ當リテハ、翼賛體制ノ下部組織トシテ有スル公的機能ヲ發揮セシムルト共ニ、町會ノ自主自發的要素ヲ失ハシメザル様努ムルコト
- 三 従前ノ町會ニシテ本規程ニ合致セザルモノハ將來ノ地域的協同活動等ヲ充分考慮ノ上、此ノ際徹底シタル整備ヲナスコト
- 四 規程第三條但書ニ依ル區域ハソノ町會ノ名稱ト併セ告示スルコトニナリタルヲ以テ、都度市長宛申請スルコト

- 五 隣組々長ヲ除ク町會役員ハ區長ニ於テ従前ノ町會ノ組長ノ意向ヲ徵シ會長ニ付テハ市長ニ内申シ、副會長、監事及會計幹事ニ付テハ區長之ヲ委囑スルコト  
隣組組長ハ前項役員選任後隣組整備ノ上夫々決定セシムル様指導スルコト
- 六 役員ハ努メテ、左記該當者ニ付委囑相成様留意スルコト  
(イ) 人格徳望アル人士ニシテ實行力アル者タルコト  
(ロ) 學識又ハ相當ノ經歷ヲ有シ眞ニ指導者タルノ素質ヲ有スル者タルコト  
(ハ) 同一町内ニ成ルベク一年以上居住スル者タルコト
- 七 整備ニ當リ合併分割ヲナシタル町會ノ財産ニ付キテハ従前ノ町會ヨリ新町會ニ引繼ヲ完了セシムル様特ニ指導スルコト
- 八 役員交替シタル場合ハ従前ノ役員ヨリ新役員ニ事務竝ニ役員徽章ノ引繼ヲ完全ニ行ハシムル様指導スルコト
- 九 隣組ノ整備、會計ノ指導、部門制度ノ確立(近ク通牒ス)、役員ノ鍊成、常會ノ振興其ノ他ニ付テハ町會及町會聯合會ノ區域ノ改組、役員(組長ヲ除ク)ノ選任後順次行フ様指導スルコト
- 十 町會及町會聯合會ノ運營ハ左ノ方針ニ依ルコト  
(イ) 町會及町會聯合會ハ區長ノ統轄下ニ之ヲ置キ區内ノ融合統一ニ留意スルコト  
(ロ) 町會及町會聯合會ハ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ常ニ全住民ノ積極的協力ヲ促スコト  
(ハ) 町會ハ市區行政ノ補完組織トシテ市區ト緊密ナル連絡ノ下ニ必要ナル任務ヲ遂行セシムルコトトシ、其ノ事務ニ付テハ努メテ合理化ヲ圖リ之ガ爲メニ其ノ事務的負擔ヲ過重ナラシメザル様留意スルコト



(ニ) 隣組ハ町會ノ隣保實踐組織トシテ直接各戸ノ協力ヲ要スルヲ以テ其ノ編成ニ當リテハ全會員ノ活潑ナル活動ト其ノ目的達成ニ便ナル様格段ノ努力ヲ拂フコト

(ホ) 町會ニ於ケル會計制度ノ整備刷新ハ町會ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニ絶対必要ナルヲ以テ、自發的ニ會計ノ整備ニ努メシメ、積極的ニ之ガ指導ヲ行フコト

(ハ) 會費ノ負擔ニ付テハ過重ニ陥ラザル様努ムルハ固ヨリ、各戸ノ負擔能力ニ應ジテ之ガ適正ヲ期スルノ外、隣組ニ於テハ隣組ノ經費ヲ別途徴收セシメザルコト

十一 常會ノ運用ニ付テハ特ニ左ノ點ニ留意スルコト

(イ) 隣組及町會ハ常會ノ適切ナル運用ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ルモノナルニ依リ、常會ノ勵行ト之ガ指導ニ格段ノ努力ヲ拂フコト

聯合常會ニ付キテモ亦同ジ

(ロ) 常會ノ指導ニ當リテハ飽クマデ住民ノ和衷協同ヲ前提トシ、以テ上意下達、下意上達ヲ圓滑ニ調整シ、併せて相互ノ教化啓發ト切磋琢磨ニ依リテ市民生活ノ充實向上ヲ圖リ、職域奉公ノ實ヲ擧ゲシムルニ努メ、スベテ區域内住民ノ自律的協同實踐ヲ主眼トセシムルコト

(ハ) 各種團體トノ圓滑ナル連絡協調ハ、特ニ常會ヲ通ジテ其ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト

(ニ) 區常會ハ毎月上旬ニ之ヲ開催スルコトトシ、聯合常會、町常會、隣組常會ノ定日ハ夫々上級常會終了後成ルベク速カニ開催スル様定メシムルコト

(ホ) 組常會ハ隣組々長之ガ中心トナリ成ルベク組内全會員ノ参加ニ依リ、毎月一回以上定日ニ開催スルノ外會場ハ成ルベク各戸輪番トシ、極力經費ヲ要セザラシムル様努ムルコト

十三 所謂舊町内會ニ對シテハ此ノ際一齊ニ解散ヲ慫慂シ財産ハ成ルベク町會ニ引繼ガシムルコト

十四 町會竝ニ町會聯合會ニ於ケル自主的規約ハ概ネ左ノ基準ニ依ラシムルコト

### 町會規約基準

第 條 本會ハ何々(又ハ何々町何丁目)町會ト稱ス

第 條 本會ノ區域ハ何々町(又ハ何々町何丁目)ノ地域一圓トス

(本會ノ區域ハ大阪市告示第 號ニ依リ公示セラレタル地域トス)

第 條 本會ハ大阪市町會規程ニ依リ之ヲ設置シ其ノ事業ヲ行フ

第 條 本會ノ事務所ハ〇〇〇ニ置ク

第 條 (其ノ他具體的事項)

第 條 本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

### 町會聯合會規約基準

第 條 本會ハ何々(校名)町會聯合會ト稱ス

第 條 本會ノ區域ハ何々小學校ノ通學區域内ニ在ル町會ヲ以テ組織スルモノトス

第 條 本會ハ大阪市町會規程ニ依リ之ヲ設置シ其ノ事業ヲ行フ

第 條 本會ノ事務所ハ〇〇〇ニ置ク

第 條 (其ノ他具體的事項)

第 條 本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス



(五) 本市町會ノ整備強化ニ際シ全職員ニ對スル市長訓示

本市町會ノ整備強化ニ際シ全職員ノ協力ヲ望ム

本市町會ハ昭和十三年四月十七日、自治制發布五十周年ヲ機トシ、全國ノ都市ニ魁ケテ結成ヲ見、爾來年ヲ閱スルコト二年有餘、國民精神總動員運動ノ實踐ニ、自治行政ノ補完ニ、著シイ效果ヲ擧ゲ來ツタコトハ諸君ノ御承知ノ通りデアリマス

然シナガラ時局ノ進展ハ、更ニコレガ全面的整備強化ヲ緊要トスルニ至リマシタノデ、本市ハ政府ノ指示ニ基キ客月二十一日大阪市の町會規程ヲ公布シテソノ方針ヲ闡明シ、又市長告諭ヲ以テ全市民ノ協力ヲ要請シタノデアリマスシカモコトノ成否タルヤ、全市民ノ熱意ト努力ニ俟ツハ勿論デアリマスガ、本市ニ職ヲ奉ズル吾々トシテハ、先ヅ以テコノ方針ヲ市民ニ滲透徹底セシメル爲、身ヲ挺シテ運動ニ參加シ、範ヲ市民ニ示スノ氣慨ヲ持ツテ事ニ當ラネバナラヌト信ズルノデアリマス

即チ諸君ハ内ニアツテハ職員トシテ各自ノ職分ニ益々精勵シテ、職域奉公ノ誠ヲ致スト共ニ他面出デテハ町會、隣組ノ一員トシテ、コレガ常會等ノ開催ニ當ツテハ率先出席スルハ勿論更ニ役員ニ付テモ町内適任者ヲ推薦スルヲ第一義トスベキモ強ヒテ推薦ヲ受ケレバ自ラソノ職ヲモ引受ケ、コノ國民組織完成ノ一日モ速カナランコトヲ期セラレタイノデアリマス

カクテコソ市職員ト市民トガ眞ニ融和提携シテ大政翼賛、自治振興ノ道ニ邁進シ得ルモノト信ズルノデアリマス茲ニ諸君ノ協力ヲ衷心ヨリ希望スル次第デアリマス

昭和十五年十二月一日

大阪市長 坂 間 棟 治

(六) 聯合常會及區常會ノ構成ニ關スル件(依命通牒)

(昭和十六年一月二十八日區乙第七三號) 各區長各區出張所長宛、區政課長)

本市町會規程第四十五條及同第五十條ノ規定ニ基キ組織スベキ聯合常會及區常會ノ構成ニ關シテハ左記事項留意ノ上措置相成度依命此段及通牒候也

記

一 聯合常會ノ構成員中市長ノ指定スル團體代表者ハ左ノ者トスルコト

- (イ) 銃後奉公會長
- (ロ) 衛生組合代表者 一名
- (ハ) 帝國在郷軍人分會長
- (ニ) 青年團長(特殊青年團長ヲ除ク)
- (ホ) 女子青年團長
- (ヘ) 警 防 團 長
- (ト) 方面委員代表者 一名
- (チ) 婦人代表者 三名以内
- (リ) 小 學 校 長



二 區常會ノ構成員中町會規程第五十二條第二號第四號及第五號ニツイテハ左ノ者トスルコト

- (イ) 銚後奉公會聯合會副會長 一名
  - (ロ) 衛生組合區聯合會長
  - (ハ) 帝國在郷軍人聯合分會長
  - (ニ) 區青少年團代表者 二名
  - (ホ) 警防團長代表者 一名
  - (ヘ) 所轄警察署長及消防署長
  - (ト) 方面常務委員代表者 一名
  - (チ) 財産區ノ區會正副議長
  - (リ) 青年學校長代表者 一名
  - (ヌ) 小學校長代表者 一名
  - (ル) 婦人代表者 三名以内
  - (ヲ) 學識經驗者 五名以内
- 三 區常會ノ構成員ニ付テハ區長ノ内申ニ基キ市長之ヲ委囑セラル、ニ付可及的速カニソノ手續ヲナスコト
- 四 各代表者ノ選定ハ夫々ノ團體長及關係者ニ區長ヨリ依頼シソノ推薦ニ係ル代表者ヲ構成員トスルコト

(七) 町會部門制度ニ關スル件(依命通牒)

(昭和十六年一月二十八日區乙第七四號)  
各區長各區出張所長宛、區政課長)

本市町會又ハ町會聯合會ニシテ大阪市町會規程第十四條或ハ第四十八條ニ基キ部門制度ヲ設クルモノニ對シテハ爾今左記ニ據ラシムルコトト相成候條御了知ノ上之ガ指導ニ遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

一 部門制度設置ノ趣旨

町會ノ活動内容ハ市民ノ共同生活ニ關聯セル各般ノ事項ニ亘ルモノナルヲ以テ内務次官通牒ニモ明示シアル如ク部制ヲ設ケ區域内各團體トノ有機的連繫ヲ保ツト共ニ夫々ソノ職ヲ分擔シ各種事業ノ綜合的活動ノ圓滑ナル遂行ト其ノ成果ノ萬全ヲ期スルコト

二 町會聯合會ノ部門制度

(イ) 部門ノ種類ハ概ネ左記ニ依ラシムルコト

1 庶務部

敬神崇祖ニ關スル事項及總括的庶務的事務ニ關スル事項並貯蓄物資配給ニ關スル事項其ノ他他ノ部ニ屬セザル事項

2 婦人部

町會婦人部ニ關スル事項並婦人團體ヘノ協力連絡ニ關スル事項

3 援護部



軍事援護事業へノ協力並銃後奉公會其ノ他關係團體トノ連絡ニ關スル事項

4 防 護 部  
防空、防護へノ協力並警防團其ノ他關係團體トノ連絡ニ關スル事項

5 衛 生 部  
保健、衛生、體位向上事業へノ協力並衛生組合其ノ他關係團體トノ連絡ニ關スル事項

(ロ) 各部ニ部長ヲ置クコト

部長ハ部門制度設置ノ趣旨ニ鑑ミ夫々ノ關係團體役員ヲ之ニ充テ以テ相互ノ人的連繫ヲ圖ラシムルコト

但シ庶務部長ハ町會聯合會副會長或ハ同役員中ノ適任者又婦人部長ハ町會婦人部長中ノ適任者ヲ之ニ充ツルコト

(ハ) 部長ハ關係方面トノ連絡ニ任ジ町會聯合會長ノ旨ヲ受ケ部ノ事務事業ヲ行フ

(ニ) 部長ニ對シ市區長ハ委囑ノ手續ハ採ラザルモ必要ニ應ジ區長ハ關係方面ヘ夫々聯絡諒解ヲ求ムルコト

三 町會ノ部門制度  
(イ) 部門ノ種類ハ概ネ左記ニ依ラシムルコト

- 1 庶 務 部
- 2 婦 人 部
- 3 事 業 部

但シ事業部ハ必要ニ應ジ適宜數係ニ分チ得ルコト

(ロ) 各部ニ部長ヲ置クコト

部長ハ町會役員又ハ其ノ他ノ適任者ヲ以テ之ニ充テシムルコト

但シ婦人部長ハ區域内婦人中ノ適任者ヲ充ツルコト部長ハ會長ノ旨ヲ受ケ部ノ事務事業ヲ行フ

(ハ) 部長及係長ニ對シ市區長ハ委囑ノ手續ハ採ラズ

四 其 他

(イ) 部門制度設置ニ當リ部旗ノ調製、部費ノ徵收ハ之ヲ爲サシメザルコト

(ロ) 部ニ經費必要アル場合ハ町會費或ハ町會聯合會費中ヨリ之ヲ支出スルコト

**(八) 部落會、町内會等整備ニ關スル内務省訓令**

内務省訓令第十七號

廳 府 縣

隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル爲左ノ要領ニ依リ部落會町内會等ヲ整備セントス仍テ之ガ實績ヲ擧グルニ努ムベシ

昭和十五年九月十一日

部落會町内會等整備要領

内務大臣 安 井 英 二

第一 目 的

一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

二 國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織タラシムルコト

三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト

四 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト



第二組 織

一 部落會及町内會

- (一) 市町村ノ區域ヲ分チ村落ニハ部落會、市街地ニハ町内會ヲ組織スルコト
- (二) 部落會及町内會ノ名稱ハ適宜定ムルコト
- (三) 部落會及町内會ハ區域内全戸ヲ以テ組織スルコト
- (四) 部落會及町内會ハ部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域の組織タルト共ニ市町村ノ補助的下部組織トスルコト
- (五) 部落會ノ區域ハ行政區其ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ斟酌シ地域の協同活動ヲ爲スニ適當ナル區域トスルコト
- (六) 町内會ノ區域ハ原則トシテ都市ノ町若ハ丁目又ハ行政區ノ區域ニ依ルコト但シ土地ノ狀況ニ應ジ必ズシモ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- (七) 必要アルトキハ適當ナル區域ニ依リ町内會聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト
- (八) 部落會及町内會ニ會長ヲ置クコト會長ノ選任ハ地方ノ事情ニ應ジ從來ノ慣行ニ從ヒ部落又ハ町内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依ルモ形式的ニハ勘クトモ市町村長ニ於テ之ヲ選任乃至告示スルコト
- (九) 部落會及町内會ハ必要ニ應ジ職員ヲ置キ得ルコト
- (十) 部落會及町内會ニハ左ノ要領ニ依ル常會ヲ設クルコト
- (イ) 部落常會及町内常會ハ會長ノ招集ニ依リ全戸集會スルコト但シ區域内隣保班代表者ヲ以テ區域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト
- (ロ) 部落常會及町内常會ハ第一ノ目的ヲ達成スル爲物心兩面ニ亙リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルコト

二 隣保班

(ハ) 部落會及町内會區域内ノ各種會合ハ成ルベク部落常會及町内常會ニ統合スルコト

- (一) 部落會及町内會ノ下ニ十戸内外ノ戸數ヨリ成ル隣保班(名稱適宜)ヲ組織スルコト
- (二) 隣保班ノ組織ニ當リテハ五人組、十人組等ノ舊慣中存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採リ入ルルコト
- (三) 隣保班ハ部落會又ハ町内會ノ隣保實行組織トスルコト
- (四) 隣保班ニハ代表者(名稱適宜)ヲ置クコト
- (五) 隣保班ノ常會ヲ開催スルコト
- (六) 必要アルトキハ隣保班ノ聯合組織ヲ設クルコトヲ得ルコト

三 市町村常會

- (一) 市町村(六大都市ニ在リテハ區以下同ジ)ニ市町村常會(六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同ジ)ヲ設置スルコト
- (二) 市町村常會ハ市町村長(六大都市ノ區ニ在リテハ區長)ヲ中心トシ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及市町村内各種團體代表者其ノ他適當ナル者ヲ以テ組織スルコト
- (三) 市町村常會ハ市町村内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運營ヲ圖リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト
- (四) 市町村ニ於ケル各種委員會等ハ成ルベク市町村常會ニ統合スルコト



(九) 部落會、町内會等ノ整備指導ニ關スル内務次官通牒

(昭和十五年九月十一日内務省發地第九一號)  
北海道廳長官各府縣知事宛、内務次官

本日内務省訓令第十七號ヲ以テ部落會町内會等ノ整備ニ關シ訓令相成候處之ガ整備並ニ指導ニ付テハ左記各號ノ事項ニ留意シ其ノ實效ヲ舉グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一 部落會、町内會及隣保班ノ整備ニ付テハ其ノ目的ヲ充分徹底セシメ住民ノ理解ト協力ヲ促シ形式的整備ニ墮スルコトナキヤウ留意スルノ外左ノ方針ニ依ラシムルコト

(一) 既ニ部落會、町内會又ハ隣保班ノ設置ヲ見タル場合ト雖モ其ノ區域、構成等不適當ナルトキハ所定ノ方針ニ從ヒ必要ナル再編成ヲ爲スコト

(二) 部落會、町内會及隣保班ノ名稱ハ適宜ナルモ少クトモ其ノ本旨ヲ示スモノタルコト

(三) 部落會及町内會ノ區域ヲ定ムルニ當リテハ併セテ區域内ノ戶數ヲモ考慮ニ加フルコト

(四) 行政區其ノ他部落又ハ町内ヲ單位トスル各種團體ノ區域ヲ部落會又ハ町内會ノ區域ト一致セシムル様整理統一スルコト

(五) 町内會聯合會ハ市(六大都市ニ在リテハ區)町村ノ區域内町内會數多數ナル場合必要ニ應ジ組織スルコトヲ得ルモ市(六大都市ノ區ヲ含ム)町村ヲ全區域トスル町内會聯合會ノ組織ハ之ヲ認メザルコト

(六) 部落會及町内會ノ會長ハ區域内ノ指導的人物ニシテ其ノ運営ニ專念シ得ル者ヲ力メテ選任スルコト

(七) 部落會又ハ町内會ノ區域ガ行政區ノ區域ト一致スル場合ニ在リテハ區長ヲ以テ部落會長又ハ町内會長トスルコト

(八) 部落會及町内會ニハ特ニ必要アル場合ノ外役員ヲ置カザルコト

(九) 部落常會及町内常會ヲ區域内隣保班代表者ノミノ集會トスルハ區域内ノ戶數多數ニシテ全戸ヲ集會セシムルニ適セザル場合ノミニ限定スルコト

(一〇) 隣保班ノ組織ニ當リテハ地理的關係ノ外住民ノ職業關係ヲモ併セテ考慮スルコト

二 部落會、町内會及隣保班ノ運営ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト

(一) 部落會及町内會ハ市町村長ノ統轄下ニ之ヲ置キ市町村内ノ融合統一ニ留意スルコト

(二) 部落會及町内會ハ其ノ本旨ニ鑑ミ常ニ區域内全住民ノ積極的協力ヲ促シ一部少數者ノ利用ニ委ヌルガ如キコトナキヤウ注意スルコト

(三) 部落會及町内會ハ市町村ノ補助的部下組織トナシ市町村トノ緊密ナル連絡ノ下ニ必要ナル任務ヲ遂行セシムルコト但シ之ガ爲其ノ事務的負擔ヲ過重ナラシムルコトナキヤウ留意スルコト

(四) 部落會及町内會ノ活動内容ハ産業、經濟、教化、警防、保健衛生、社會施設其ノ他時局關係事務等住民ノ共同生活ニ關聯スル各般ノ事項ニ亙ルモノナルヲ以テ必要ニ應ジ部落會及町内會ノ組織ニ部制ヲ設クル等ノ方法ニ依リ區域内各種團體ノ統合ヲ圖ルコト

(五) 部落會、町内會及隣保班ハ時局下ニ於ケル必要物資ノ増産、供出配給及消費ノ規正等統制經濟ノ運用ニ付必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

(六) 部落常會及町内常會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト



- (七)部落會、町内會及隣保班ハ夫々常會ノ適切ナル運用ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ルモノナルニ因リ常會ノ指導ニ格段ノ努力ヲ拂フコト
- (八)部落會及町内會ノ指導力ヲ充實スル爲中堅指導者ノ育成訓練ニ努ムルコト
- (九)部落會及町内會ノ會費ノ徴收ハ合理的基準ニ依ルコトトシ徒ニ住民ノ負擔ヲ過重ナラシメザルヤウ留意スルコト
- (一〇)部落會及町内會ノ會計事務ニ付テハ自主的監督方法ヲ採ルト共ニ隨時市町村長ニ於テ必要ナル監督的措置ヲ講ズルコト
- (一一)部落會、町内會及隣保班ニ對スル各種行政ノ趣旨徹底ニ當リテハ努メテ平易ナル周知方法ヲ講ズルコト
- 三 市町村常會(六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同ジ)ノ設置ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト
  - (一)市町村常會ノ構成員ハ市町村長(六大都市ノ區ニ在リテハ區長)ニ於テ之ヲ選任スルコト
  - (二)市町村常會ノ構成員ハ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及各種團體代表者ノ外關係官吏、市町村會議員(市制第六條ノ區ニシテ區會ヲ設クルモノニ在リテハ區會議員)學校職員及學識經驗者等ノ中ヨリ選任スルコトヲ得ルモ其ノ範圍ハナルベク少數トスルコト
  - (三)市町村常會ハ市(六大都市ニ在リテハ區以下同ジ)町村内各種行政ノ綜合的運營ニ必要ナル企劃及實行上ノ連絡、市町村及市町村内各種團體相互間ノ連絡調整竝ニ市町村ト部落會又ハ町内會トノ緊密ナル連絡ヲ圖ルニ之ヲ活用スルコト
  - (四)市町村常會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト
  - (五)市町村ニ於ケル既設ノ自治振興委員會、選舉肅正委員會等ハ之ヲ廢止スルコト

(一〇) 部落會、町内會等整備ニ關スル大阪府知事訓令

大阪府訓令第二十三號

市 町 村 長

隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル爲左ノ要領ニ依リ部落會、町内會等ノ整備ヲ期セントス仍テ之ガ實績ヲ舉グルニ努ムベシ

大阪府知事 半 井 清

昭和十五年十月二十三日

部落會、町内會等整備要領

第一 目的

- 一 隣保團體ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二 國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織タラシムルコト
- 三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト
- 四 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

第二 組織

- 一 部落會及町内會
  - (一)市町村ノ區域ヲ分子村落ニハ部落會、市街地ニハ町内會ヲ組織スルコト



- (二) 部落會及町内會ニハ部落名若ハ町名等適宜冠稱ヲ附スルコト
- (三) 部落會及町内會ハ區域内全戸ヲ以テ之ヲ組織スルコト、但シ會社、工場、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズベキモノハ各々之ヲ一戸ト看做スコト
- (四) 部落會及町内會ハ部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域の組織タルト共ニ市町村ノ補助的の下部組織トスルコト
- (五) 部落會ノ區域ハ行政區其ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ斟酌シ地域の協同活動ヲ爲スニ適當ナル區域トスルコト
- (六) 町内會ノ區域ハ原則トシテ市街地ノ町若ハ丁目又ハ行政區ノ區域ニ依ルコト但シ土地ノ狀況ニ應ジ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- (七) 部落會又ハ町内會ノ區域内ニ於ケル各種團體ハ成ルベク之ヲ部落會又ハ町内會ニ統合スルコト此ノ爲必要ナル場合ハ部落會又ハ町内會ノ組織ニ部制ヲ設クル等ノ方途ヲ講ズルコト
- (八) 市(大阪市ニ在リテハ區)町村ノ區域内ニ於ケル町内會多數ナル場合ハ必要ニ應ジ適當ナル區域ニ依リ町内會聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト、但シ市(大阪市ニ在リテハ區)ヲ含ム町村ヲ全區域トスル町内會聯合會ノ組織ハ之ヲ認メザルコト
- (九) 部落會、町内會及町内會聯合會ニハ會長ヲ置クコト、會長ハ地方ノ事情ニ應ジ部落又ハ町内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依リ市町村長之ヲ選任シ告示スルコト但シ部落會又ハ町内會ノ區域ガ行政區ト一致スル場合ニ在リテハ區長ヲ以テ部落會長又ハ町内會長トスルコト
- (十) 部落會、町内會及町内會聯合會ニハ必要ニ應ジ職員ヲ置クコトヲ得ルコト
- (十一) 部落會及町内會ハ左ノ要領ニ依リ毎月定日ニ常會ヲ開催スルコト

- (一) 部落常會及町内常會ハ會長ノ招集ニ依リ全戸集會スルコト但シ區域内ノ戸數多數ニシテ全戸ヲ集會セシムルニ適セザル場合ニ限り隣組組長ヲ以テ全戸ニ代フルコトヲ得ルコト
- (二) 部落常會及町内常會ニ於テハ物心兩面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルコト
- (三) 部落會及町内會ノ區域内ニ於ケル各種會合ハ成ルベク之ヲ常會ニ統合スルコト

二 隣 組

- (一) 部落會及町内會ノ下ニ十戸内外ノ戸數ヨリ成ル隣組ヲ組織スルコト
- (二) 隣組ニハ適宜冠稱ヲ附スルコト
- (三) 隣組組織ニ當リテハ舊慣中存重スベキモノハ之ヲ採り入ルルコト
- (四) 隣組ハ部落會又ハ町内會ノ隣保實行組織トスルコト
- (五) 隣組ニハ組員ノ推薦其ノ他適當ナル方法ニ依リ組長ヲ置クコト
- (六) 隣組ハ隨時常會ヲ開催スルコト

第三 市町村常會

- (一) 市町村(大阪市ニ在リテハ區以下同ジ)ニハ市町村常會(大阪市ニ在リテハ區常會以下同ジ)ヲ設クルコト
- (二) 市町村常會ハ市町村長(大阪市ニ在リテハ區長以下同ジ)ヲ中心トシ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及市町村内各種團體代表者其ノ他適當ナル者ヲ以テ組織スルコト
- (三) 市町村常會ハ市町村内ニ於ケル各種行政ノ綜合的の運營ニ必要ナル企畫及實行上ノ連絡市町村及市町村内各種團體相互間ノ連絡調整並ニ市町村ト部落會又ハ町内會トノ緊密ナル連絡ヲ圖ル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト



- (四)市町村ニ於ケル各種委員會等ハ成ルベク市町村常會ニ之ヲ統合スルコト  
(五)市町村常會ハ市町村長ノ招集ニ依リ毎月定日ニ之ヲ開催スルコト  
第四 會計其ノ他

(一)部落會及町内會ノ會費徴收ハ合理的基準ニ依ルコトトシ、住民ノ負擔ヲ過重ナラシメザルコト  
(二)市町村長(大阪市ニ於テハ區長ヲ含ム)ハ部落會、町内會及町内會聯合會ヲ統轄シ會計事務ニ付テハ自主的監督ノ方法ヲ講ゼシムルノ外隨時市町村長ニ於テ検査ヲ行フ等監督的措置ヲ講ズルコト

## 二 町籍簿關係

### (一) 大阪市民調査票並町籍簿取扱心得

(昭和十五年七月定)

#### 總 則

- 一 市民調査票並町籍簿の整理は、本取扱心得に依り行ふこと
- 二 市民調査票は區役所に、町籍簿は町會事務所に常置して、外部に持出さざるは勿論、素りに他人に閱覽せしめざること
- 三 町籍簿の加除訂正は原則として世帯主の申告に依るものとし、必要ある場合は町金長(町會長は町會役員の協力を得て、以下同じ)の實地調査に基き補正すること
- 一 齊 調 査
- 四 毎年七月一日現在により、全市一齊調査を実施すること

但し區長必要ありと認むるときは、右一齊調査の外全區若くは地域を限り隨時之を実施することを得

- 五 町會長は一齊調査に際しては、市民調査票並町籍簿を各世帯に配付し、世帯主をして之に必要な加除訂正を行はしむること

町會長は右調査に依り蒐集したる市民調査票と町籍簿とを照合し、町籍簿は町會に保存し、市民調査票は區長(出張所長を含む、以下同じ)に送附のこと

#### 異 動 整 理

- 六 世帯主又は之に代るべきもの(以下單に世帯主と稱す)は出生、死亡、轉入出等、其の他世帯員に異動ありたるときは其の氏名、男女の別、生年月日、異動の月日及事由を、遲滞なく所屬の町會長に届出づること  
町會長は右届出ありたるときは、直に町籍簿を加除訂正すること
- 七 世帯主、市内に於て移轉せんとするときは、所屬の町會長より町籍簿を受領し、之を移轉先の町會長に提出すること

移轉先町會長、右町籍簿を受領したるときは、住所欄其の他必要なる箇所に訂正を加へ、新に市民調査票を作成提出せしむること

- 八 市外より市内に移轉したるとき、又は新に世帯を構へたるときは、遲滞なく所屬の町會長に届出で市民調査票及町籍簿を作成提出すること

- 九 市内より市外に移轉せんとするときは、所屬の町會長に其の旨届出づること  
町會長右届出を受理したるときは、當該世帯の町籍簿を削除すること



十 町會長新に世帯を發見し、或は世帯主より用紙の追加請求を受けたるときは、市民調査票及町籍簿用紙を交付し、之に記入の上提出せしむること

十一 町會長世帯の所在不明となりたるものを發見したるときは、當該世帯の町籍簿を削除すること

十二 準世帯（寄宿舎、合宿所等に居住し、家計を共にせざる世帯）の異動に就ては第六號、無世帯（世帯のない工場、會社、銀行、病院、學校、官公衛等）の異動に就ては、第八號乃至第十一號に準じ整理すること

十三 町會長は町籍簿の加除訂正に際し、同目錄にも世帯主氏名、男女別及世帯員數等、必要なる訂正を加ふること

### 報 告

十四 町會長は前月中に於ける左記該當事項を別掲様式（一）により、毎月五日迄に町會聯合會會長經由、區長に報告すること

1 世帯新に町内に轉入したるとき

2 世帯町外に轉出したるとき

3 世帯を新に發見したるとき

4 世帯所在不明となりたるとき

十五 町會長は前號報告の際、増加世帯の市民調査票（新に提出したるもの）及減少世帯の町籍簿（削除したるもの）を區長に送附すること  
但市内間の移轉にて町籍簿を世帯主に交付したるときは、當該世帯の隣組名及世帯主氏名等を報告書に記載すること

### （二）大阪市民調査票並町籍簿整理方法

（昭和十五年七月定）

一 出 生

出生兒の氏名、男女の別、出生の年月日を夫々該當欄に記入し、備考欄に出生と記入すること

一 死 亡

死亡者の氏名、男女の別、出生年月日の欄を、文字を判讀し得るやう抹消し、備考欄に何年何月何日死亡と記入すること、戦死の場合は戦死と記入すること

一 其 他

婚姻、雇入、其の他世帯員の増加したる場合は出生の例に準じ、離婚、解雇、其の他世帯員の減少したる場合は、死亡の例に準じ記入すること

削除したる町籍簿は赤インクにて斜線を引くこと

申告事項の正確を期するため、別掲様式（二）の申告書を町會役員の手許に準備すること



申告者(世帯主)

		氏名	隣組名
		男女ノ別	第 第
		生年月日	組
		異動ノ月日及事由	取扱者印

町籍簿世帯員異動申告書

様式(二)

月 日 町會聯合會長經由 印

昭和 年 月 日

町會長

區長殿

(一) 世帯數異動報告書

		前月末現在	月中増加	月中減少	月末現在	備考
普通世帯	世帯數					
	世帯員數					
準世帯	世帯數					
	世帯員數					
無世帯數						

(二) 市内間轉出世帯調( 月中)

隣組名	世帯主氏名	移轉先ノ名	隣組名	世帯主氏名	移轉先ノ名
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區
第 組		區	第 組		區

(三) 添付書類 { 1 増加世帯ノ市民調査票 2 減少世帯ノ町籍簿 枚

(備考) 本書ニテ前月中ノ異動ヲ毎月五日迄ニ報告スルコト、増加世帯ノ市民調査票ハ市ノ内外ヨリ轉入セル世帯ヨリ提出セシメタルモノ、減少世帯ノ町籍簿ハ市外ヘ轉出シタル世帯等アルトキ削除セルモノ







検査員印

大阪市民調査票

昭和 年 月 日 現在

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一		(ハ) 本籍地の 世帯主の 氏名	(イ) 世帯所在地 区 町 丁目 番地 方	※調査区番 第 号	※調査票番 第 号	※所属の町会 第 号	町会 ※隣組名
											(ニ) 性別 (ホ) 男 (ヘ) 女	(ロ) 世帯主の職業				
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	出生年月日					
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月						
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	年齢					
											備考					

注意 (イ)(ロ)(ハ)(ホ)(ヘ)の欄に御記入下さい  
※印の欄は調査員が記入致します

年齢階級	0歳	1-5	6-14	15-59	60歳以上	合計
男						
女						
合計						

枚の内第 号

大阪市民調査簿

無世帯票

昭和 年 月 日 現在

検査員印

注意 (イ)(ロ)(ハ)の欄に御記入下さい  
※印の欄は調査員が記入致します

考 備	(ハ) 種類	(ロ) 名称	(イ) 所在地	※町所属の町会	※調査区番
			区	町会	第 号
			町	※隣組名	※調査票番
			丁目		第 号
			番地		第 号







### 三 物資配給關係

#### (一) 砂糖配給統制規則

昭和十五年十月四日商工省令第七十九號  
改正昭和十六年一月十一日商工省令第三號  
昭和十六年一月十九日施行

- 第一條 砂糖ノ製造業者(精製業者ヲ含ム以下同ジ)輸入業者又ハ移入業者ハ其ノ製造(精製ヲ含ム以下同ジ)シ、輸入シ又ハ移入シタル砂糖(黒糖、白下糖及冰糖ヲ除ク)ヲ商工大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 共販機關ハ譲渡先別種類別譲渡數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ又ハ黒糖集荷統制規則第三條但書、第四條但書若ハ第五條ノ規定ニ依リ譲受ケタル砂糖ヲ譲渡スルコトヲ得ズ
- 第三條 商工大臣ノ指定シタル者(以下元賣機關ト稱ス)ハ商工大臣ニ於テ譲渡先別及種類別ニ定ムル數量ヲ超エ砂糖(冰糖ヲ除ク以下同ジ)ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ自己ヲ購入先トシテ記載シタル業務用砂糖購入票(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル)第四條乃至第七條及第十八條ノ場合亦同ジ)ト引換ヘニ第五條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ譲渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 商工大臣ノ指定シタル者(以下卸賣機關ト稱ス)ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタル販賣用砂糖購入票(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル)第五條ノ場合亦同ジ)又ハ業務用砂糖購入票ト引換フルニ非ザレバ砂糖ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 第五條但書第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ砂糖ヲ譲受クル者ニ之ヲ譲渡スルトキ
- 二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 第五條 砂糖ノ販賣ヲ業トスル者(共販機關、元賣機關及卸賣機關ヲ除ク以下小賣業者ト稱ス)又ハ業務上砂糖ヲ使用スル者ニシテ商工大臣若ハ地方長官ノ指定シタル者ハ販賣用砂糖購入票又ハ業務用砂糖購入票ト引換フルニ非ザレバ砂糖ヲ譲受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ家庭用砂糖回数購入券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル)第七條及第十八條乃至第二十條ノ場合亦同ジ)ト引換ヘニ小賣業者ヨリ砂糖ヲ譲受クルトキ
- 二 前號ノ地域以外ノ地域ニ於テ小賣業者ヨリ家庭用ニ使用スル砂糖ヲ六百グラム(一斤)以下譲受クルトキ
- 三 砂糖ノ小賣業者ガ第十七條ノ規定ニ依リ又ハ第十九條但書第一號ノ場合ニ於テ消印ヲ押捺シタル家庭用砂糖回数購入券ト引換ヘニ卸賣機關ヨリ砂糖ヲ譲受クルトキ
- 四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 第六條 小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタル業務用砂糖購入票ト引換ヘニ砂糖ヲ譲渡スル場合ヲ除クノ外六百グラム(一斤)ヲ超ユル數量ノ砂糖ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル地域ニ於テ砂糖ヲ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタル業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回数購入券ト引換フルニ非ザレバ砂糖ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ



第八條 前七條ノ規定ハ御料品及商工大臣ノ指定シタル用途ニ供スル砂糖ニ付テハ之ヲ適用セズ

第九條 販賣用砂糖購入票ハ地方長官ニ於テ又ハ地方長官ノ指定シタル者若ハ團體（以下販賣用砂糖統制機關ト稱ス）ニ於テ之ヲ發行シ小賣業者ニ交付ス販賣用砂糖統制機關ハ地方長官ノ定ムル砂糖ノ讓受先別割當數量ノ限度内ニ於テ販賣用砂糖購入票ヲ發行スベシ

販賣用砂糖購入票ノ様式ハ地方長官之ヲ定ム

第十條 業務用砂糖購入票ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣若ハ地方長官ノ指定シタル者若ハ團體（以下業務用砂糖統制機關ト稱ス）ニ於テ之ヲ發行シ第五條ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ指定シタル者ニ交付ス

業務用砂糖統制機關ハ豫メ商工大臣（前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル業務用砂糖統制機關ニ在リテハ地方長官）ノ承認ヲ受ケタル砂糖ノ讓受先別數量ノ限度内ニ於テ業務用砂糖購入票ヲ發行スベシ

業務用砂糖購入票ハ別記様式ニ依ル

第十一條 地方長官ハ商工大臣ノ定ムル砂糖ノ用途別割當數量ノ限度内ニ於テ第九條第二項ノ割當數量ノ指定、前條第二項ノ承認並ニ販賣用砂糖購入票及業務用砂糖購入票ノ發行ヲ爲スベシ

第十二條 家庭用砂糖回数購入券ハ第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル市町村長（之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）之ヲ發行ス

家庭用砂糖回数購入券ノ様式ハ地方長官之ヲ定ム

第十三條 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヲ管轄スル地方長官ハ商工大臣ノ定ムル家庭用砂糖ノ割當數量ノ限度内ニ於テ市町村長ニ其ノ發行スベキ家庭用砂糖回数購入券ニ相當スル砂糖ノ總數量ヲ通知スベシ市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタル砂糖ノ總數量ノ限度内ニ於テ家庭用砂糖回数購入券ヲ發行スベシ

第十四條 家庭用砂糖回数購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十五條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村（之ニ準ズベキモノヲ含ム）ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十六條 販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票及家庭用砂糖回数購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第十七條 元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ハ砂糖ヲ讓渡スル爲引換ヘタル販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回数購入券ニ引換後遲滞ナク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ

第十八條 砂糖ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者又ハ第五條ニ掲グル者ハ其ノ使用セントスル砂糖ノ數量ニ相當スル業務用砂糖購入票ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ製造シ、輸入シ又ハ移入シタル砂糖ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ家庭用砂糖回数購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺シテ砂糖ヲ使用スルトキ

二 前號ノ地域以外ノ地域ニ於テ砂糖ヲ家庭用ニ使用スルトキ

第十九條 小賣業者ハ販賣用砂糖購入票ト引換ヘニ又ハ第五條但書第三號ノ規定ニ依リ讓受ケタル砂糖ヲ使用スルトコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ家庭用砂糖回数購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺シテ砂糖ヲ使用スルトキ

二 前號ノ地域以外ノ地域ニ於テ砂糖ヲ家庭用ニ使用スルトキ



第二十條 業務用砂糖購入票ト引換ヘニ砂糖ヲ讓受ケタル者ハ其ノ砂糖ヲ他人ニ讓渡シ又ハ第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テハ家庭用砂糖回数購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ之ヲ家庭用ニ使用スルコトヲ得ズ

第二十一條 元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ハ販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回数購入券ト引換ヘニ砂糖ノ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十二條 商工大臣砂糖ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ砂糖ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者共販機關、元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シ砂糖ノ供給先、供給時期若ハ供給方法又ハ供給スル砂糖ノ種類若ハ數量ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第二十三條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ共販機關及元賣機關ニ在リテハ商工大臣ニ、卸賣機關ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

- 一 前月中ニ於ケル砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量
- 二 前月中ニ於ケル砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量
- 三 前月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十四條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日
- 二 砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日
- 三 毎月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十五條 小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日
- 二 讓渡シタル毎日ノ砂糖ノ種類別數量（業務用砂糖購入票ト引換ヘニ讓渡シタルモノト其ノ他ノモノトニ分チ記載スベシ）
- 三 毎月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十六條 砂糖ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者、元賣機關、卸賣機關又ハ第五條ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ本則ニ依リ消印ヲ押捺シタル販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票及家庭用砂糖回数購入券ヲ發行シタル地方長官、販賣用砂糖統制機關、業務用砂糖統制機關又ハ市町村長ニ提出スベシ但シ小賣業者ガ卸賣機關ヨリ砂糖ヲ讓受クル爲使用スル家庭用砂糖回数購入券ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十五年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條乃至第六條、第十七條乃至第二十一條、第二十三條及第二十六條ノ規定ハ同年十一月一月ヨリ之ヲ施行ス

砂糖ノ購入制限ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス但シ罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

（様式省略）

## （二）砂糖配給統制規則施行細則

（昭和十五年十一月四日大阪府令第八十一號）  
大阪府知事 半井 清

第一條 砂糖配給統制規則（以下規則ト稱ス）第四條但書第二號ノ規定ニ依ル許可申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得



一 軍用品ヲ讓渡スルトキ

二 其ノ他特別ノ事情アルトキ

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ別記様式第一號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第二條 規則第五條ノ規定ニ依リ知事ノ指定ヲ受ケントスル者ハ別記様式第二號ニ依ル指定申請書ヲ知事ニ提出スベシ

本條ニ依ル申請アリタル場合認許證ヲ交付シ前項指定ニ換フルコトアルベシ

第三條 規則第五條但書第四號ノ規定ニ依ル許可申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 共同購入ヲ爲ストキ

二 官廳用品、軍用品又ハ外國ノ外交官若ハ領事官ノ用ニ供スル砂糖ヲ讓受クルトキ

三 規則第七條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケテ讓渡シタル砂糖ニ相當スル數量ノ砂糖ヲ讓受クルトキ

四 天災地變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票又ハ消印ヲ押捺シタル家庭用砂糖回數購入券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ別記様式第三號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第四條 規則第七條但書ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 官廳用品、軍用品又ハ外國ノ外交官若ハ領事官ノ用ニ供スル砂糖ヲ讓渡スルトキ

二 天災地變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回數購入券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ別記様式第四號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第五條 規則第五條ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル者規則第十條第一項ノ規定ニ依リ知事ニ於テ發行スル業務用砂糖

購入票ノ交付ヲ受ケントスルトキハ別記様式第五號ニ依ル交付申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第六條 規則第十條第一項ノ規定ニ依リ知事ノ指定ヲ受ケントスル者ハ別記様式第六號ニ依ル指定申請書ヲ知事ニ提出スベシ

出スベシ

第七條 規則第十條第一項ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル業務用砂糖統制機關同條第二項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記様式第七號ニ依ル承認申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第八條 家庭用砂糖回數購入券ハ一般用及特別用ノ二種トシ一般用ハ別記様式第八號ニ特別用ハ別記様式第九號ニ依ル

第九條 家庭用砂糖回數購入券(一般用)ハ市町村長當該市町村内ノ世帯主ニ之ヲ交付ス

第十條 家庭用砂糖回數購入券(特別用)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニシテ市町村長其ノ必要アリト認メタルトキ申請人ニ之ヲ交付ス

一 乳幼児ニ付人工榮養其ノ他ノ爲特ニ砂糖ヲ必要トスルトキ家庭用砂糖回數購入券(特別用)ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式第十號ニ依ル交付申請書ヲ市町村長ニ提出スベシ

第十一條 家庭用砂糖回數購入券ハ之ヲ再交付セズ但シ盜難、燒失其ノ他特別ノ事情アルトキハ之ガ再交付ヲ爲スコトアルベシ

第十二條 規則第二十三條ノ規定ニ依リ卸賣機關ノ提出スル報告書ハ別記様式第十一號ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前市町村長ノ發行シタル家庭用砂糖回數購入券及大阪府砂糖小賣商業組合ニ於テ發行シタル小口業務用砂糖



購入券ハ之ヲ本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス

(様式省略)

(三) マツチ配給統制規則

(昭和十五年十月四日商工省令第八十號)  
商工大臣臨時代理大藏大臣 河田 烈

第一條 マツチノ製造業者ハ商工大臣ニ於テ種類別ニ定ムル數量ノマツチヲ製造スベシ

第二條 マツチノ製造業者ハ其ノ組織スル工業組合ニ讓渡スル場合ヲ除クノ外商工大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニマツチヲ讓渡スルコトヲ得ズ

前項ノ工業組合ハ共販機關以外ノ者ニマツチヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三條 共販機關ハ月別ノ仕向地別讓渡先別種類別讓渡數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバマツチヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第四條 商工大臣ノ指定シタル者(以下元賣機關ト稱ス)ハ道府縣別ニ月別ノ讓渡先別種類別讓渡數量ニ付豫メ當該地方長官ノ承認ヲ受クルニ非ザレバマツチヲ讓渡スルコトヲ得ズ地方長官ハ商工大臣ノ定ムルマツチノ種類別割當數量ノ限度内ニ於テ前項ノ承認ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ノ指定シタル者(以下卸賣機關ト稱ス)ハ當該道府縣ニ於ケルマツチノ販賣ヲ業トスル者(共販機關元賣機關及卸賣機關ヲ除ク以下小賣業者ト稱ス)以外ノ者ニマツチヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

卸賣機關ハ小賣業者ニ販賣スルマツチニ付月別ノ配給計畫ヲ定メ豫メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントス

ルトキ亦同ジ

第六條 商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタルマツチ回数購入券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル第十六條ノ場合亦同ジ)又ハマツチ特別購入券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル第十六條ノ場合亦同ジ)ト引換フルニ非ザレバマツチ(並型マツチ及徳用マツチニ限ル第八條、第九條、第十一條、第十五條乃至第十七條及第二十三條ノ場合亦同ジ)ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 前五條ノ規定ハ御料品及商工大臣ノ指定シタル用途ニ供スルマツチニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 第六條ノ小賣業者ハ第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタルマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ト引換フルニ非ザレバマツチヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 卸賣機關ハ第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタルマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ト引換フルニ非ザレバ第六條ノ小賣業者ニマツチヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ讓受クル小賣業者ニマツチヲ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 マツチ回数購入券及マツチ特別購入券ハ第六條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル市町村長(之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)之ヲ發行スマツチ回数購入券及マツチ特別購入券ノ様式ハ地方長官之ヲ定ム

第十一條 第六條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヲ管轄スル地方長官ハ商工大臣ノ定ムルマツチノ種類別割當數量ノ限度内ニ於テ市町村長ニ其ノ發行スベキマツチ回数購入券及マツチ特別購入券ニ相當スルマツチノ種類別數量ヲ通知スベシ



市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルマツチノ種類別數量ノ限度内ニ於テマツチ回数購入券及マツチ特別購入券ヲ發行スベシ

第十二條 マツチ回数購入券及マツチ特別購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十三條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村(之ニ準ズベキモノヲ含ム)ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十四條 マツチ回数購入券及マツチ特別購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第十五條 第六條ノ小賣業者ハマツチヲ讓渡スル爲引換ヘタルマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ニ引換後遲滞ナク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ

第十六條 第六條ノ小賣業者ハ其ノ使用セントスルマツチノ種類別數量ニ相當スルマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ卸賣機關ヨリ讓受ケタルマツチヲ使用スルコトヲ得ズ

第十七條 第六條ノ小賣業者ハマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ト引換ヘニマツチノ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條 商工大臣マツチノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハマツチノ製造業者、共販機關、元賣機關卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シマツチノ供給先、供給時間若ハ供給方法又ハ供給スルマツチノ種類若ハ數量ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第十九條 マツチノ製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケルマツチノ種類別製造數量

二 前月末ニ於ケルマツチノ種類別在庫數量

第二十條 共販機關、元賣機關及卸賣機關ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ共販機關ニ在リテハ

商工大臣ニ、元賣機關及卸賣機關ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケルマツチノ種類別讓受數量

二 前月中ニ於ケルマツチノ讓渡先別種類別讓渡數量

三 前月末ニ於ケルマツチノ種類別在庫數量

第二十一條 共販機關、元賣機關及卸賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 マツチノ種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二 マツチノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

三 毎月末ニ於ケルマツチノ種類別在庫數量

第二十二條 小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 マツチノ種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二 讓渡シタル毎月ノマツチノ種類別數量

三 毎月末ニ於ケルマツチノ種類別在庫數量

第二十三條 卸賣機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ第六條ノ小賣業者ニマツチヲ讓渡スル爲引換ヘタルマツチ回数購入券及マツチ特別購入券之ヲ發行シタル市町村長ニ提出スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十九條及第二十條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス



第四條ノ規定ハ昭和十五年十月三十一日迄ニ爲スマツチノ讓渡ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第五條第二項ノ規定ハ昭和十五年十月分ノ配給計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ  
マツチノ製造及配給ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス但シ罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス  
マツチノ製造及配給ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル命令又ハ同令第三條ノ規定ニ依ル承認ハ之ヲ第一條ノ規定ニ依ル  
命令又ハ第三條ノ規定ニ依ル承認ト看做ス

(四) マツチ配給統制規則施行細則

(昭和十五年十一月四日大阪府令第八十號)  
大阪府知事 半井 清

第一條 元賣機關マツチ配給統制規則(以下規則ト稱ス)第四條第一項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスルトキハ別記様式第一號ニ依ル承認申請書ヲ知事ニ提出スベシ  
第二條 卸賣機關規則第五條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別記様式第二號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ  
第三條 卸賣機關規則第五條第二項ノ規定ニ依リ配給計畫又ハ其ノ變更ニ付承認ヲ受ケントスルトキハ別記様式第三號ニ依ル承認申請書又ハ別記様式第四號ニ依ル變更承認申請書ヲ知事ニ提出スベシ  
第四條 規則第六條但書ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得  
一 官廳用品、軍用品又ハ外國ノ外交官若ハ領事官ノ用ニ供スルマツチヲ讓渡スルトキ  
二 天災地變其ノ他己ムヲ得ザル事由ニ因リマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ別記様式第五號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ  
第五條 規則第八條但書ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得  
一 官廳用品、軍用品又ハ外國ノ外交官若ハ領事官ノ用ニ供スルマツチヲ讓受クルトキ  
二 規則第六條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケテ讓渡シタルマツチニ相當スル數量ノマツチヲ讓受クルトキ  
三 天災地變其ノ他己ムヲ得ザル事由ニ因リ消印ヲ押捺シタルマツチ回数購入券又ハマツチ特別購入券ニ依ルコトヲ得ザルトキ  
前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ別記様式第六號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ  
第六條 マツチ回数購入券ハ別記様式第七號ニ依ル  
マツチ特別購入券ハ別記様式第八號ニ依ル  
第七條 マツチ回数購入券ハ市町村長當該市町村内ノ世帯主ニ之ヲ交付ス  
第八條 マツチ特別購入券ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニシテ市町村長其ノ必要アリト認メタルトキ申請人ニ之ヲ交付ス  
一 公衙學校、社寺及教會ニ於テマツチヲ必要トスルトキ  
二 病院、會社、銀行、工場、船舶、寄宿舎、旅館、飲食店其ノ他ニ於テ業務上マツチヲ必要トスルトキ  
三 其ノ他特別ノ事由ニ因リ特ニマツチヲ必要トスルトキ  
マツチ特別購入券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式第九號ニ依ル交付申請書ヲ市町村長ニ提出スベシ  
第九條 マツチ回数購入券及マツチ特別購入券ハ之ヲ再交付セズ但シ盜難、燒失其ノ他特別ノ事情アリタルトキハ之ガ再交付ヲ爲スコトアルベシ



第十條 規則第二十條ノ規定ニ依リ元賣機關及卸賣機關ノ提出スル報告書ハ別記様式第十號ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月十二日商工省告示第六百一十一號ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ同告示公布ノ日迄ニ市町村長ノ發行シタルマツチ購入券ハ之ヲ其ノ有効期間内ニ限り本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス

(様式省略)

(五) 大阪市家庭用砂糖、マツチ割當配給制實施要綱

(昭和十五年六月五日ヨリ實施)

第一 基本要綱

一 家庭用砂糖回数購入券、マツチ回数購入券(以下購入券ト稱ス) 發行者 大阪市長

二 割 當 量

イ 砂糖 家族數十五人迄一人一ヶ月當〇、六斤(三百六十グラム) 家族數十六人以上二百人迄ハ其ノ増員分ニ對シ一人一ヶ月當〇、四斤(二百四十グラム) 二百人以上ノ場合ハ其ノ増員分ニ對シ一人一ヶ月當〇、三斤(百八十グラム) トス但シ食事付ノ止宿人アル寄宿舎、下宿、アパート、木賃宿等モ同様ニ取扱フコト

ロ マツチ 一世帯一ヶ月當

a 家族數六人以下並型壹包

b 家族數七人以上十人以下徳用小箱壹個又ハ並型壹包

c 家族數十一人以上徳用大箱壹個又ハ並型壹包

三 割當購入券 別紙様式ノ通り(省略)

四 割當購入券ノ配付ヲ受クベキモノ 各町會内在住ノ世帯主(水上生活者ハ別ニ定ム)

五 割當購入券ノ交付経路 大阪市一區一町會聯合會長一町會長一隣組一消費世帯主

六 有 效 期 間 六 ケ 月

七 紛失ノ場合 再發行セズ、但シ盜難燒失其ノ他特別ノ事情アルトキハ左ノ手續ニヨリ之ヲ認ム

イ 世帯主ハ直ニ販賣店(砂糖並ニマツチ)ニ届出販賣店備付ノ顧客控帳ニ「紛失」ノ記録ヲ受ケ砂糖販賣店ヨリ「紛失記録證」ヲ受領ス

ロ 世帯主ハ「紛失記録證」ヲ町會長ニ提出購入券ノ再發行ヲ受クルコト

此ノ場合町會長ハ購入券上欄ニ「再發行」並ニ「再發行年月日」ヲ記入シ所定事項記載ノ上届出日ニ屬スル期間迄ノ砂糖並ニマツチ券ヲ切取交付スルコト

ハ 世帯主ハ購入券ニ捺印ノ上紛失ヲ届出タル販賣店(從來ノ購入先)ヘ持參シ購入先名欄ニ販賣店ノ記名捺印ヲ受クルコト

ニ 販賣店ハ此ノ場合顧客控帳ニ「再發行」ト記載シ爾後再發行ノ購入券ニヨリテ取引ス

ホ 紛失ノ購入券ハ無効トス

購入券再發行後紛失ノ購入券ヲ發見シタルトキハ直ニ町會長ヲ通ジ區役所ヘ返還スルコト

第二 割當購入券使用方法

一 購入券ノ交付 各町會長ハ所管區役所(出張所ヲ含ム)ヨリ町會聯合會長ヲ通ジテ町會所屬世帯主相當數ノ購入券用紙ノ交付ヲ受ケ町籍簿ニヨリ左ノ各項ノ手續ヲ了シ本票ニ町會長印押捺ノ上各世帯主ニ交付ス(購入券ニ黑色ノ



※印アル個所)

イ 町會、隣組、氏名、家族數ヲ記入スルコト

ロ マツチ一ヶ月購入量、マツチ券ノ種別、砂糖一ヶ月各期購入量ノ家族數相當欄、砂糖券ノ家族數ノ各欄ニ本市ヨリ配布ノゴム印ヲ以テ家族數相當數字ヲ押捺スルコト

ハ 砂糖一ヶ月各期購入量欄ノ空欄ニ家族數十六人以上ノモノニ對シソノ家族數ト購入量ヲ記入ス(購入量ノ計算ハ家族數十五人ニ對シ一人當〇、三斤増員分ニ對シ〇、二斤トス)

但シ食事付ノ寄宿舎ニ對スル購入券ノ交付ハ普通世帯ノ分ハソノ家族數ニ應ジテ砂糖、マツチ購入券ヲ交付ス  
寄宿舎ノ炊事用マツチハ特別申請ニヨリ配給サルヲ以テマツチ券ヲ抹消ノ上切離シ交付スルコト、此ノ場合切離シタル券ハ町會聯合會長、區役所ヲ通ジ市役所ニ返還スルコト

購入券交付ノ際ハ後日ソノ證明トナシ得ル様配付表ニ受領印ヲ押捺セシムルコト  
二 消費者ノ移轉

イ 市外へ轉出ノ場合ハソノ旨町會長ニ届出購入券ヲ返還セシムルコト

ロ 市外ヨリ轉入シタルモノニ對シテハ届出アリタル翌月分ヨリ購入券ヲ交付ス

此ノ場合町會長ハ世帯主ニ購入先變更申請書ヲ交付シ購入先變更ノ手續(後記)ヲ爲サシムルコト

ハ 市ノ他區町へ轉出ノ場合ハ購入券ヲ町會長ニ提出町會名欄ノ抹消ヲ受クルコト

ニ 市ノ他區町ヨリ轉入ノ場合ハ新住所町會長ハ轉入後ノ町會名欄ニ町會名記入捺印ヲナスコト

此ノ場合町會長ハ世帯主ガ購入先變更ノ希望アル場合購入先變更申請書ヲ交付シ購入先變更ノ手續(後記)ヲ爲サシムルコト

三 數ノ増減 家族數ニ増減アリタルトキハ世帯主ハ町會長へ届出家族數異動欄ニ増減後ノ家族數ノ記入並ニ町會長承認印ヲ受クルコト、此ノ場合町會長ハ町籍簿ト照合ノ上家族數欄ノ家族數ヲ抹消シ届出ノ翌月分ヨリノ砂糖券ノ家族數並ニマツチ券ノ種別欄ヲ訂正ス

爾後家族數異動欄記入ノ家族數ヲ以テソノ世帯ノ家族數トス

四 世帯主ノ捺印 購入券ノ氏名欄ニ捺印スルコト

五 購入先 町會長ヨリ受領シタル購入券ヲ前回ノ購入券ニヨツテ購入シタル購入先ニ提出販賣店ノ記入捺印並ニ整理番號ノ記入ヲ受クルコト

六 購入先ノ變更 特別ノ事由ニヨリ購入先變更ノ希望アリタルトキハ町會長ハ購入先變更申請書ニ世帯主氏名、家族數町會名記入ノ上交付ス

世帯主ハ購入先變更申請書ニ從來ノ購入先名變更希望ノ購入先名並ニ變更ノ理由ヲ記入ノ上變更希望ノ購入先ニ提出スルコト、此ノ場合購入先ノ變更ハ申請日ノ翌々月分ヨリ之ヲ認ム

(市外ヨリノ轉入者ハ翌月分ヨリ之ヲ認ム)

從ツテ翌月分迄ハ從來ノ購入先ニ於テ購入スルコト

(購入先變更申請書様式別紙ノ通り)(省略)

七 購入量 砂糖購入者ハ購入ニ當リテハ一ヶ月ノ購入量ヲ其ノ月ノ前半、後半ニ均分シテ割當量ノ範圍内ニ於テ購入スルコト

マツチ購入者ハ一ヶ月ノ購入量ヲ一回ニ購入スルコト

八 購入手續 購入者ハ購入ノ都度(砂糖購入者ハ砂糖券ニ割當量ノ範圍内ノ購入希望量ヲ記入ノ上)購入券ヲ



販賣店ニ差出シ購入控欄ニ認印ヲ受クルコト  
砂糖並ニマツチ券ハ販賣店ガ切取ルモノトス

九 購入券ノ保存 購入券ハ大切ニ保存シ最終ノ購入ヲ終リタルトキハ町會長ニ返還シ次期ノ購入券ノ交付ヲ受クルコト

此ノ購入券ハ町會長ヨリ町會聯合會長、區役所ヲ通ジ市役所へ返還ノコト

一〇 購入券ノ無効並ニ無効券ノ處分 購入券ニ大阪市長ト町會長ノ印ナキモノハ無効トス本券ヨリ切離シタル券及未使用券ハ無効トス  
無効券ハ町會長、町會聯合會長、區役所ヲ通ジ市役所へ返還スルコト

### 第三 販 賣 店

#### 一 販賣店ノ義務

イ 販賣店ハ購入券ニヨリ購入ノ申込アリタルトキハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ザルコト

ロ 販賣店ハ顧客控帳ヲ備ヘ置クコト

ハ 購入券ニ整理番號ヲ記入スルコト

ニ 購入先名ヲ記入捺印スルコト

ホ 販賣店ハ購入券紛失ノ届出アリタル場合ハ顧客控帳ニ紛失ノ記録ヲナスコト

砂糖販賣店ハ「紛失記録證」ヲ交付スルコト

紛失ノ届出アリタル購入券ヲ持参シタルモノアリタルトキハ直ニ取上ゲ町會長へ返却スルコト

へ 顧客ガ「再發行」ノ購入券ヲ持参シタル場合ハ販賣店ハ先ニ紛失ト記載セル顧客控帳ニ「再發行」ト記入スル

コト

ト 販賣店ハ家族數ニ増減アリタル世帯主ニ對シテハ家族數異動欄記入ノ家族數ニヨリ販賣スルコト此ノ場合顧客控帳ヲ必ず訂正シオクコト

チ 販賣店ハ「購入先變更申請書」ヲ持参シタルモノアリタルトキハ大阪府砂糖小賣商業組合、大阪府燐寸販賣株式會社ニ至急送付シ申請日ノ翌々月分ヨリノ配給ヲ受クル様手配スルコト

リ 市外ヨリ轉入シタルモノガ「購入先變更申請書」ヲ提出シタル場合ハ直ニ大阪府砂糖小賣商業組合及大阪府燐寸販賣株式會社ニ送付シ申請日ノ翌月分ヨリノ配給ヲ受クル様手配スルコト

#### 二 數量ノ保有

イ 販賣店ハ割當ラレタル數量ニ付テ之ヲ必ず保有シオク必要上絶ヘズソノ限度ニ應ジ保有ニ留意シ不渡ノナキ様ニ注意スルコト準備不注意ニヨリ不渡ヲ生ジタルトキハ配給停止サルコトアルベシ

ロ 砂糖卸商、砂糖元賣商並ニ大阪府燐寸販賣株式會社及マツチ特約店ニ於テモ同様ノ方法ニヨリ一定數量ヲ常時保有スルコトニ留意スルコト

三 顧客控帳ノ記入 販賣店ハ販賣ノ都度ソノ販賣量ヲ顧客控帳ニ記入スルコト

四 販賣店ノ移轉 砂糖並ニマツチ販賣店ノ移轉(轉入、轉出、廢業)何レノ場合モ各々砂糖小賣商業組合並ニマツチ販賣株式會社ニ届出夫々處理スルコト

#### 五 販賣報告ノ義務

イ 大阪府砂糖小賣商業組合ハ毎月大阪市内ノ各販賣実績表ヲ大阪市ニ報告スルコト

ロ 大阪砂糖卸賣商業組合ハ毎月ソノ販賣実績表ヲ大阪市ニ報告スルコト



ハ 大阪府燐寸販賣株式會社ハ毎月大阪市内ノ特約店別ノ販賣實績表ヲ大阪市ニ報告スルコト

第四 違反防止

一 消費者ノ違反防止 購入券ヲ他人ニ貸與又ハ讓渡スルコトヲ得ズ

二 販賣店ノ違反防止

イ 顧客控帳ノ検査ヲ行フコト

ロ 不正ノ行爲アリタル場合ハ砂糖卸商又ハマツチ特約店ヨリノ配給ヲ停止スルコト

ハ 販賣店ノ表示ナキモノガ小賣行爲ヲシタル場合ハ配給ヲ停止スルコト

第五 除外商品

左ノ商品ハ本制度ヨリ除外ス

(砂糖) 冰糖

(マツチ) 平型其他廣告用マツチ

第六 特種取扱ニツイテ

一 町會ニ加入セザル調査漏レ半島人ニ對スル購入券ノ交付方法

大阪市―所轄警察署―調査漏レノ半島人

二 浮浪者ニ對スル購入券ノ交付方法

大阪市―警察署―浮浪人

三 水上生活者ニ對スル購入券ノ交付並取扱方法

イ 交付方法

(A) 大阪市―大阪港水上署長ハ 大阪水上小運送業海運組合  
大阪機帆船海運商業組合V世帯主

(B) 組合未加入者ニ對シテハ水上署ヨリ直接世帯主ニ交付ス

(C) 常時大阪港ニ滯泊セルモノハ船籍ノ如何ヲ問ハズ購入券ヲ交付ス

ロ 水上生活ニ於テ航海期間等ノ理由ニヨリ購入券ノ有効期間中ニ購入不能ノ場合ハソノ航海期間中ノ砂糖、マツ

チヲ一括購入スルコトヲ得

四 購入券ニ依ラザルモノ

イ 宮家ニ對スル砂糖、マツチノ配給ハ借行社ニテ取扱フ

ロ 外國大公使館、領事館ニ對スル砂糖、マツチノ配給ハ外國大公使館、領事館ニ於テ使用數量ヲ明記シタル證明

書ニヨリ販賣スルコト

ハ 船舶(水上生活者以外ノモノ)ガ沖賣業者ヨリ購入スルモノ

ニ 病院ニ於テ自炊セル患者及附添人ガ病院内購入店ヨリ購入スルモノ

ホ 船舶ノ緊急需要者ガ指定店ヨリ購入スルモノ

砂糖指定店 港區三條通三丁目 岡本萬左衛門

マツチ指定店 西區靱中通三丁目 大阪府燐寸販賣株式會社

(六) 大阪市家庭用砂糖特別割當配給制實施要綱

(昭和十五年六月五日ヨリ實施)

一 家庭用砂糖回数購入券(特別用) 發行者 大阪市長

二 家庭用砂糖回数購入券(特別用) 人工營養兒用並ニ混合營養兒用ノ二種トス、別紙様式ノ通り(省略)



三 家庭用砂糖回数購入券(特別用)ノ交付ヲ受クベキモノ 出生後一年以内ノ(イ)人工榮養兒(人工榮養ノミニヨルモノ)並ニ(ロ)混合榮養兒(人乳ト他ノ榮養品ト混用スルモノ)

四 家庭用砂糖回数購入券(特別用)交付経路 大阪市役所―區役所―需要者

五 有效 期間 一年以内

六 購 入 量 一ヶ月當リ

(イ) 人工榮養兒 貳斤以内

(ロ) 混合榮養兒 壹斤以内

七 家庭用砂糖回数購入券(特別用)ノ交付

(イ) 要綱(三)ニ該當スル需要者ヲ有スル世帯主ハ町會長ヨリ別紙様式(省略)ニヨル砂糖特別購入券交付申請書並ニ人工榮養兒證明書用紙ノ交付ヲ受クルコト、此ノ場合町會長ハ人工榮養兒證明書用紙ニ世帯主ノ住所氏名、需要兒名生年月日ヲ記入シ發行者欄ニ記入捺印スルモノトス

(ロ) 世帯主ハ證明書用紙ニ市立乳兒院、産院、育兒相談所、保健所、市民病院又ハ産婆若シクハ醫師ノ證明ヲ受ケ申請書用紙ニ所定事項記入ノ上所屬區役所ニ提出スルコト

(ハ) 區役所ハ前項ノ申請アリタル時ハ購入券ニ區名、整理番號、發行年月、特別需要者名、生年月日、世帯主氏名、購入繼續許容期間並ニ購入券各葉ニ交付月ヲ第一分トシ、順次購入繼續許容期間迄ノ月名ヲ記入取扱者印捺捺ノ上人工榮養兒ニハ人工榮養兒用砂糖購入券ヲ混合榮養兒ニハ混合榮養兒用砂糖購入券ヲ交付スルコト

此ノ場合生後經過月アリタルトキハ經過月ノ購入券ヲ切取り交付スルモノトス

(ニ) 世帯主ハ區役所ヨリ受領シタル購入券ヲ町會長ニ提出町會印ノ捺印ヲ受クルコト

(ホ) 世帯主ハ購入券ノ世帯主名欄ニ捺印ノ上購入先へ提出購入先名欄ニ記名捺印ヲ受クルコト

八 購 入 先 購入券記載ノ購入先以外ヨリ購入スルコトヲ得ザルモノトス

九 購 入 方 法 一ヶ月ノ購入希望量ヲ一回ニ購入スルモノトス

一〇 家庭用砂糖回数購入券(特別用)無効並ニ無効券ノ處分 購入券ニ大阪市長ト區取扱者並ニ町會長ノ印ナキモノハ無効トス

切離シタル券並ニ未使用券ハ無効トス

無効券ハ町會長ヲ通ジ區役所へ返還スルコト

一一 家庭用砂糖回数購入券(特別用)ノ讓渡並ニ貸與、購入券ハ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ズ

一二 紛失ノ場合 購入券ハ再發行セズ

但シ盜難、燒失、其ノ他特別ノ事情アリタル時ハ左ノ手續ニヨリ之ヲ認ム

(イ) 購入券ヲ紛失シタル世帯主ハ購入先ニ届出購入先備付ノ顧客控帳ニ「紛失」ノ記録ヲ受ケ紛失記録證ヲ受領スルコト

(ロ) 世帯主ハ購入先ヨリ受領シタル紛失記録證ヲ町會長ニ提出スルコト

此ノ場合町會長ハ紛失記録證ニ「再發行申請」ト記入シ町會名記入捺印スルモノトス

(ハ) 世帯主ハ紛失記録證ヲ區役所ニ提出、新購入券用紙ノ交付ヲ受クルコト此ノ場合區役所ニ於テ新購入券用紙ニ所定事項記載ノ上欄外ニ「再發行」ト記入届出月迄ノ購入券各葉ヲ切取り交付ス

(ニ) 世帯主ハ區役所ヨリ受領シタル購入券用紙ヲ町會長ニ提出町會長印ノ捺印ヲ受ケ世帯主名欄ニ捺印ノ上紛失記録證ノ發行ヲ受ケタル購入先へ持參シ購入先名欄ニ記名捺印ヲ受クルコト



此ノ場合購入先ハ顧客控帳ニ「再發行」ト記載シ爾後再發行ノ購入券ニヨリ販賣スルモノトス  
紛失ノ購入券ハ無効トス

(ホ) 購入券再發行後紛失ノ購入券ヲ發見シタルトキハ直チニ町會長ヲ通ジ區役所へ返還スルコト  
一三 需要者ノ移動

(イ) 市ノ他區町へ轉出ノ場合ハ購入券ヲ町會長並ニ購入先へ提出、各欄ノ抹消ヲ受クルコト

(ロ) 市ノ他區町ヨリ轉入ノ場合ハ新住所ノ町會長ハ轉入後ノ町會名欄ニ新購入先ハ轉入後ノ購入先名欄ニ記名捺  
印スルコト

(ハ) 市外へ轉出又ハ死亡其ノ他事故ノタメ購入券不用トナリタル時ハ町會長ヲ通ジ區役所へ返還スルコト

一四 水上生活者ノ取扱 水上生活者ニ就テハ町會長ニ代リ所屬組合長ソノ事務ヲトルモノトス

### (七) 大阪市特別需要マッチ割當配給制實施要綱

(昭和十五年六月五日ヨリ實施)

一 特別購入券發行者 大阪市長

二 特別購入券 別紙様式ノ通り(省略)

三 特別購入券ノ交付ヲ受クベキモノ 公衙、學校、社寺、教會、病院、會社、銀行、工場、船舶、寄宿舎、旅館、  
飲食店等ニシテ特ニマッチヲ必要トスル者

四 特別購入券ノ交付経路 大阪市役所―區役所―特別需要者

五 有効期間 六ヶ月以内

六 購入量 査定ノ上決定ス

七 特別購入券ノ交付

(イ) 要綱(三)ニ該當スル需要者ハ別紙様式(省略)ニヨルマッチ特別購入券交付申請書ヲ所屬區役所ニ提出スル  
コト

(ロ) 前項ノ申請書ノ提出アリタル場合區役所ハ申請書ヲ大阪府燐寸販賣株式會社ニ送付申請書ニ指定購入先並ニ  
査定割當配給量ヲ記入セシム

(ハ) 前項ノ記載ヲ了シタル申請書ニ基キマッチ特別購入券ニ所定事項記載ノ上翌月分ヨリノマッチ特別購入券ヲ  
申請者ニ交付ス此ノ場合期限済ノ購入券アリタル場合ハ切取ノ上交付スルコト

(ニ) 既ニマッチ特別購入券ニヨリ購入セルモノニ對シテハ上記各項ノ手續ヲ省略シ使用済ノ特別購入券ト引換ニ  
交付スルモノトス

八 購入先 先 購入券記載ノ指定購入先以外ヨリ購入スルコトヲ得ザルモノトス

九 購入券ノ無効並ニ無効券ノ處分 購入券ニ大阪市長ト區取扱者印ナキモノハ無効トス  
切離シタル購入券並ニ未使用券ハ無効トス、無効券ハ所屬區役所ニ返還スルコト

一〇 購入券ノ讓渡、貸與 購入券ハ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ズ

一一 紛失ノ場合 特別購入券ハ再發行セズ但シ盜難、燒失其他特別ノ事情アリタルトキハ左ノ手續ニヨリ之ヲ  
認ム

(イ) 購入券ヲ紛失シタル需要者ハ氏名、住所並ニ紛失ノ理由ヲ記載シタル「マッチ特別購入券再交付申請書」ヲ  
曩ニ購入券ノ交付ヲ受ケタル區役所へ提出スルコト



(ロ) 區役所へ前項ノ申請アリタル時ハ購入券臺帳ト照合ノ上再發行スルモノトス此ノ場合購入券ノ上欄ニ再發行並ニ再發行年月日ヲ朱書シ所定事項記載ノ上申請日ノ屬スル期間迄ノ購入券各葉ヲ切取り交付スルコト切取りタル購入券各葉ハ區役所ニ保管スルコト

(ハ) 販賣店ハ再發行ノ購入券ヲ持參シタル場合ハ顧客控帳ニ「再發行」ト記載シ爾後再發行ノ購入券ニヨリ販賣スルモノトス

紛失ノ購入券ハ無効トス

一二 申請書ノ記載事項ニ變更アリタル場合 購入券ヲ使用中ノ需要者ニシテ申請書ノ記載事項ニ變更アリタル場合ハ直チニ所屬區役所へ購入券ヲ返還シ新ニ申請書ヲ提出スルコト

### (八) 木炭配給統制規則(拔萃)

(昭和十四年十二月十九日農林省令第六十八號)

第三條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ木炭ノ生産者、業務上木炭ノ使用、賣買其ノ他取扱ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ木炭ノ販賣先、買入先、賣買方法其ノ他ニ關シ木炭ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ  
地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル者ニ對シ木炭ノ販賣先、買入先、賣買方法其ノ他ニ關シ木炭ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第一項ニ掲グル者ニ付木炭ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

### (九) 大阪市家庭用燃料割當配給實施要綱

(昭和十六年四月ヨリ實施)

#### 第一 基本要項

一 家庭用燃料通帳 大 阪 市 長  
發 行 者

二 割當豫定量

各世帯ノ家族數、瓦斯設備ノ有無及疊數(但シ豆炭、孔明煉炭ハ疊數ヲ考慮セズ)ニ應ジ之ヲ定ム

但シ特別ノ事情ニヨリ已ムヲ得ザル場合ハ割當豫定量ヲ變更シ又ハ左ノ標準ニヨリ品種交換ノ上配給スルコトアルモノトス

木炭一俵ニ豆炭一袋ニ孔明煉炭四寸物二袋

三 家庭用燃料通帳ノ様式(省 略)

四 通帳ノ交付ヲ受クベキモノ 大阪市在住ノ世帯主

五 通帳ノ交付経路 市長―區長―町會聯合會長―町會長―隣組長―世帯主

六 有效期間 一ケ年(自昭和十六年四月至昭和十七年三月)

七 購入先 所屬配給所

八 購入方法

(イ) 世帯主ハ月別ノ割當量ヲ割當量ノ範圍内ニ於テ配達ヲ受ケ購入スルモノトス但シ一俵未滿又ハ一袋未滿ノ分



割購入希望の場合ハ配給所ニテ購入スルコト

(ロ) 世帯主ハ配給所ヨリ配給ヲ受ケタル場合ハ通帳ヲ呈示シ實配給量欄ノ記入認印ヲ受クルコト

(ハ) 木炭、豆炭、孔明煉炭ノ品種ニ就イテハ原則トシテ需要者ノ希望ニ應ジ難キモノトス

(ニ) 配給當日不在、其他ノ事由ニヨリ配給不能トナリタル場合ハ一ヶ月以内ニ配給所ニ申出デ配給ヲ受クルコト  
期間内ニ申出ナキトキハ購入希望ナキモノト看做ス

## 第一 通帳ノ取扱

### 一 交付方法

(イ) 通帳用紙ノ交付ヲ受ケタル各町會長ハ町籍簿ニヨリ通帳並ニ通帳控ニ町會名、隣組名、世帯主氏名記入ノ上隣組長ヲ通ジ世帯主ニ配付ス

(ロ) 世帯主ハ通帳並ニ通帳控ニ記入當日現在居住スル家族數、瓦斯設備ノ有無(有ル場合ハ $\textcircled{○}$ 無キ場合ハ $\textcircled{○}$ )及疊數ヲ記入ノ上、通帳並ニ通帳控ノ世帯主氏名ノ下ニ認印押捺シ隣組長ヲ通ジ町會長ニ提出スルコト

(ハ) 町會長ハ町籍簿ト照合シ通帳並ニ通帳控ニ町會長印押捺ノ上各組毎ニ整理シ所屬配給所ニ交付スルコト

(ニ) 配給所ハ通帳並ニ通帳控ニ整理番號、月別割當豫定量、計並ニ配給所名記入認印ノ上通帳ヲ町會長ニ返還、通帳控ヲ整理番號順ニ編綴保存スルコト

(ホ) 町會長ハ通帳ヲ隣組長ヲ通ジテ世帯主ニ交付スルコト

通帳交付ノ際ハ後日其ノ證明トナリ得ル様配付表ニ受領印ヲ押捺セシムルコト

### 二 紛失ノ場合

盜難、燒失、其他ノ事由ニヨリ通帳ヲ紛失シタル場合ハ

(イ) 世帯主ハ直チニ所屬ノ隣組長ヲ通ジ町會長ニ届出スルコト

此ノ場合町會長ハ通帳交付所定ノ手續ニヨリ再發行シ備考欄ニ再發行並ニ再發行年月日ヲ朱書シ通帳控ヲ切取り交付スルモノトス

(ロ) 通帳ノ交付ヲ受ケタル世帯主ハ直チニ所屬ノ配給所ニ持參シ整理番號、月別割當豫定量、計、實配給量並ニ配給所名ノ記入認印ヲ受クルコト

### 三 家族數、瓦斯設備、疊數ノ變更

通帳交付後ニ於テ家族數、瓦斯設備及疊數ニ變更アリタル場合ト雖モ割當量ヲ増減セズ

### 四 消費者ノ移轉

(イ) 市外へ轉出ノ場合 世帯主ハ其ノ旨隣組長ニ届出デ通帳ヲ返還シ配給所ニ對シテハ必ズ其ノ旨申出ズルコト

此ノ場合配給所ハ通帳控並ニ配給控ニ申出ノ事由並ニ年月日ヲ朱書シ別ニ整理スルコト

(ロ) 市内間ノ移轉ノ場合 世帯主ハ配給所ヨリ通帳控ノ返還ヲ受ケ町會長並ニ配給所ニ通帳ト共ニ提出シ、町會名、整理番號、配給所名ノ各欄ノ抹消ヲ了シ、新住所町會長並ニ新配給所ニ提出、各欄ノ記入認印整理番號ノ記入ヲ受クルコト

此ノ場合、通帳控ヲ新配給所ニ提出スルコト

(ハ) 世帯ヲ新設シタル場合(市外ヨリ轉入シタル場合ヲ含ム)

(1) 町會長ニ届出デ通帳ノ交付ヲ受ケ所定ノ手續ヲ了シ配給所ニ提出スルコト、此ノ場合町會長ハ交付年月日ヲ備考欄ニ記入スルモノトス

(2) 配給所ハ交付月以後ノ月別割當豫定量ヲ記入スルモノトス

### 五 通帳ノ無効

通帳ニ大阪市長並ニ所屬町會長ノ印ナキモノハ無効トス



無効ノ通帳ハ隣組長、町會長、町會聯合會長、區役所ヲ通ジ市役所ニ返還スルコト

### 第三 特別配給ヲ受クベキ場合

- (イ) 特ニ探暖ヲ要スル病者並ニ一歳未滿ノ嬰兒及六十歳以上ノ老人ニ對シテハ特別ニ配給スルコトアルベシ  
前項ノ場合ニ於テハ配給所備付ノ特別配給申請書用紙ニ所定事項記入ノ上所屬町會長並ニ所屬派出所(但シ嬰兒及老人ノ場合ハ町會長ノミ)ノ認印ヲ受ケ配給所ニ提出スルコト
- (ロ) 左ノ各項ニ該當スル場合ニハ所轄警察署ニ申請シ特別配給ヲ受クルコトヲ得ルモノトス
- (1) 火災、水害、其ノ他ノ災害ニヨリ燃料ヲ喪失シタルトキ
  - (2) 世帯ノ新設者ニシテ手持燃料無ク通帳制ニヨル次回配給ヲ待ツノ違無キ事情ニアルトキ
  - (3) 家族數、疊數ノ増加、瓦斯設備ノ廢止等ニヨリ通帳制ニヨル割當量ニテハ著シク不足ナルトキ
  - (4) ソノ他特別ノ事由ニヨリ必要アルトキ

### 第四 水上生活者ノ取扱

#### 一 通帳ノ交付

#### (イ) 通帳ノ交付経路

大阪市長—水上署長—大阪水上小運送業海運組合—大阪地區機帆船海運組合—世帯主

(ロ) 組合未加入者ニ對シテハ水上署長ヨリ直接世帯主ニ交付ス

(ハ) 常時大阪港ニ滯泊セルモノハ船籍ノ如何ヲ問ハズ通帳ヲ交付ス

#### 二 割當豫定量

水上生活者ノ木炭ノ一ヶ年割當豫定量ハ家族數ニ應ジ十疊以下ノ割當量ヲ適用ス

註、官公署、學校、會社、工場、事務所等ノ事務所用燃料、旅館、料理店、飲食店、病院(患者附添人用ヲ含ム)寄宿舍、下宿屋、アパート、木賃宿等ノ業務用燃料ハ本制度ヨリ除外ス

## (10) 牛乳及乳製品配給統制規則

(昭和十五年十月十日農林省令第八十九號)

第一條 本則ニ於テ牛乳トハ全乳、脱脂乳及クリーム(全乳中ヨリ脱脂乳ヲ分離シタル殘餘ノモノ)ヲ謂フ

飲用牛乳トハ飲用トシテ販賣ノ用ニ供スル爲處理シタル牛乳(牛乳營業取締規則ニ規定スル特別牛乳ヲ除ク)ヲ謂ヒ處理トハ壘其ノ他ノ容器ニ小分スル迄ノ操作ヲ謂フ

育児用乳製品トハ農林大臣ノ指定シタル煉乳、粉乳及調製粉乳ヲ謂フ

第二條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定地域ト稱ス)内ノ作業場ニ於テ飲用牛乳ノ處理ヲ爲ス者ハ當該作業場ニ於テ處理シタル飲用牛乳ヲ當該指定地域ニ付農林大臣ノ指定シタル販賣機關(以下指定販賣機關ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ農林大臣若ハ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

販賣ノ目的ヲ以テ指定地域内ニ當該指定地域外ヨリ飲用牛乳ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル飲用牛乳ヲ指定販賣機關以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ農林大臣若ハ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 指定販賣機關ハ當該指定地域内ニ於テ販賣ヲ爲ス飲用牛乳ノ小賣業者以外ノ者ニ飲用牛乳ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 指定地域内ニ於テ販賣ヲ爲ス飲用牛乳ノ小賣業者(専ラ店舗内ニ於テ飲用牛乳ヲ販賣スル飲食店業者ヲ除ク)當該指定地域ノ市町村長ノ證明書ニ依ル飲用牛乳ノ購入ノ申込ヲ受ケタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ證明書ハ指定地域ノ市町村長乳幼児ノ哺育又ハ妊産婦若ハ病弱者ノ榮養ノ用ニ供スル爲飲用牛乳ヲ購入セン



トスル者ニ對シ其ノ申請ニ因リ之ヲ交付ス

第五條 指定販賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 毎日ノ飲用牛乳ノ讓受先別讓受數量
- 二 毎日ノ飲用牛乳ノ讓渡先別讓渡數量

第六條 第四條ノ飲用牛乳ノ小賣業者ハ營業所毎ニ帳簿ヲ備ヘ同條ノ證明書ニ依リ販賣シタル飲用牛乳ノ毎日ノ販賣先別數量ヲ記載スベシ

第七條 第四條ノ飲用牛乳ノ小賣業者ハ毎月五日迄ニ前月中ニ同條ノ證明書ニ依リ販賣シタル飲用牛乳ノ數量ヲ當該指定地域ノ指定販賣機關ニ報告スベシ

指定販賣機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル飲用牛乳ノ讓受及讓渡數量竝ニ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル數量ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監)ニ報告スベシ

第八條 酪農業調整法ノ規定ニ依リ設立シタル製酪業組合(大日本製酪業組合)ハ同法ノ規定ニ依リ受託販賣ヲ行フ育兒用乳製品ノ販賣先別、種類別販賣數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第九條 育兒用乳製品ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル育兒用乳製品ノ販賣先別種類別販賣數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第十條 前二條ニ掲グル者ヨリ育兒用乳製品ヲ購入シタル者(以下道府縣卸賣機關ト稱ス)ハ育兒用乳製品購入票(以下購入票ト稱ス)ノ購入券ニシテ第十四條又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依ル消印アルモノト引換フルニ非ザレバ育兒用乳製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ第十一條但書ノ規定ニ依リ育兒用乳製品ノ小賣業者ノ讓渡スル育兒用乳製品ヲ讓渡スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 育兒用乳製品ノ小賣業者(購買組合其ノ他ノ消費者ノ團體ヲ含ム以下同ジ)ハ購入票ノ購入券ニシテ購入申

込者ノ捺印アルモノト引換フルニ非ザレバ育兒用乳製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 道府縣卸賣機關又ハ育兒用乳製品ノ小賣業者ハ前二條ニ規定スル購入券ト引換ヘニ育兒用乳製品ノ購入ノ申込ヲ受ケタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三條 育兒用乳製品ノ小賣業者ハ購入票ノ購入券ニシテ有効期間ヲ經過シタルモノ又ハ自己以外ヲ購入先トシテ記載シタル購入票ノ購入券ト引換ヘニ育兒用乳製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十四條 育兒用乳製品ノ小賣業者ハ育兒用乳製品ヲ讓渡スル爲引換ヘタル購入票ノ購入券ニ引換後遲滯ナク自己ノ氏名又ハ名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ

第十五條 道府縣卸賣機關ハ購入票ノ購入券ニ自己ノ氏名又ハ名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ育兒用乳製品ヲ消費スルコトヲ得ズ

育兒用乳製品ノ小賣業者ハ購入票ノ購入券ニ自己ノ氏名又ハ名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ第十條ニ規定スル購入券ト引換ヘニ讓受ケタル育兒用乳製品ヲ消費スルコトヲ得ズ

第十六條 購入票ハ市町村長之ヲ發行ス購入票ハ普通購入票及特別購入票トシ普通購入票ハ滿一歳以下ノ乳兒ニシテ母乳ノミヲ以テ哺育スルコト能ハザルモノニ付、特別購入票ハ特別ノ事由ニ因リ育兒用乳製品ヲ必要トスル者ニ付之ヲ發行ス

購入票ハ農林大臣ノ定ムル様式ニ依ル

第十七條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十八條 購入票ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ



第十九條 道府縣卸賣機關及育兒用乳製品ノ小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 育兒用乳製品ノ種類別讓受數量及讓受ノ年月日（第十條但書ノ規定ニ依リ讓受ケタルモノハ別ニ之ヲ記載スベシ）

二 育兒用乳製品ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日（第十條但書又ハ第十一條但書ノ規定ニ依リ讓渡シタルモノハ別ニ之ヲ記載スベシ）

三 毎月末ニ於ケル育兒用乳製品ノ種類別在庫數量

第二十條 道府縣卸賣機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル育兒用乳製品ノ種類別讓受數量及讓渡先別種類別讓渡數量竝ニ前月末ニ於ケル種類別在庫數量ヲ地方長官ニ報告スベシ

第二十一條 道府縣卸賣機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ育兒用乳製品ト引換ヘタル購入票ノ購入券又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル購入券ヲ當該購入票ヲ發行シタル市町村長ニ提出スベシ

第二十二條 牛乳、煉乳、粉乳、調製粉乳又ハバターヲ原料若ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者ハ牛乳、煉乳、粉乳、調製粉乳又ハバターヲ原料若ハ材料トシテ農林大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ

前項ニ掲グル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ牛乳、煉乳、粉乳、調製粉又ハバターヲ原料若ハ材料トシテ農林大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ

第二十三條 農林大臣又ハ地方長官飲用牛乳又ハ育兒用乳製品ノ需給ノ調整上必要アリト認ムルトキハ牛乳又ハ乳製品ノ生産、處理若ハ賣買ヲ業トスル者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ牛乳又ハ乳製品ノ讓渡先、讓渡方法其ノ他ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲ

シテ帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十五條 本則ニ於テ市町村又ハ市町村長トアルハ之ニ準ズルモノヲ含ム

第二十六條 第十條乃至第十六條ノ規定ハ當分ノ内農林大臣ノ指定シタル地域内ニ於テ讓渡セラルル育兒用乳製品ニ付之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條乃至第十六條及第十八條乃至第二十一條ノ規定ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(一一) 大阪市育兒用乳製品配給制實施要綱

(昭和十五年十一月一日ヨリ實施)

- 一 購入票發行者 大阪市
- 二 乳製品ノ種類 農林大臣ノ指定シタル煉乳、粉乳及調製粉乳
- 三 購入票 別紙ノ通(農林大臣之ヲ定ム)(省略)
- 四 購入票ノ種別 普通購入票、特別購入票ノ二種トス  
特別購入票ハ普通購入票面ニ赤字ニテ特ノ標識アルモノ
- 五 購入票ノ交付ヲ受クベキモノ  
(一) 普通購入票ハ母乳ノミヲ以テ哺育スルコト能ハザル滿一歳以下ノ乳兒



(二) 特別購入票ハ特別ノ事由ニヨリ育兒用乳製品ヲ必要トスル乳幼児並ニ産婦、病弱者  
六 購入最高量 (普通購入票ニヨル場合)

生後 滿一ヶ月迄 毎月粉乳若ハ調製粉乳三罐又ハ煉乳十二罐  
生後滿一ヶ月以上滿二ヶ月迄 毎月粉乳若ハ調製粉乳四罐又ハ煉乳十六罐  
生後滿二ヶ月以上滿六ヶ月迄 毎月粉乳若ハ調製粉乳五罐又ハ煉乳二十罐  
生後滿六ヶ月以上滿十二ヶ月迄 毎月粉乳若ハ調製粉乳六罐又ハ煉乳廿四罐

備考 (1) 粉乳及調製粉乳ハ四五〇瓦入罐(二封度罐)ヲ、煉乳ハ三九〇瓦入罐(並罐)ヲ規準トス

(2) 粉乳、調製粉乳又ハ煉乳ノ二種以上ヲ併用スル場合ニハ粉乳又ハ調製粉乳一罐ニ對シ煉乳四罐ノ割合ニ  
テ計算シ其ノ合計量ガ右ノ購入最高量ヲ超エルコトヲ得ズ

七 購入票ノ交付経路 大阪市―區(出張所)―需要者

八 購入票ノ有効期間 三ヶ月

九 需要者ノ申請 「五」ノ該當者ヲ有スル世帯主ニシテ配給希望アルモノハ區役所備付ノ別紙様式(省略)ニヨ  
ル申請書用紙ニ所定事項記入ノ上所屬町會長印ヲ受ケ區役所ヘ提出スルコト  
但シ特別購入票ヲ受ケントスル者ハ醫師ノ證明ヲ申請書ニ添付スルコト

一〇 購入票ノ交付 區役所(出張所)ハ前項ノ申請書ノ提出アリタル場合ハ購入票並ニ購入券ニ有効期間ヲ記入シ購  
入券各葉ノ裏面ニ區名捺印ノ上交付スルコト  
有効期間ハ原則トシテ購入票ニハ購入券ヲ交付セシ日ノ屬スル月ノ一日ヨリ三ヶ月以内ヲ、各購入券ニハ年月ヲ記  
入スルコト

購入票交付ノ際有効期間經過ノ購入券並ニ有効期間中ニ滿一歳ヲ經過スル乳幼児ノ購入券アリタル場合及三ヶ月分  
以内ノ購入希望アルモノニ對シテハ其ノ不用ノ各購入券ニ無効印ヲ捺捺ノ上交付スルコト

一一 購入手續 區役所ヨリ購入票ノ交付ヲ受ケタル需要者ハ

(イ) 購入票ノ購入者欄並ニ注文票ノ購入者欄ニ所定事項記入捺印ノ上町會長ニ提出町會長ヨリ注文票並ニ購入票  
ノ所定箇所ニ認印ヲ受クルコト

(ロ) 前項ノ手續ヲ了シタル需要者ハ購入票ヲ希望ノ購入先ニ提出シ購入先名欄ニ記入捺印ヲ受クルコト

(ハ) 需要者ハ購入ノ都度購入券ニ購入量並ニ氏名ヲ記入捺印購買先ニ提出スルコト

一二 紛失又ハ減失ノ場合 購入票ヲ紛失又ハ減失セシ場合ハ交付ヲ受ケシ區役所ヘ届出再下附ヲ受クルコト

此ノ場合ノ有効期間ハ前回受理セシ申請書ニ基キ紛失セシ購入票ト同一ノ有効期間ヲ記入シ欄外ニ再發行ノ標識ヲ  
ナシ届出日ノ屬スル期間迄ノ購入券ニ無効印ヲ捺捺交付スルコト

一三 購入票並ニ購入券ノ無効 購入票ニ大阪市ト町會長ノ印ナキモノハ無効トス  
購入票カラ切離シタル購入券ハ無効トス

一四 需要者ノ移轉

(イ) 市外ヘ轉出ノ場合ハ區役所ヲ經由購入票ヲ市役所ヘ返還スルコト

(ロ) 市内間ノ移轉ニヨリ購買先變更ノ必要生ジタル場合ハ從來ノ購入先ヨリ注文票ノ返還ヲ受ケ新住所町會長ノ  
捺印アル購入票ヲ添付ノ上新購入先ニ提出スルコト

一五 購入票ノ返還 有効期間中ニ於テ購入不必要トナリタルトキ及有効期間ノ經過シタル購入票ハ區役所ヲ經由  
市役所ヘ返還スルコト



(一二) 大阪市飲用牛乳優先配給制實施要綱

(昭和十五年十一月一日ヨリ實施)

- 一 證明書發行者 大阪市
- 二 證明書 別紙ノ通り(省略)
- 三 證明書ノ交付ヲ受クベキモノ 哺育上若シクハ營養上飲用牛乳ヲ必要トスル滿五歳以下ノ乳幼児並ニ妊産婦、病弱者ニシテ必要量ノ配給ヲ受ケ得ザルモノ
- 四 購入量 乳幼児ノ場合ハ一日五合以内  
其他ノモノハ醫師ガ證明スル量以内
- 五 證明書ノ交付経路 大阪市―區(出張所)―需要者
- 六 證明書ノ有効期間 三ヶ月以内
- 七 需要者ノ申請 「三」ノ該當者ヲ有スル世帯主ニシテ優先配給ヲ受ケントスルモノハ町會長備付ノ別紙様式(省略)ニヨル申請書用紙ニ所定事項記入ノ上町會長印ヲ受ケ所屬ノ區役所ヘ提出スルコト  
但シ妊産婦ハ醫師、開業産婆、官公立ノ保健所ノ保健婦(育児指導婦ヲ含ム)、病弱者ハ醫師ノ證明書ヲ申請書ニ添付スルコト
- 八 證明書ノ交付 區役所(出張所)ハ前項ノ申請書ノ提出アリタル場合ハ證明書ニ所定事項記入ノ上交付ス  
此ノ證明書ノ提出アリタル場合ハ購入先ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ販賣ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス
- 九 購入手續 需要者ハ區役所(出張所)ヨリ交付ヲ受ケタル證明書ヲ希望購入先ニ提出シ爾後優先配給ヲ受ケルコト

ルコト

- 一〇 證明書ノ無効 證明書ニ大阪市役所ト區取扱者ノ印ナキモノハ無効トス
- 一一 需要者ノ移轉
- (イ) 市外ヘ轉出ノ場合ハ購入先ヨリ證明書ノ返還ヲ受ケ區役所ヘ返戻スルコト
- (ロ) 市内間ノ移轉ニヨリ購入先變更ノ必要ヲ生ジタル場合ハ舊購入先ヨリ證明書ノ返還ヲ受ケ新購入先ニ提出スルコト
- 一二 證明書ノ返還 證明書有効期間中ニ於テ購入不必要トナリタルトキハ購買先ヨリ證明書ノ返還ヲ受ケ區役所(出張所)ヘ返戻スルコト

(一三) 大阪市出生兒用綿布配給制實施要綱

(昭和十五年九月十六日ヨリ實施)

- 一 購入票交付者 大阪市
- 二 割當量 一人當一反宛(綿ネル六ヤール、晒金巾六ヤール)
- 三 購入票 別紙様式ノ通り(省略)
- 四 購入票ノ交付ヲ受クベキモノ 區内ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ガ當該區役所ニ出生届ヲ提出シタル場合其ノ出生兒(本年六月一日以降出生シタルモノ)ニ對シ交付ス  
區外ニ居住スル者ガ本籍地ニ出生届ヲ提出シタル場合ハ別紙様式(省略)ニヨル通知書ヲ届出人ニ交付スルコト
- 五 購入票ノ交付経路 大阪市―區役所(出張所)―購入票ノ交付ヲ受クベキモノ



- 六 有效 期間 發行ノ月及其ノ翌月末日迄
- 七 紛失ノ場合 再發行セズ
- 八 購入票使用方法 區役所ハ大阪市ヨリ交付ヲ受ケタル購入票ニ當該出生兒ノ住所、氏名ヲ記載シ購入票ノ裏面ニ區名並ニ區取扱者印ヲ押捺ノ上交付スルコト、此ノ場合別紙様式(省略)ニヨル購入票原簿ヲ作成シ購入票ノ交付狀況ヲ明確ナラシムルコト
- 九 購入 先 別紙ノ通り(省略)
- 一〇 購入 手續 購入者ハ購入票ヲ配給所ニ差出シ購入スルコト
- 一一 未使用券ノ處分 有効期間經過後未使用ノ購入票ハ區役所ヲ通ジ大阪市ニ返還スルコト
- 一二 購入票ノ讓渡又ハ貸與 購入票ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ズ
- 一三 購入票ノ無効 購入票ニ大阪市役所ノ印ナキモノハ無効トス

(一四) 大阪市日本手拭配給制實施要綱

(昭和十六年二月二十六日ヨリ實施)

- 一 購入票交付者 大 阪 市 長
- 二 割 當 量 一世帶當一本
- 三 購 入 票 別紙様式ノ通り(十本券トス)(省略)
- 四 購入票ノ交付経路 市長—區長—町會聯合會長—町會長
- 五 購入票ノ交付
- (イ) 各町會長ハ所管區役所ヨリ町會聯合會長ヲ通ジ町會所屬ノ世帶數相當數ノ購入票ノ交付ヲ受クルモノトス

(町會所屬世帶數十未滿ノ端數アル場合ハ繰上交付ス)

(ロ) 區役所ハ購入票裏面ニ區名ヲ記入取扱者印押捺ノ上交付スルコト

此ノ場合別紙様式(省略)ニヨル購入票交付原簿ヲ作成シ購入票ノ交付狀況ヲ明確ナラシムルコト

- 六 有 效 期 間 發行ノ月及其ノ翌月末日迄
- 七 購 入 先 別紙ノ通り(券面ニ指定ノ購入先記載)(省略)
- 八 購 入 手 續 購入者ハ購入票ヲ指定ノ購入先ニ差出シ購入スルコト
- 九 購入票ノ紛失 再發行セズ
- 一〇 未使用券ノ處分 有効期間經過後ノ未使用購入票ハ區役所ヲ通ジ市ニ返還スルコト
- 一一 購入票ノ無効 購入票ニ市長印ナキモノハ無効トス
- 一二 水上生活者ノ取扱
- (イ) 購入票ノ交付経路 市長—港水上署長—大阪水上小運送業海運組合—大阪地區機帆船海運組合—世帶主
- (ロ) 町會長ニ代リ所屬組合長其ノ事務ヲ執ルモノトス

(一五) 農山漁村向労働作業衣用綿製品中紺織配給制實施要綱

(昭和十五年十一月二十五日ヨリ實施)

- 一 購入票發行者 大 阪 市
- 二 割 當 量 一人一反(價格一反ニ付金四圓十三錢)
- 三 購 入 票 別紙様式ノ通り(省略)



- 四 購入票ノ交付ヲ受クベキモノ 市内ニ居住シ農業、漁業ニ従事スルモノ
- 五 需要者ノ申告 實行組合、産業組合、漁業組合ハ所屬組合員中ヨリ購入希望者ヲ取纏メ別紙様式(省略)ニヨル申告書ヲ本市ニ提出スルコト
- 六 各組合ニ對スル割當量ノ決定 本市ニ於テハ申告書ニヨリ需要者名簿ヲ作成シ商業組合、市農會、漁業組合、産業組合ト協議ノ上各組合ニ對スル割當數量ヲ決定ス
- 七 購入票ノ交付 購入票ニ所定事項記入ノ上各組合ヲ經テ交付ス
- 八 購入票交付経路 大阪市(實行組合、産業組合、漁業組合)ノ購入票ノ交付ヲ受クベキモノ
- 九 有効期間 發行ノ月及其ノ翌月末迄
- 一〇 購入 先別紙ノ通り(省略)
- 一一 購入手續 購入者ハ購入票ヲ配給所ニ差出シ購入スルコト
- 一二 未使用券處分 有効期間經過後ノ未使用ノ購入票ハ組合ヲ通ジ大阪市ニ返還スルコト
- 一三 購入票ノ貸與又ハ讓渡 購入票ヲ他人ニ貸與又ハ讓渡スルコトヲ得ズ
- 一四 紛失ノ場合 再發行ヲセズ
- 一五 購入票ノ無効 購入票ニ大阪市役所印ナキモノハ無効トス
- 一六 販賣所ノ義務
- (イ) 販賣店ハ購入票ニ依リ購買ノ申込アリタルトキハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- (ロ) 販賣店ハ販賣シタルトキハ購入票(上欄ニ①ト記入セルモノ)ヲ保存スルト共ニ他ノ一通(上欄ニ②ト記入セルモノ)ヲ市役所ヘ送附スルコト

(一六) 大阪市米穀割當配給實施要綱

(昭和十六年四月一日ヨリ實施)

甲 家庭用

第一 基本要綱

- 一 家庭用米穀通帳發行者 大阪市長
- 二 割當量 年齢別ニヨリ左ノ通定ム
  - (イ) 年齢(數)年)一歳—五歳一日一人當一二〇瓦(約〇・八四合)
  - (ロ) 同 六歳—十歳同 二〇〇瓦(約一・四〇合)
  - (ハ) 同 十一歳—六十歳同 三三〇瓦(約二・三一合)
  - (ニ) 同 六十一歳以上同 三〇〇瓦(約二・一〇合)
- 三 家庭用米穀通帳様式 別紙参照(省略)
- 四 通帳ノ交付ヲ受クベキモノ 大阪市在住ノ世帯主  
但シ自家用保有米ヲ有スルモノノ取扱ハ別ニ定ム
- 五 通帳ノ交付経路  
市長—區長—町會聯合會長—町會長—隣組長—消費世帯主
- 六 有効期間 差當リ二ヶ月
- 七 購入 先 所屬ノ米穀共同販賣所



八 購入方法

米穀購入ノ都度通帳ヲ販賣所ニ提出スルモノトス此ノ場合販賣所ハ配給控ニ月日、數量、單價、金額ヲ記入認印ノ上、現品配達ノ際通帳ヲ返却スルモノトス

第二 通帳ノ取扱

一 交付方法

(イ) 通帳用紙ノ交付ヲ受ケタル各町會長ハ町籍簿ニヨリ通帳並ニ通帳控ニ町會名、隣組名、世帯主氏名記入ノ上隣組長ヲ通ジ世帯主ニ配付ス

(ロ) 世帯主ハ通帳裏面家族名欄ニ記入當日現在居住スル家族ノ氏名、男女別、世帯主トノ續柄、年齢ヲ記入(欄内ニ記入シ得ザル場合ハ適宜別紙ニ記載シテ通帳ニ貼付スルコト此ノ場合隣組長ノ割印ヲ要スルモノトス)ノ上通帳並ニ通帳控ノ世帯主氏名ノ欄ニ認印押捺シ隣組長ニ提出スルコト

(ハ) 隣組長ハ通帳裏面家族名欄ノ家族數ヲ認定シタル場合ハ通帳並ニ通帳控ニ基準家族數ヲ記入認印ノ上町會長ニ提出スルコト

(ニ) 町會長ハ町籍簿ト照合シ通帳並ニ通帳控ニ町會長印押捺ノ上所屬派出所ニ提出基準家族數欄ニ査閲認印ヲ受ケ隣組長ヲ通ジ各世帯主ニ交付ス

通帳交付ノ際ハ後日其ノ證明トナリ得ル様配付票ニ受領印ヲ押捺セシムルコト

(ホ) 世帯主ハ通帳ヲ所屬ノ販賣所ニ三月卅一日迄ニ提出スルコト

(ハ) 販賣所ハ通帳ニ整理番號、販賣所名、基準量欄(年齢別家族數、割當量計、月日)並ニ一日最高購入量、月日ヲ記入認印シ通帳控ニハ整理番號、受付年月日、基準量欄(年齢性別家族數、割當量計)、一日最高購入量ヲ記入

ノ上世帯主ノ認印ヲ受ケ之ヲ切離シ通帳ヲ世帯主ニ返還スルモノトス

二 紛失ノ場合

盜難、燒失其他ノ事由ニヨリ通帳ヲ紛失シタル場合ハ

(イ) 世帯主ハ直チニ販賣所ニ届出デルト共ニ所屬ノ隣組長ヲ通ジ町會長ニ届出デルト此ノ場合町會長ハ通帳交付所定ノ手續ニヨリ再發行シ第一面上欄ニ「再發行」並ニ「再發行年月日」ヲ朱書シ通帳控ヲ切り取り交付スルモノトス

(ロ) 通帳ノ交付ヲ受ケタル世帯主ハ直チニ所屬ノ販賣所ニ持參スルコト

(ハ) 販賣所ハ通帳控及ビ販賣臺帳ニ「再發行」並ニ「再發行年月日」ヲ朱書シ爾後再發行ノ通帳ニヨリ販賣スルコト

(ニ) 紛失ノ通帳ハ無効トス通帳再發行後紛失ノ通帳ヲ發見シタルトキハ直チニ隣組長、町會長、町會聯合會長ヲ通ジ區役所ヘ返還スルコト

三 家族數ノ増減

(イ) 世帯主ハ家族數ニ増減アリタル場合遲滞ナク通帳裏面家族名欄ヲ訂正ノ上隣組長ニ提出スルコト

(ロ) 隣組長ハ基準量變更欄ニ變更月日、一日當増減量(増何瓦、減何瓦)、理由(出生、死亡等)ヲ記入認印ノ上世帯主ニ交付ス

(ハ) 世帯主ハ町會長、派出所ヲ經由之ヲ販賣所ニ提出シ一日最高購入量ノ變更記入ヲ受ケ通帳控ノ相當欄ニ認印スルコト

四 消費者ノ移轉



(イ) 市外へ轉出ノ場合世帯主ハ其ノ旨隣組長ニ届出、通帳ヲ返還シ販賣所ニ對シテハ必ズ其ノ旨届出デレコト

此ノ場合販賣所ハ通帳控及ビ販賣臺帳ニ「届出ノ事由」並ニ一月日ヲ朱書シ別ニ整理スルコト

(ロ) 市内間ノ移轉ノ場合世帯主ハ販賣所ヨリ通帳控ノ返還ヲ受ケ町會長並ニ販賣所ニ通帳ト共ニ提出、町會名、整理番號、販賣所各欄ノ抹消ヲ了シ新住所町會長並ニ新販賣所ニ提出各欄ノ記入認印、整理番號ノ記入ヲ受ケルコト

此ノ場合通帳控ヲ新販賣所ニ提出スルコト

(ハ) 世帯ヲ新設シタル場合(市外ヨリ轉入ノ場合ヲ含ム)ハ町會長ニ届出通帳ノ交付ヲ受ケルコト

五 自家用保有米ヲ有スルモノニ對スル交付方法

自家用保有米ヲ有スルモノ(昭和十五年十一月一日現在)ニシテ

(イ) 通帳制施行以前ニ自家用保有米ヲ消費終了セル者又ハ消費終了見込ノ者ハ大阪市農會長ヨリ各々ソノ證明ヲ受ケ三月廿五日迄ニ所屬隣組長ヲ通ジ町會長ニ提出通帳ノ交付ヲ受ケルコト

(ロ) 通帳制施行後自家用保有米ヲ消費終了見込ノ者ハ大阪市農會長ヨリソノ證明ヲ受ケ消費終了日ヨリ七日前迄ニ所屬隣組長ヲ通ジ町會長ニ提出通帳ノ交付ヲ受ケルコト

前二項ニヨル農會長ヨリノ證明書ハ直チニ町會聯合會長ヲ通ジ區役所ニ送付スルコト

六 通帳ノ無効

通帳ニ大阪市長並ニ所屬町會長印無キモノハ無効トス

無効ノ通帳ハ隣組長、町會長、町會聯合會長、區役所ヲ通ジ市役所ニ返還スルコト

第三 特別配給ヲ受クベキ場合

一 甲種労働者並ニ乙種労働者

(イ) 該 當 者 米穀増量職名表(省略)ニ記載セル職業ニ従事スルモノ

(ロ) 割 當 増 量

一 一歳	甲種労働者 一日一人當	女九〇瓦 (約〇・六三合)
六〇歳	乙種労働者 一日一人當	女二〇瓦 (約〇・一四合)
六二歳	甲種労働者 一日一人當	女八〇瓦 (約〇・五六合)
上	乙種労働者 一日一人當	女二〇瓦 (約〇・一四合)

(ハ) 申 請 手 續

世帯主ハ米穀増量申請書用紙ヲ所屬隣組長ヲ通ジ町會長ヨリ交付ヲ受ケ該當者ノ氏名、男女別、數、年、町會名、職名、勤務先名並ニ所在地名及ビ世帯主住所氏名記入認印ノ上

1 工場、事業場等ノ雇傭者ハ事業主ヨリ、同業者ノ團體ニ所屬スル者ハ團體長ヨリ當該業務ニ従事スルコトノ證明ヲ受ケ之ヲ所屬町會長ニ通帳ト共ニ提出スルコト

此ノ場合事業主ハ當該工場、事業場等ノ所在地、團體長ハ團體事務所ノ所在地ノ所轄警察署ノ承認ヲ受ケルモノトス、事業主及團體長ハ證明書發行簿ヲ備付ケ雇傭者又ハ團體員ノ住所氏名、年齢、雇入月日(團體加入月日)、業務ノ種別、所屬町會名並ニ證明書發行年月日ヲ記入シ異動ノ都度整理スルコト

2 工場、事業場等ノ雇傭者又ハ同業者ノ團體員ニ非ザル者ハ隣組長並ニ所屬派出所ヨリ當該業務ニ従事スルコト



トノ證明ヲ受ケ之ヲ所屬町會長ニ通帳ト共ニ提出スルコト

3 前二項ニヨリ申請アリタル場合町會長ハ通帳裏面家族名欄ノ該當者氏名ノ備考欄ニ甲種勞働者ハ「甲勞」、乙種勞働者ハ「乙勞」ト記載シ通帳ノ基準量變更欄ニ變更月日、一日當増量(増何瓦)、理由(甲勞又ハ乙勞)ヲ記入認印スルコト、申請書ハ直チニ町會聯合會長ヲ通ジ區役所ニ送付スルコト、此ノ場合基準量變更欄ノ隣組長及警察官印ハ省略スルモノトス

4 世帯主ハ通帳ヲ直チニ販賣所ニ提出シ一日最高購入量ノ變更記入ヲ受ケ通帳控ノ相當欄ニ認印スルコト此ノ場合販賣所ハ備付ノ販賣臺帳ニ増量月日、一日當増量、理由ヲ記入スルモノトス

5 世帯主ハ該當者ニ異動アリタル場合ハ直チニ其旨町會長並ニ販賣所ニ届出訂正ヲ受クルコト

## 二 其他ノ場合

(イ) 臨時同居者等特別ノ事由ニヨリ引續キ延十五日以上給食ヲ必要トスル場合ハ左ノ手續ニヨリ米穀特別購入券ヲ交付ス

1 當該世帯主ハ米穀特別購入券下附申請書用紙ヲ所屬隣組長ヲ通ジ町會長ヨリ受領シ申請理由、世帯主住所氏名ヲ記入認印ノ上隣組長、町會長ノ證明印ヲ受ケ通帳ト共ニ所轄警察署ニ提出、承認量ノ記入並ニ認印ヲ受クルコト

2 前項ノ手續ヲ了シタル世帯主ハ之ヲ區役所ニ提出スルコト

3 區役所ハ米穀特別購入券ニ所定事項(有効期間ハ發行日ヨリ十日間)ヲ記入ノ上區取扱主任者認印シ交付スルモノトス此ノ場合申請書ニハ整理番號、特別購入券發行月日ヲ記入認印スルコト

4 米穀特別購入券ノ交付ヲ受ケタル世帯主ハ所屬ノ販賣所ニ提出シ購入スルコト

販賣所ガ販賣ヲ了シタル場合ハ配給濟欄ニ配給月日ヲ記入認印スルコト

(ロ) 市内在住ノモノニシテ通帳ノ交付ヲ受ケザルモノハ(自家用保有米ヲ有スルモノヲ除ク)所轄警察署ニ届出應急米穀購入券ノ交付ヲ受ケ指定ノ販賣所ニテ購入スルコト

## 第四 水上生活者ノ取扱

(イ) 通帳ノ交付経路

大阪市長—大阪港水上署長—大阪水上小運送業海運組合  
大阪地區機帆船海運組合

(ロ) 組合未加入者ニ對シテハ港水上署長ヨリ直接世帯主ニ交付ス

(ハ) 常時大阪港ニ滯泊セルモノハ船籍ノ加何ヲ問ハズ通帳ヲ交付ス

(ニ) 日本海運協會加入ノ船舶並ニ小型汽船ニ對シテハ本要綱ヲ準用セザルモノトス

## 乙 業務 用

### 第一 基本 要 綱

一 業務用米穀通帳發行者 大阪市長

二 割 當 量 所屬組合内ノ等級ニヨリ定ム

三 業務用米穀通帳様式 別紙参照(省略)

四 通帳ノ交付ヲ受クベキモノ



左ノ組合ニ屬スル營業主ニシテ現在業務用米穀ノ配給ヲ受クルモノ

- 1 普通料理屋組合
  - 2 普通飲食店組合
  - 3 露店屋臺店飲食業組合
  - 4 旅館組合
  - 5 仕出業組合
  - 6 賄組合
  - 7 大阪食堂組合
  - 8 其他市ニ於テ承認シタル組合
- 五 通帳ノ交付経路 市長―組合長―營業主  
六 有効期間 差當リ二ヶ月  
七 購入先 所屬ノ米穀共同販賣所  
八 購入方法 米穀購入ノ都度通帳ヲ販賣所ニ提出スルモノトス此ノ場合販賣所ハ配給控ニ月日、數量、單價、金額ヲ記入認印スルコト

第二 通帳ノ取扱  
一 交付方法

(イ) 該當者ヲ有スル組合長ハ指定様式ニヨル業務用米穀通帳下附申請書ニ所定事項記入組合内ノ等級別人員名簿添付ノ上大阪府ニ指定日迄ニ提出スルコト

(ロ) 大阪府ハ申請書ニ基キ組合内ノ等級別營業主ニ對スル割當量ヲ決定ノ上大阪市長宛通告スルモノトス

(ハ) 大阪市長ハ前項ノ通告ニ基キ營業主ニ對シ所屬組合長ヲ通シ通帳ヲ交付ス

(ニ) 營業主ハ通帳ヲ所屬販賣所ニ提出シ整理番號、販賣所名ノ記入認印ヲ受クルコト

此ノ場合販賣所ハ營業主ノ一ヶ月購入量ヲ備考欄ニ記入認印スルコト

二 紛失ノ場合

盜難、燒失其他ノ事由ニヨリ通帳ヲ紛失シタル場合ハ

(イ) 營業主ハ直チニ販賣所ニ其旨届出、既購入量ノ證明ヲ受ケ所屬組合長ヲ通シ大阪府ニ通帳ノ再下附ヲ申請スルコト

(ロ) 大阪府ハ申請者ノ既購入量ヲ認定シタル場合ハ割當量ノ未購入量ノ決定ヲナシ大阪市長宛通帳再下附ノ通告ヲナスコト

(ハ) 大阪市長ハ前項ノ通告ニ基キ通帳ニ「再發行」並ニ「再發行年月日」ヲ朱書シ所屬組合長ヲ通シ營業主ニ交付スルコト

(ニ) 通帳ノ交付ヲ受ケタル營業主ハ直チニ所屬ノ販賣所ニ持參スルコト

(ホ) 販賣所ハ販賣臺帳ニ「再發行」並ニ「再發行年月日」ヲ朱書シ爾後再發行ノ通帳ニヨリ販賣スルコト

(ヘ) 紛失ノ通帳ハ無効トス通帳再發行後紛失ノ通帳ヲ發見シタルトキハ直チニ所屬組合長ヲ通シ市ニ返還スルコト



三 讓渡、廢業ノ場合

(イ) 營業ノ讓渡、廢業ノ場合營業主ハ直チニ販賣所ニソノ旨届出デルコト此ノ場合販賣所ハ販賣臺帳ニ「讓渡」又ハ「廢業」ト朱書シ別ニ整理スルコト

(ロ) 通帳ハ組合長ヲ通ジ市ニ返還スルコト

四 通帳ノ無効 通帳ニ大阪市長ノ印無キモノハ無効トス

附 則

一 本要綱實施ノ際各世帯主並ニ營業主ノ有スル手持米穀ハ本要綱ニヨル割當量ニヨリ消費スルモノト看做ス

二 本要綱ニヨル最初ノ配給ハ前項ニヨリ消費終了シタルモノヨリ開始ス

三 大阪府ノ指定スル特別米穀業務用需要者ニ對シテハ本要綱ヲ準用セザルモノトス

丙 外 食 用

家庭用米穀通帳ニヨリ米穀ヲ購入スルモノニシテ通勤先ノ工場、事業場其ノ他家庭外ノ同一場所ニ於テ外食スル者ニ對スル取扱ハ本要綱ニ則リ實施スルモノトス

一 外食用米穀購入券發行者 大阪市長

二 購 入 量 外食者ノ一日最高購入量ニ希望日數ヲ乗ジタル量、但シ一ヶ月分以内タルコト

三 購入券ノ様式 別紙参照(省略)

四 購入券ノ交付ヲ受クベキモノ 家庭用米穀通帳ノ交付ヲ受ケタル世帯主又ハ世帯内ニアル者ニシテ同一場所ニ於テ一日三食共引續キ五日以上外食ヲナスモノ

五 購入券ノ交付経路

帶主

市長 大阪府米穀商業組合聯合會 各警察署管内米穀小賣商業組合 米穀共同販賣所

六 米穀購入先 外食場所所屬ノ米穀共同販賣所

七 購 入 方 法 購入ノ際外食場所所屬ノ販賣所ニ購入券ヲ提出購入スルモノトス

此ノ場合購入券ノ外食場所記載ノ責任者ノ認印ヲ要スルモノトス

八 購入券ノ取扱

(イ) 外食者アル世帯主ハ所屬ノ販賣所ニ通帳並ニ認印持參ノ上外食用米穀購入券交付方ヲ申出デルコト

(ロ) 前項ノ申出アリタル場合販賣所ハ通帳ノ配給控欄及販賣臺帳ニ月日、數量、外食券(金額欄)ト朱書シ購入券並ニ交付控ニ所定事項記入(有効期限ハ交付日ニ購入量日數ヲ加算シタル日トス)ノ上購入券ニ販賣所印押捺シ交付スルモノトス此ノ場合購入券並ニ交付控ニハ世帯主ノ認印ヲ押捺セシムルコト

(ハ) 外食者ハ購入券ヲ外食場所記載ノ責任者ニ提出シ認印ヲ受ケソノ所屬販賣所ヨリ購入スルコト

九 紛失ノ場合 再發行セズ

一〇 購入券ノ無効 購入券ニ大阪市長並ニ世帯主所屬ノ販賣所印ナキモノハ無効トス

附 則

外食用米穀購入券ハ大阪府下ノ通帳制施行地域相互間ニ於テ有效トス



## 四 統計調査關係

### (一) 資源調査法

(昭和四年四月十二日法律第五十三號)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 當該官吏又ハ吏員ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ノ爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ其ノ證票ヲ携帶スベシ

第三條 工業的發明ニ依リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ命令ニ定ムルモノニ付テハ第一條ノ報告書若ハ實地申告ヲ命ジ又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シ調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依リ報告又ハ實地申告ヲ命ゼラレタル者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ報告又ハ實地申告ヲ爲スノ義務ヲ有ス

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告書若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ

二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第二條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキノ罰前項ニ同ジ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和四年勅令第三百二十六號ヲ以テ昭和四年十二月一日ヨリ施行)

### (二) 資源調査令

最近改正 昭和四年十一月勅令第三百二十九號  
昭和十四年十一月第七八三號改正  
昭和十五年十二月第九〇五號改正

第一條 內閣總理大臣ハ資源調査法ノ施行ヲ統轄ス

第二條 各省大臣資源調査法第一條第二項ノ命令ヲ發セントスルトキハ內閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 各省大臣ハ別表ノ定ムル所ニ依リ定期ニ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ヲ行ヒ內閣總理大臣ニ報告スベシ

第四條 各省大臣前條ノ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ關係各廳ニ對シ調査報告ヲ求ムルコトヲ得



第五條 各省大臣第三條ノ資源調査ヲ行フニ付第二條ノ規定ニ依ル命令ニ依ラズシテ必要ナル資料ヲ整備セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スヘシ

第五條ノ二 地方長官資源調査法第一條ノ規定ニ依ル命令ヲ發セントスルトキハ主務大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス主務大臣前項ノ承認ヲ與ヘタルトキハ内閣總理大臣ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 内閣總理大臣人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ付必要アリト認ムルトキハ臨時ニ關係各廳ニ對シ資源ノ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

第三條ニ規定スルモノニ關シ前項ノ調査報告ヲ求ムル場合ニ於テハ之ニ關スル同條ノ調査報告ヲ省略セシムルコトヲ得

第七條 資源調査法第二條ノ證票ハ別記様式ニ依リ企畫院ニ於テ之ヲ交付ス

第八條 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ資源調査法第三條ノ規定ノ適用ヲ受クヘキモノニ付テハ主務大臣之ヲ指定ス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スヘシ

第九條 主務大臣資源調査法第一條ノ規定ニ依リ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市長、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區長若ハ町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ調査上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條ノ二 資源調査ノ爲テ必要アルトキハ市、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區若ハ町村又ハ之ニ準ズベキモノニ資源調査員ヲ置クコトヲ得

資源調査員ハ地方長官之ヲ命ス

資源調査員ハ名譽職トス主務大臣、地方長官又ハ市區町村長ノ指揮監督ヲ承ケ資源調査ノ調査票用紙ノ配付、調査票ノ蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ從事ス

第十條 本令中各省大臣又ハ主務大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ

本令中地方長官ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ

第九條ノ二ニ規定スル地方長官ノ職務ハ關東州ニ在リテハ關東州廳長官之ヲ行フ

第十一條 資源調査員又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ職務ノ執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

(附則及別表省略)

### (三) 商工省所管重要物資現在高調査規則

(昭和十六年二月十日商工省令第七號)

第一條 重要物資現在高調査ハ別表ニ掲グル物資(以下調査物資ト稱ス)ニ付毎年三月一日午前零時及九月一日午前零時現在ニ依リ之ヲ行フ

商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ指定シタル調査物資ニ付前項ノ調査時期ニ代ヘ指定シタル時期現在ニ依リ調査ヲ行フコトアルベシ



重要物資現在高調査ハ別表ニ掲グル者ニ付之ヲ行フ

第二條 重要物資現在高調査ハ工場、營業所、事業場其ノ他ノ經營ノ場所毎ニ之ヲ行フ但シ經營ノ場所ノ一定セザル者又ハ經營ノ場所ヲ有セザル者ニ在リテハ其ノ住所毎ニ之ヲ行フ

第三條 第一條第三項ニ該當スル者ハ別記様式ニ依ル重要物資現在高申告書ニ該當事項ヲ調査記入シ第一條第一項又ハ第二項ノ調査時期後三日以内ニ其ノ經營ノ場所（前條但書ノ場合ニ於テハ其ノ住所）ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ但シ商工大臣特ニ定ムル調査物資ニ付テハ當該物資ノ生産、配給、輸出入又ハ保管ヲ業トスル者ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定シタルモノノ團體員ニ在リテハ當該團體ヲ經由シテ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

經營主自ラ經營體ノ管理ヲ爲サザルトキハ之ヲ管理スル者前項ノ申告書ヲ提出スベシ

第一項ノ申告書ニ調査記入スベキ事項中調査物資名ハ別ニ定ムル分類ニ依リ區分シテ之ヲ記入スベシ

第四條 市町村長ハ當該市町村内ノ重要物資現在高申告書ヲ取纏メ審査ノ上調査時期後一週間以内ニ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

第五條 地方長官ハ資源調査員ニ付特ニ本則ニ依ル調査ヲ擔當セシムベキ者（以下商工省所管重要物資現在高調査員ト稱ス）ヲ指定スベシ

第六條 商工省所管重要物資現在高調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ申告書用紙ノ配付、申告書ノ蒐集其ノ他ニ關連スル事務ニ從事ス

申告義務者申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ市町村長又ハ前條ノ調査員ニ其ノ旨申出デ之ヲ配付ヲ受ケベシ

第七條 地方長官ハ受理シタル重要物資現在高申告書ヲ審査ノ上之ヲ集計シ商工大臣ノ定ムル様式ニ依ル報告書ヲ作成シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ指定シタル物資ニ付其ノ管轄區域内ニ於ケル當該物資ノ現在高調査ヲ行フ事ヲ得

地方長官前項ノ調査ヲ行ハントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

- 一 調査ヲ行フ區域
- 二 調査ヲ行フ時期
- 三 調査ヲ行フ物資名
- 四 調査ヲ受クベキモノノ範圍

第九條 道府縣又ハ市町村第一條第一項又ハ第二項ノ調査時期ニ於テ調査物資ヲ所有シ又ハ保管スル場合ニ於テハ本則ニ準ジ重要物資現在高申告書ヲ商工大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

第十條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ物資ノ需給調整ニ關スル統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（様式省略）



(別表)

調査物資名	上記物資ニ付重要物資現在高申告書ヲ提出スベキ者
毛織物(特殊物ヲ除ク) 絹織物(特殊物ヲ除ク) 人造絹織物(特殊物ヲ除ク) ステープルファイバー織物(特殊物ヲ除ク) 縮織物(特殊物ヲ除ク) 更生絲織物(特殊物ヲ除ク)	生産業者(當該物資ノ生産ニ付常時五人未満ノ職工ヲ使用スル工場、作業場ノ生産業者ヲ除ク) 裁縫業者、染色、精練、漂白又ハ整理業者(當該物資ノ裁縫、染色、精練、漂白又ハ整理ニ付常時五人未満ノ職工ヲ使用スル工場、作業場ノ裁縫業者及染色、精練、漂白又ハ整理業者ヲ除ク) 販賣業者 輸出又ハ輸入業者 倉庫業者 前掲以外ノ者ニシテ上記各物資ニ付廣幅物ニ在リテハ千米以上、小幅物ニ在リテハ百反以上ヲ所有シ又ハ保管スル者
タオル タオル地	生産業者(當該物資ノ生産ニ付常時五人未満ノ職工ヲ使用スル工場、作業場ノ生産業者ヲ除ク) 裁縫業者、染色、精練、漂白又ハ整理業者(當該物資ノ裁縫、染色、精練、漂白又ハ整理ニ付常時五人未満ノ職工ヲ使用スル工場、作業場ノ裁縫業者及染色、精練、漂白又ハ整理業者ヲ除ク) 販賣業者 輸出又ハ輸入業者 倉庫業者 前掲以外ノ者ニシテタオルニ在リテハ五十打以上、タオル地ニ在リテ

煉炭(孔明煉炭及豆炭ヲ謂ヒビツチ煉炭ヲ除ク)	八千米以上ヲ所有シ又ハ保管スル者 販賣業者 倉庫業者 前掲ノ者及生産業者以外ノ者ニシテ孔明煉炭ニ在リテハ二百箇以上、豆炭ニ在リテハ三百箇以上ヲ所有シ又ハ保管スル者
鐵丸釘 針金 鐵線 亞鉛メッキ鋼板(亞鉛鐵板)	販賣業者 倉庫業者 前掲以外ノ者ニシテ鐵丸釘、針金及鐵線ヲ通ジ一回三廻以上又ハ亞鉛メッキ鋼板一回三廻以上ノ配給ヲ受クル者 前掲ノ者及生産業者以外ノ者ニシテ鐵丸釘、針金及鐵線ヲ通ジ三廻以上又ハ亞鉛メッキ鋼板三廻以上ヲ所有シ又ハ保管スル者

(備考)

- 一 特殊物トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 毛織物
    - 地氈、緞通、毛布、肩掛、プラツシユ、天鷲絨、機械用ローラー、ロープクローズ、船舶用旗布、漣布、サイジングクローズノ類
  - 絹織物
    - 地氈、緞通、肩掛、帶地、リボン、テープノ類
  - 人造絹織物
    - 肩掛、帶地、リボン、テープノ類
  - ステープル織物
    - 地氈、緞通、毛布、肩掛、タオル、タオル地、敷布、テープノ類
  - ファイバー織物
    - 地氈、緞通、毛布、肩掛、タオル、タオル地、ガーゼ地、敷布、タイヤー用布、ベルト、ホース、帶子、テープ、刺子織、煙草苗育布、ラツピングクローズノ類
  - 綿織物
    - 地氈、緞通、毛布、敷布ノ類
  - 更生絲織物
    - 地氈、緞通、毛布、敷布ノ類



- 二 職工ニハ工業主又ハ之ト雇傭關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム
- 三 重要物資現在高申告書ヲ提出スベキ者ニハ組合其ノ他ノ團體ヲ含ム

(四) 農林省所管重要物資現在高調査規則

(昭和十六年一月二十九日農林省令第九號)

第一條 調査ハ木炭、大豆、味噌及醬油(以下調査物資ト稱ス)ニ付毎年左ニ掲グル期日ニ之ヲ行フ  
木炭ニ在リテハ二月末日及八月三十一日現在  
大豆、味噌及醬油ニ在リテハ二月末日現在

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ調査物資ニ付前項ノ調査期日ニ代ヘ指定シタル日現在ニ依リ調査ヲ行フコトアルベシ

第二條 調査ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル經營體ニ付之ヲ行フ

- 一 大豆以外ノ調査物資ノ生産業ヲ營ムモノ
- 二 調査物資ノ販賣業ヲ營ムモノ
- 三 法人、組合其ノ他ニシテ調査物資ノ配給ヲナスモノ
- 四 調査物資ノ輸出入又ハ移出入ヲ爲スモノ
- 五 調査物資ヲ取扱フ倉庫業又ハ農業倉庫業若ハ聯合農業倉庫業ヲ營ムモノ
- 六 調査物資ヲ取扱フ運送營業(船舶ニ依ル運送營業ヲ含ム)又ハ運送取扱營業ヲ營ムモノ
- 七 調査物資ヲ原材料トスル加工業又ハ製造業ヲ營ムモノ

八 業務上木炭ヲ消費スル工場(工場法ノ適用ヲ受ケザルモノヲ除ク)鑛山及自動車運輸業

九 調査物資ノ消費ヲ爲ス寄宿舎、事務所、病院、學校、旅館及料理店

第三條 調査ハ營業所、販賣所、事業場其ノ他ノ經營ノ場所ニ付之ヲ行フ但シ一定ノ經營ノ場所ヲ有セザル經營體ニ付テハ其ノ經營主ノ住所(此ノ場合ニ於テ經營主自ラ經營體ノ管理ヲ爲サザルトキハ之ヲ管理スル者ノ住所)ニ付之ヲ行フ

第四條 第二條各號ノ經營體ノ經營主ハ第一條ノ調査期日ニ於テ其ノ所有シ又ハ保管スル調査物資ニ付様式第一號ニ依ル重要物資現在高調査申告書用紙ニ該當事項ヲ記入シ調査期日後三日以内ニ其ノ經營ノ場所(前條但書ノ場合ニ於テハ其ノ住所)ノ市町村長ニ提出スベシ

經營主自ラ經營體ノ管理ヲ爲サザルトキハ之ヲ管理スル者前項ノ申告書ヲ提出スベシ

第五條 市町村長ハ豫メ重要物資現在高調査申告書用紙ヲ當該市町村内ニ在ル第二條各號ノ經營體ニ付前條ノ規定ニ依ル申告義務者ニ交付スベシ

申告義務者申告書用紙ノ交付ヲ受ケザルトキハ市町村長ニ其ノ旨申出ツベシ

第六條 市町村長重要物資現在高調査申告書ヲ受理シタルトキハ直ニ之ヲ審査シ取纏メ調査期日後一週間以内ニ地方長官ニ提出スベシ

第七條 地方長官ハ重要物資現在高調査申告書ヲ集計シ様式第二號乃至第五號ニ依ル報告書各二通ヲ作成シ左ニ掲グル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

様式第二號又ハ第三號ニ依ルモノニ在リテハ調査期日後十五日

様式第四號ニ依ルモノニ在リテハ調査期日後二十日



様式第五號ニ依ルモノニ在リテハ調査期日後三十日

第八條 地方長官ハ資源調査員ニ付特ニ本則ニ依ル調査ヲ擔當セシムベキ者（以下農林省所管重要物資現在高調査員ト稱ス）ヲ指定シ申告書用紙ノ配付、申告書ノ蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ從事セシムベシ

農林省所管重要物資現在高調査員ハ市町村長之ヲ指揮監督ス

第九條 地方長官第二條各號ニ掲グル經營體以外ノモノニ付其ノ管轄區域内ニ於ケル調査物資ノ現在高調査ヲ行フ爲資源調査法第一條ノ規定ニ依ル命令ヲ發セントスルトキハ左ニ掲グル事項ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

一 調査ヲ行フ區域

二 調査ヲ行フ期日

三 調査ヲ行フ物資名

四 調査ヲ受クベキ者ノ範圍

第十條 道府縣又ハ市町村第一條ノ調査期日ニ於テ調査物資ヲ所有シ又ハ保管スル場合ニ於テハ本則ニ準ジテ之ヲ調査シ農林大臣ニ報告スベシ

第十一條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（様式略）

（五）重要物資現在高調査ニ關スル件（依命通牒）

（昭和十六年二月二十日企乙第一〇五號）  
各區長各區出張所長宛、企畫部長

客月二十九日付農林省令第九號農林省所管重要物資現在高調査規則及本月十日付商工省令第七號商工省所管重要物資現在高調査規則ニ依ル事務ハ左記ニ依リ取扱相成度依命此段及通牒候也

記

一 區長ハ調査員ヲシテ準備調査トシテ調査期日ニ接近シテ、調査規則該當經營體ノ名稱、所在地、營業ノ種類、所有又ハ保管物資名ヲ調査ノ上之ヲ第一號様式ニ依リ報告セシムルコト

二 區長ハ重要物資現在高調査申告書ノ受理並ニ申告用紙ノ交付ヲナスコト

三 區長ハ前號申告書ヲ取纏メ審査ノ上第二號様式ニ依ル送致目錄ヲ添ヘ調査期日後六日以内ニ市長ニ提出スルコト

四 區長ハ資源調査員ニシテ農林省並ニ商工省所管重要物資現在高調査員ニ指定セラレタル其ノ區所屬ノ調査員ヲ指揮監督スルコト

五 區長ハ町會區域ヲ以テ重要物資現在高調査區域ト定メ其ノ區域ヨリ選定シタル調査員ヲシテ職務ヲ執行セシムルコト但シ要申告者特ニ多キ調査區ニアリテハ申告書ノ蒐集其ノ他ニ區職員ヲ應援セシムルコト但シ調査員並ニ關係區職員以外ノ者ニ記入濟ノ申告書ヲ取扱ハシメザルコト

尙本調査員（民間）ニハ商業調査票及工業調査票ノ配付及蒐集事務ヲ取扱ハシメザルコト

（様式略）



(六) 勞務動態調查規則

(昭和十四年十一月二十八日厚生省令第三十八號)  
(改正昭和十五年六月十四日厚生省令第二十六號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ勞務動態調查規則左ノ通定ム

勞務動態調查規則

第一條 常時勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ハ勞務者使用ノ場所毎ニ毎年二回三月及九月各月末現在ヲ以テ勞務者ノ雇入、解雇、雇入豫定數其ノ他勞務動態ニ關スル事項ニ付勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ報告ヲ爲スベシ

第二條 前條ノ報告ハ別表様式ニ依ル勞務動態調查票用紙ニ依リ正副二通各翌月十日迄ニ勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル市町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第三條 交通至難ノ地ニ勞務者使用ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ地方長官ハ前條ノ報告期限ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故アルトキハ地方長官ハ區域ヲ限リ前二條ニ依ル報告期限ヲ延長スルコトヲ得

第五條 市町村長ハ豫メ勞務動態調查票用紙ヲ當該市町村内ニ勞務者使用ノ場所ヲ有スル雇傭主ニ交付スベシ  
雇傭主前項ノ用紙ノ交付ヲ受ケザルトキハ勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル市町村長ニ其ノ旨申出デ之ガ交付ヲ受クベシ

第六條 市町村長ハ報告期限迄ニ勞務動態調查票ヲ取纏メ報告期限後十日以内(地方長官ノ指定スル市町村ニ在リテ

ハ十五日以内)ニ之ヲ當該市町村ヲ管轄スル職業紹介所長ニ提出スベシ

第七條 職業紹介所長勞務動態調查票ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ五日以内ニ正票ヲ地方長官ニ提出スベシ

第八條 地方長官ハ勞務動態調查票ヲ集計シ厚生大臣ニ報告スベシ

第九條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第一條ノ規定ニ依ル報告ノ外全部又ハ一部ノ雇傭主ニ對シ勞務者ノ全部又ハ一部ニ付勞務動態ニ關スル報告ヲ命ズルコトアルベシ

第十條 市町村ノ區域ニ勞務動態調查員ヲ置ク

勞務動態調查員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ調査票ノ配付及蒐集ニ従事ス

第十一條 勞務動態調查員ハ地方長官之ヲ命免ス

勞務動態調查員ハ名譽職トス

第十二條 本則ハ市町村ニ於テ吏員ヲ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 本則ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 本則ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 船員法ノ船員

二 醫師、齒科醫師、藥劑師

三 獸醫師

四 年齢十二年未滿又ハ六十年以上ノ者

五 年俸又ハ月俸ヲ受ケ其ノ月額百圓ヲ超ユル事務従事者

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者



第十五條 雇傭主自ら勞務者使用ノ場所ノ管理ヲ爲サザルトキハ事實上之ヲ管理スル者ヲ以テ本則ノ雇傭主ト看做ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ雇傭主ノ事務所ヲ以テ本則ノ勞務者使用ノ場所ト看做ス

一 雇傭主勞務供給業者ナルトキ

二 勞務者ノ使用ノ場所一定セザルトキ

三 勞務者ヲ常時船舶内ニ於テ使用スルトキ

雇傭主同一勞務者ヲ二以上ノ場所ニ於テ使用スルトキハ主タル使用ノ場所ヲ以テ本則ノ勞務者使用ノ場所ト看做ス

第十七條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本則中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノ又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年六月十四日厚生省令第二十六號)

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ爲スベキ報告ハ本年ニ限り第二條ノ規定ニ拘ラズ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

(様式略)

### (七) 勞務動態調査事務取扱規程

(昭和十四年十一月三十日厚生省訓令第十六號  
改正昭和十五年六月十四日厚生省訓令第七號)

#### 第一章 總 則

第一條 勞務動態調査ニ關スル事務ニ従事スル職員ハ勞務動態調査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ調査ノ的確迅速ナルヲ期スベシ

第二條 職員ハ勞務動態調査ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ調査ノ完璧ヲ期スベシ

第三條 職員ハ雇傭主其ノ他ノ者ニ對シテハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第四條 職員ハ調査事務ニ付知り得タル事項ヲ他ニ漏洩スベカラズ

勞務動態調査票(以下調査票ト稱ス)其ノ他調査ニ關スル書類ハ秘ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

#### 第二章 報告期限ノ變更又ハ延長

第五條 地方長官勞務動態調査規則(以下規則ト稱ス)第三條ノ規定ニ依リ報告期限ニ付別段ノ定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨厚生大臣ニ報告スベシ

第六條 地方長官規則第四條ノ規定ニ依リ報告期限ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨厚生大臣ニ報告スベシ

#### 第三章 勞務動態調査員ノ選任及指導

第七條 勞務動態調査員(以下調査員ト稱ス)ハ規則第十一條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ適當ト認メラルル者ノ中ヨリ市町村ノ區域毎ニ之ヲ選任スベシ

第八條 調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ直ニ各調査員ノ擔當區域ヲ定メ其ノ旨本人ニ通知スベシ擔當區域ノ



變更ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第九條 市町村長ハ調査員ニ對シ其ノ擔當區域内ニ於テ職務執行上必要ナル事項ニ付詳知スル様指導スベシ

第十條 市町村長ハ適當ノ時期ニ於テ調査員ヲ招集シ調査事務ノ打合又ハ協議ヲ爲スベシ

#### 第四章 調査票用紙ノ交付

第十一條 地方長官ハ調査期日ノ二十日前迄ニ調査票用紙ヲ市町村長ニ交付スベシ

第十二條 市町村長調査票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ調査期日ノ十日前迄ニ調査員ニ所要數ヲ交付スベシ

第十三條 市町村長ハ別表様式第一號ニ依ル調査票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第十四條 調査員調査票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ調査期日ノ前日迄ニ雇傭主ニ之ヲ配付シ調査ノ趣旨及記入方法ヲ懇示スベシ

第十五條 調査員前條ノ配付ヲ爲スニ當リテハ調査票用紙（正票及副票）ニ其ノ擔當區域毎ニ交付番號ヲ、別表様式第一號ノ二ニ依ル調査票交付控書（以下交付控書ト稱ス）ニ當該交付番號、交付月日、就業場所所在地及雇傭主氏名ヲ夫々記入スベシ

第十六條 市町村長規則第五條第二項ノ規定ニ依リ調査票用紙ノ交付ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ擔當調査員ヲシテ之ヲ交付セシムベシ

#### 第五章 調査票ノ蒐集、検査及提出

第十七條 調査員ハ報告期限迄ニ擔當區域内ノ雇傭主ニ就テ調査票（正票及副票）ヲ蒐集スベシ

第十八條 調査員調査票（正票及副票）ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ之ヲ検査シ其ノ記入ニ付脱漏又ハ誤謬アリト認めタルトキハ雇傭主ヲシテ補正セシムベシ

調査員調査票（正票及副票）ヲ蒐集シタルトキハ交付控書ニ受領月日ヲ記入スベシ

第十九條 調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ調査票（正票及副票）ニ檢印シ正票副票別ニ交付番號順ニ整理取纏ノ上交付控書ト共ニ夫々別表様式第二號ノ一ニ依ル送致目錄ヲ附シ直ニ市町村長ニ提出スベシ

第二十條 市町村長調査票（正票及副票）ノ提出ヲ爲スニ當リテハ之ヲ正票副票別ニ整理取纏ノ上夫々別表様式第二號ノ二ニ依ル送致目錄ヲ附スベシ

市町村長ハ交付控書ヲ次回調査期日迄保管スベシ

第二十一條 職業紹介所長調査票（正票及副票）ヲ受理シタルトキハ之ニ別表産業分類表及勞務動員産業分類表ニ基キ産業大分類名及産業中分類名並ニ勞務動員産業種別名ヲ記入スベシ

第二十二條 職業紹介所長調査票（正票）ノ提出ヲ爲スニ當リテハ之ヲ整理取纏ノ上別表様式第二號ノ三ニ依ル送致目錄ヲ附スベシ

第二十三條 職業紹介所長ハ調査票（副票）ヲ次回調査票ヲ受理スル迄保管スベシ

第二十四條 地方長官調査票ヲ受理シタルトキハ別表様式第三號乃至第七號ニ依リ職業紹介所管轄區域別ニ集計スベシ

第二十五條 地方長官ハ職業紹介所管轄區域別集計ヲ總括集計ノ上夫々左ノ期限内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

一 別表様式第三號ノ總括表 調査期日後二ヶ月以内

二 別表様式第四號及第五號ノ總括表 調査期日後三ヶ月以内

三 別表様式第六號及第七號ノ總括表 調査期日後四ヶ月以内

第二十六條 地方長官ハ調査票ヲ左ノ順位ニ從ヒ分類整理シ次回調査票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ



- 一 職業紹介所管轄區域別
- 二 勞務動員産業ト然ラザルモノノ別
- 三 産業中分類別

第六章 補 則

第二十七條 本規程中町村又ハ町村長ニ關スル規程ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村ニ準ズベキモノ又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

(樣 式 略)

(八) 大阪市勞務動態調查事務取扱規程

(昭和十五年九月五日達第三九五號)  
大 阪 市 長 坂 間 棟 治

第一條 本市ニ於ケル勞務動態調查事務ハ法令ニ定メアルモノノ外本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 區長ハ當該區内ヨリ調査員又ハ指導員タルニ適スト認ムル者ヲ詮衡ノ上調査員ハ樣式第一號、指導員ハ樣式

第二號ニ依リ市長ニ内申スベシ

區長ノ内申スベキ員數及詮衡ノ方針ニ付テハ豫メ市長之ヲ指示ス

第三條 區長ハ調査員又ハ指導員タルニ適セズト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ他ノ適當ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ

依リ市長ニ内申スベシ調査員及指導員ニ缺員ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第四條 調査員ノ任命アリタルトキハ區長ハ直ニ各調査員ノ擔當區域ヲ定メ其ノ旨本人ニ通知スベシ擔當區域ノ變更

ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第五條 區長ハ其ノ區所屬ノ調査員及指導員ヲ指揮監督スベシ

第六條 區長ハ調査員ニ對シ其ノ擔當區域ニ於テ職務執行上必要ナル事項ヲ詳知セシムベシ

第七條 區長ハ適當ノ時期ニ於テ調査員及指導員ヲ招集シ調査事務ノ打合又ハ協議ヲ爲スベシ

第八條 區長ハ市長ヨリ勞務動態調査票用紙及關係書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ調査期日ノ十日前迄ニ調査員ニ所要

數ヲ交付スベシ區長ハ勞務動態調査規則第五條第二項ノ規定ニ依リ調査票用紙ノ交付ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ

擔當調査員ヲシテ之ヲ交付セシムベシ

第九條 區長ハ樣式第三號ニ依ル調査票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第十條 區長ハ調査員ヨリ調査票、送致目錄及交付控書ヲ附シタル儘、正票副票別ニ整理取纏メ夫々樣式第四號ニ依

ル送致目錄ヲ添附シ報告期限後十日以内ニ之ヲ市長ニ提出スベシ

區長ハ交付控書ヲ次回調査期日迄保管スベシ

(樣 式 略)

五 防空關係

(一) 防 空 法

(昭和十二年四月五日法律第四十七號)

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害



ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難及救護竝ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲サシメ又ハ防空ノ實施ニ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ

收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ之ニ基キテ發スル勅令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ訓練ニ從事セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ訓練區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷痕ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補



償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日より供用収用又ハ使用ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日より六月以内ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條第二項ノ規定ニ依リ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練又ハ第十二條ノ規定ニ依ル給與ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第十六條 防空委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 防空委員會ニ關シ北海道府縣又ハ市町村ノ負擔スル費用

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第六條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ從ハザルトキハ三月以内ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部若ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## (二) 防空法施行令

(昭和十二年九月二十九日勅令第五百四十九號)

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ



前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ区域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又ハ電氣、瓦斯、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、診療所ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
- 二 水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山ノ類ニ付テハ消防ニ關シ必要ナルモノ
- 三 劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 高層建築物ノ類ニ付テハ監視ニ關シ必要ナルモノ
- 二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ
- 三 學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其他ノ建築物、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及看護婦

二 防空ニ關スル技能ニ付特殊ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムルモノ

防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スベキ

モノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官及防空法第三條第一項ノ防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣、關係アル市町村長ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス

内務大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ防空計畫ノ設定者ハ監視及之ニ伴フ通信ニ關シテハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ニ關シテハ其ノ準備ヲ爲シ適宜之ヲ實施スベシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス

- 一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
- 二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
- 三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合
- 四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ要港部司令官（以下陸海軍司令官ト稱ス）又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設ノ管理者又ハ所



有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第九條 防空法第十二條ノ規定ニ依ル療養又ハ葬祭ニ要スル費用ハ防空ノ實施ニ從事セシメタル者ニ於テ之ヲ給スベシ

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ在リテハ内務大臣、市町村長ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

第十條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第十一條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費弁償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ内務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付及陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要アル事項ニ關シテハ内務大臣ハ

陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ内務大臣ハ關係各大臣ニ、地方長官ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項

二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項

三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可

四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定ニ依ル命令

五 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部若ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式略)



(三) 大阪市隣組防空指導要綱

(昭和十六年一月定)

第一章 總 則

第一條 本要綱ハ大阪市民ノ組織スル隣組ノ行フベキ防空業務(以下單ニ隣組防空ト稱ス)ニ付其ノ育成指導上必要ナル事項ヲ規定ス

第二條 本要綱ニ隣組ト稱スルハ大阪市町會規程ニ定ムル隣組ヲ謂フ

第二章 指 導 組 織

第三條 隣組防空ノ育成指導ハ市長之ヲ統括ス區内ノ隣組防空ノ育成指導ハ市長ノ定ムル所ニ依リ區長之ヲ實施ス前項ノ實施ニ際シテハ區長必要ニ應ジ關係警察、消防署長ト協議スルモノトス

第四條 隣組ノ防空指導研究協議ノタメ市並區ニ隣組防空指導委員會ヲ設置ス

市隣組防空指導委員會ハ市長ノ委囑又ハ任命スル左ノ者ヲ以テ組織ス

一 委 員 長 一名

大阪市助役

二 副 委 員 長 一名

總動員部長

三 委 員 若干名

(一) 中部軍司令部防空主任參謀

(二) 大阪師團司令部防空主任參謀

(三) 阪神海軍部防空主任將校

(四) 大阪府警防課長並消防課長

(五) 大阪市區長 一名

(六) 大阪市内警察消防署長 各一名

(七) 大阪市内町會聯合會長 二名

(八) 大阪市内警防團長 二名

(九) 大阪府救護並防毒指導員 各一名

(十) 電氣局内線課長

(十一) 保健部豫防課長

(十二) 總動員部防護課長

(十三) 防護ニ關スル市囑託

(十四) 其他學識經驗アル者

委員ノ任期ハ二ケ年トス但(一)(二)(三)(四)(十)(十一)(十二)(十三)ノ委員ハ此ノ限ニアラズ

區隣組防空指導委員會ハ區長ヲ委員長トシ區長ノ委囑又ハ任命スル左ノ者ヲ以テ組織ス

一 副 委 員 長

出張所長

總動員課長

二 委 員 若干名



- (一) 區内警察、消防署長
- (二) 區内町會聯合會長
- (三) 區内警防團長
- (四) 區内各警察管區大阪府救護並防毒指導員
- (五) 總動員係長(區及出張所)
- (六) 其他學識經驗アル者

第五條 隣組防空ノ育成並訓練ノ指導ノタメ區ニ區防空指導員、町會ニ隣組防空指導員ヲ置ク

區防空指導員ハ其ノ區内ニ於ケル隣組防空指導員ノ指導ニ當ルモノトシ隣組防空指導員ハソノ町會内ノ隣組防空ノ指導ニ當ルモノトス

區防空指導員ハ左ノ者ヨリ市長之ヲ委囑又ハ任命ス

- (一) 區吏員 若干名
  - (二) 警察、消防署警防主任 若干名
  - (三) 大阪府救護並防毒指導員 若干名
  - (四) 其他學識經驗アル者 若干名
- 隣組防空指導員ハ左ノ者ヨリ區長之ヲ委囑ス
- (一) 町會長
  - (二) 警防團幹部 一名
  - (三) 町會役員 一名

### 第三章 指導方針

第六條 隣組防空ノ指導項目ハ概ネ左ノ如シ

- (一) 防空精神ノ涵養ニ關スル事項
- (二) 防空知識ノ普及徹底ニ關スル事項
- (三) 防空設備資材ノ整備ニ關スル事項
- (四) 防空訓練ノ實施ニ關スル事項
- (五) 其ノ他防空ニ關シ必要ナル事項

第七條 防空精神ノ涵養ニ關シテハ空襲ノ當初ハ勿論ソノ災害ノ渦中ニアリテ敢闘以テ災害ノ防止輕減ニ從事セントスル自主自衛ノ旺盛ナル意識ト沈勇忍耐ノ氣象トヲ助長強化スルト共ニ自衛防空ノ完遂ハ即チ一面國力扶持ノ重要ナル要素ナルコトヲ知得セシムルヲ主眼トシテ指導スルモノトス

第八條 防空知識ノ普及徹底ニ關シテハ自衛防空完遂ノ爲メ警報傳達、燈火管制、防火、防毒、防護、待避等必要事項ノ修得ニ萬全ヲ期スルト共ニ特ニ空襲ノ實相及防空一般ヲ正識セシムル如ク指導スルモノトス

第九條 防空設備資材整備ニ關シテハ當該隣組地域内ニ於ケル人員ノ多寡建物ノ狀態水利ノ狀況等防空地理ノ實狀ニ即シテ自衛防空遂行上必要ナルモノニ付其ノ種類用途ヲ考慮シテ各家庭毎ニ或ハ隣組共同シテ整備セシムルモノトス

第十條 防空訓練ニ際シテハ有事ノ際ニ於ケル迅速圓滑ナル協同動作ト有效適切ナル防護技術トヲ體得セシムルヲ主眼トシテ指導スルモノトス



(四) 燈火管制規則

(昭和十三年四月四日  
內務、陸軍、海軍、逓信、鐵道省令第一號)

- 第一條 燈火管制ヲ實施シ又ハ其ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ防空法第八條及第十條第三項ノ規定ニ依ル光ノ秘匿ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 燈火管制ハ第四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外警戒管制及空襲管制トス  
警戒管制ハ警戒警報又ハ空襲警報解除ノ發セラレタル時ヨリ警戒警報解除又ハ空襲警報ノ發セラルル迄ノ間之ヲ行フ空襲管制ハ空襲警報ノ發セラレタル時ヨリ空襲警報解除ノ發セラルル迄ノ間之ヲ行フ  
燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於ケル前二項ノ防空警報ハ訓練防空警報トス
- 第三條 警戒管制又ハ空襲管制中ノ光ノ秘匿ハ日没ヨリ日出迄ノ間第一號表乃至第七號表ニ掲グル程度ニ於テ之ヲ爲スベシ
- 第四條 第一號表ノ屋外燈(標識燈類、街路燈類及屋外作業燈類ヲ除ク)ニシテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ指定スルモノハ其ノ定ムル期間日没ヨリ日出迄ノ間警戒管制ノ程度ニ依リ其ノ光ヲ秘匿スベシ  
地方長官前項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿スベキ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スベシ
- 第五條 左ノ各號ニ掲グル光ニ付テハ本令ノ制限ヲ適用セズ  
一 建築物、車輛、船舶、隧道、地下道等ノ内部ノ光ニシテ外部ニ漏レザルモノ  
二 特別ノ事情ニ因リ必要アリト認めメ地方長官ノ指定スル光
- 第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ本令ノ規定ニ拘ラズ必要最小限度ノ光ヲ使用スルコトヲ得  
一 消防、人命救助等ノ爲緊急ノ必要アルトキ  
二 特別ノ必要ニ因リ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキ

- 第七條 第一號表乃至第七號表中警戒管制ノ甲ノ程度ヲ適用スベキ區域ハ防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ定メ其ノ他ノ區域ハ乙ノ程度ヲ適用スベキ區域トス  
前項ノ規定ニ依リ難キ海上ノ區域ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表中ノ許可又ハ指定ハ地方長官之ヲ爲スモノトス
- 第九條 第一號表、第二號表、第四號表、第五號表及第七號表中隱蔽ト稱スルハ開口部其ノ他ニ覆ヲ施シ外部ニ對シ漏光ナカラシムルヲ謂フ  
第一號表乃至第五號表中遮光ト稱スルハ光源ニ對シ直接覆ヲ施シ又ハ之ニ準ズル方法ヲ講ジ各表ニ掲グル條件ニ依リ光ヲ遮ルヲ謂フ
- 第四號表及第五號表中確認距離ト稱スルハ燈火ノ目的ニ應ジ實用ニ適スル程度ニ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ  
第一號表、第三號表、第四號表、第五號表及第七號表中透視距離ト稱スルハ光源及其ノ反射光等一切ノ光ヲ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ
- 第十條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ地方長官又ハ警察署長ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ但シ豫メ陸海軍司令官ト協定シタル事項ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ  
一 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表ニ依ル許可又ハ指定ヲ爲サントスルトキ  
二 第四條第一項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿スベキ期間ヲ定メントスルトキ  
三 第五條第二號ノ規定ニ依リ光ヲ指定セントスルトキ  
四 空襲管制ノ場合ニ於テ第六條第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキ

附 則

本令ハ昭和十三年四月十日ヨリ之ヲ施行ス















(五) 燈火管制規則施行細則

(昭和十三年七月六日大阪府令第八十四號)

- 第一條 燈火管制規則(以下單ニ規則ト稱ス)第三條ノ日没、日出ノ時刻ハ中央氣象臺大阪支臺ノ推算ニ係ル大阪ニ於ケル日没、日出時刻トス
- 第二條 規則第五條第二號ノ規定ニ依ル指定及規則第八條ノ許可又ハ指定ヲ受ケントスルモノハ左記事項ヲ具シ副本ヲ添ヘ指定又ハ許可ヲ受ケントスル光ノ主タル所在地ノ所轄警察署長ヲ經由シ當廳ニ願出ヅベシ
  - 一 光ノ祕匿義務者ノ住所氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所所在地及代表者ノ氏名)
  - 二 許可又ハ指定ヲ受ケントスル期間、區域、場所、光ノ種類、個數、祕匿ノ程度、方法及設備又ハ裝置ノ構造
  - 三 許可又ハ指定ヲ受ケントスル理由
- 第三條 規則第五條第二號ノ規定ニ依ル指定及規則第八條ノ許可又ハ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス
- 第四條 規則第六條第一號ノ規定ニ依リ光ヲ使用シタルモノハ左記事項ヲ具シ使用開始後速ニ主タル使用地ノ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
  - 一 使用者ノ住所氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所所在地及代表者ノ氏名)
  - 二 使用ノ場所、區域及時間
  - 三 光ノ種類、個數、程度及使用方法
  - 四 使用ノ理由
- 第五條 規則第六條第二號ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルモノハ前條各號ノ事項ヲ具シ主タル使用地ノ所轄警察署

長ニ願出ヅベシ

使用許可書ハ使用者之ヲ携帶シ警察官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スベシ

第六條 規則第二號表中ノ許可ヲ受ケタルトキハ漏光部ノ光量及照明方法ヲ適當ノ場所ニ掲出スベシ

第七條 燈火管制ノ實施ニ際シ第四條、第五條第二號及第六條ノ規定ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(六) 防空通信規則

(昭和十三年一月二十八日逓信省令第九號)

- 第一條 防空通信ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 防空通信トハ戰時又ハ事變ニ際シ防空ノ實施ニ直接必要ナル電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ關係、陸海軍官憲、關係官公署及之等ノ命ヲ受ケ防空ノ實施ニ從事スル者相互間ニ發受スルモノヲ謂フ
- 第三條 防空通信ハ左ノ三種トス
  - 一 警 報 防空警報發令官又ハ通信官署ヨリ通報スル通信
  - 二 情 報 防空監視ノ事務ニ從事スル者ヨリ航空機ノ行動又ハ航空機ヲ搭載シ若ハ搭載ノ疑アル敵艦艇(敵ノ疑アルモノヲ含ム)ノ行動ヲ報告スル通信
  - 三 指揮連絡報 防空機關相互間ニ於ケル指揮及當該指揮ニ對スル措置報告等ニテ緊急ヲ要スル通信



第四條 警報ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

情報ハ警報ニ次グ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

指揮連絡報ハ至急官報又ハ至急通話ト同一順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

第五條 防空電報ハ電報取扱時間ニ拘ラズ之ヲ取扱フ

第六條 電話官署警報又ハ情報ノ取扱上必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中斷スルコトアルベシ

第七條 防空通信ヲ發スル者ハ其ノ請求ノ際第三條ノ種別ヲ申出ツベシ

第八條 防空通信ハ無料トス防空通信ノ爲メ必要ナル加入又ハ専用電話ニ關スル料金ハ之ヲ特定又ハ免除スルコトアルベシ

第九條 公衆通信ヲ取扱ハザル私設又ハ官廳用電信、電話、無線電信若クハ無線電話ヲシテ防空通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ當該施設者ニ通知ス

第十條 防空通信ノ取扱ヲ爲ス私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ハ其ノ専用通信ニ優先シ防空通信ヲ取扱フベシ但シ人命、財産ノ安全ニ關シ緊急ヲ要スル専用通信ハ其ノ限ニ在ラズ

第十一條 第九條ノ通知ヲ受ケタル私設又ハ官廳用ノ無線電信若ハ無線電話ハ其ノ通信執務時間ニ拘ラズ防空通信ノ取扱ヲ爲スベシ

第十二條 電信法第二條第四號、無線電信法第二條第三號、官廳用電信、電話規程第一條第四號又ハ官廳用無線電信、無線電話規則第一條第三號ニ依ル施設ニシテ第九條ノ規定ニ依リ防空通信ノ取扱ヲ爲スモノハ私設電信、私設無線電信、公衆通信取扱規則第三條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ託送取扱ヲ爲スコトヲ得

第十三條 私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ニ於テ取扱ヒタル防空通信ニ對シテハ取扱費ヲ支給

セズ

第十四條 遞信大臣ハ防空通信上必要アリト認ムルトキハ私設又ハ官廳用ノ電信、電話ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ停止ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 本令ニ規定ナキ事項ハ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ關スル一般ノ規定ニ依ル

第十六條 防空ノ訓練ニ際シ遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ別ニ告示スル所ニ依リ本令ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十三年二月十日ヨリ之ヲ施行ス

### (七) 訓練防空警報規則

(昭和十三年四月五日內務省令第十二號)

防空法第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ發スル訓練防空警報ハ防空警報ノ區分ニ準ジ訓練警戒警報、訓練警戒警報解除、訓練空襲警報及訓練空襲警報解除トス

訓練防空警報ヲ發スベキ者ハ防空訓練ノ都度內務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定ナキ場合ニ於テハ防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官又ハ其ノ指定スル者ノ發スル訓練防空警報ヲ以テ第一項ノ訓練防空警報トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(八) 警報類似行為取締規則

(制定昭和十三年四月二十二日  
改正昭和十三年六月二日府令第七二號)  
大阪府令第四七號

第一條 本令ニ於テ警戒警報、警戒警報解除、空襲警報解除ト稱スルハ防空施行令第七條ノ規定ニ依ル警報ヲ防護警報及防護警報解除ト稱スルハ大阪府防空計畫ニ定ムル火災警報、火災警報解除、瓦斯警報及瓦斯警報解除ヲ謂フ

第二條 警戒警報ノ發令後同解除ノ發令アル迄「サイレン」汽笛ノ吹鳴其ノ他空襲警報、空襲警報解除又ハ防護警報防護警報解除ノ發令ヲ誤認セシムル虞アル行為ヲ禁止ス但シ危險防止上已ムヲ得ザル場合法令ノ規定ニ依リ音響其ノ他ノ信號ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス前項ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ適用ス

第四條 第二條ノ規定ハ防空訓練ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル警報ハ防空警報ニ付テハ昭和十三年

四月内務省令第十二號訓練防空警報規則防護警報ニ付テハ大阪府防空計畫ニ基キ大阪府知事ノ定ムル所ニ依ル

第五條 大阪府知事防空上必要アリト認ムル時ハ警戒警報ノ發令ナキ時ト雖モ第二條ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ期間、程度及方法ハ別ニ之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 防空建築規則

(昭和十四年二月十七日内務省令第五號)

第一條 市街地建築物法第十二條ノ規定ニ依ル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ防空上必要ナル事項ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用ス

第三條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

一 耐火木材トハ耐火液ヲ注入シタル木材ニシテ内務大臣ノ定ムル規格ニ適合シタルモノヲ謂フ

二 床又ハ屋根ノ耐彈構造トハ鐵筋「コンクリート」造(鐵骨鐵筋「コンクリート」造ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 版ノ厚ハ四十センチメートル以上ニシテ各部分ニ於ケル鐵ト「コンクリート」トノ容積比ハ〇・〇四以上且複筋及繫筋ヲ配置シ主筋ノ間隔ハ十五センチメートル以下ト爲シ上下ノ鐵筋ハ千鳥ニ配シ適當ニ熔接シタルモノ

ロ 版ノ厚特ニ大ナルモノ等ニシテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)前號ト同等以上ノ耐彈效力アリト認ムルモノ

三 防護扉トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚ノ合計三ミリメートル以上且防毒上有效ナル構造ヲ有スルモノ

ロ 木造ニシテ厚六センチメートル以上且防毒上有效ナル構造ヲ有スルモノ



ハ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ

第四條 木造（鐵骨木造ヲ含ム以下之ニ同ジ）建物ニシテ隣地疆界線又ハ幅員四メートル未満ノ道路ノ中心線ヨリノ水平距離三メートル未満ノ位置ニ在ル部分ニ付テハ左ノ構造ト爲スベシ

一 外壁、軒、庇、軒蛇腹ノ類又ハ出格子、肘掛、戸袋其ノ他建物ノ突出部ハ準耐火構造ト爲シ又ハ左ニ掲グルモノヲ以テ構成若ハ被覆スルコト

イ	鐵網「モルタル」ニシテ厚二種以上ノモノ	鐵網「モノタル」
ロ	塗土、漆喰等ニシテ厚二種以上ノモノ	塗土、漆喰等
ハ	耐火木材ニシテ厚一種以上ノモノ（水平距離〇・五米未満ノトキヲ除ク）	耐火木材
ニ	石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト適當ニ隔離セルモノ（水平距離〇・五米未満ノトキヲ除ク）	石綿盤又ハ金屬板
ホ	其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ	同上

二 窓又ハ出入口ニハ防火戸又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル戸ヲ設ケ其ノ周圍部ハ前號ニ規定スル構造ト爲スコト

イ 耐火木材、金屬板、石棉盤又ハ網入ガラスノ類ヲ以テ構成シタルモノ

ロ 其ノ他地方長官前號ニ準ズト認ムルモノ

三 金屬板ヲ以テ被覆シタル屋根ノ野地ハ適當ナル厚ノ不燃材料又ハ耐火木材ヲ以テ之ヲ構成スルコト

地盤面ヨリノ高四メートルヲ超ユル木造建物ノ部分ニシテ隣地疆界線又ハ幅員六メートル未満ノ道路ノ中心線ヨリノ水平距離五メートル未満ノ位置ニ在ルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

同一敷地内ニ於テ隣接スル木造建物ニ在リテハ互ニ相面スル外壁間ノ中心線ヲ以テ隣地疆界線ト看做シ前二項ノ規定ヲ適用ス但シ建築面積ノ合計六百平方メートル以下ノ建物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ地方長官前條ノ制限ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

一 建物ノ屋階及地階ヲ除キタル部分ノ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合ノ限度十分ノ五以下ノ空地地區内ニ在ル建物

二 床面積四平方メートル以下ノ平家建ノ建物

三 公園、廣場、河、海ノ類ニ面スル建物ノ部分

四 擁壁、防火壁又ハ防火上有效ナル牆塀ノ類ニ面スル建物ノ部分

五 防火上有效ナル袖壁ノ類ヲ設ケタル場合ニ於ケル其ノ後方ノ建物ノ部分

六 適當ニ「ドレンチャイ」ヲ設備スル建物ノ部分

七 前條第一項第一號ニ規定スル構造ヲ有スルモノニ依リ絶縁セラルル建物ノ突出部

八 柱、桁其ノ他大材ヲ使用スル建物ノ部分

九 其ノ他地方長官防火上支障ナシト認ムル建物又ハ建物ノ部分

第六條 木造ノ長屋ニ在リテハ地盤ヨリ屋根ニ達スル迄土塗壁又ハ金屬板ノ類ヲ以テ各戸ヲ區劃スベシ木造ノ長屋ニシテ其ノ建築面積百五十平方メートルヲ超ユルモノハ百五十平方メートル以内毎ニ準防火壁ヲ設ケベシ

第七條 準防火壁ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ準防火壁ノ壁面ヨリ一・五メートル以上ニ互リ建物ノ外周部又ハ野地ヲ第四條第一項ノ構造ト爲シタルトキハ第二號又ハ第三號ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

一 厚三センチメートル以上ノ鐵網「モルタル」造ノ類ニシテ倒壊ノ虞ナキモノト爲スコト



二 兩端ハ之ニ近接スル木部ヨリ三十センチメートル(地盤面上)・五メートル以内ノ部分ハ十五センチメートル以上突出セシムルコト

三 上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ四十五センチメートル以上屋上ニ突出セシムルコト

第八條 木造建物ノ開口ニシテ隣地疆界線ニ面シ且其ノ水平距離一メートル未滿ノモノニ付テハ地方長官防火上ノ必要ニ依リ其ノ大サヲ制限スルコトヲ得

第九條 鐵筋「コンクリート」造ノ建物又ハ建物ノ部分ニシテ階數六以上ノモノ又ハ階數五且其ノ床面積三千平方メートルヲ超ユルモノニ在リテハ其ノ屋根ヲ耐彈構造ト爲スベシ但シ最上階ニ集會室ノ類アル爲其ノ屋根ヲ耐彈構造ト爲シ難キ場合ニ於テハ其ノ部分ニ付テハ床ヲ耐彈構造ト爲シ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ建物又ハ建物ノ部分ニハ其ノ居室ノ床面積ノ十分ノ一以上ノ收容面積ヲ有スル防護室ヲ設クベシ

第十條 鐵筋「コンクリート」造ノ建物又ハ建物ノ部分ニシテ階數三以上且其ノ床面積六百平方メートルヲ超ユルモノニ在リテハ其ノ居室ノ床面積ノ十分ノ一以上ノ收容面積ヲ有スル防護室又ハ準防護室ヲ設クベシ

第十一條 外壁又ハ屋根木造若ハ鐵造ノ建物又ハ建物ノ部分ニシテ階數二以上且其ノ床面積六百平方メートルヲ超ユルモノニ在リテハ左ノ各號ノ一ニ依リ防護ノ施設ヲ爲スベシ

一 居室ノ床面積ノ十分ノ一以上ノ面積ヲ有シ且周壁及屋根又ハ上階ノ床鐵筋「コンクリート」造若ハ之ト同等以上ノ耐彈效力ヲ有スル室ヲ設クルコト

二 前號ニ相當スル防護ノ施設ヲ爲シ得ベキ空地ヲ設クルコト  
前項ノ室又ハ空地ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ建物ノ敷地外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第十二條 壁體ヲ以テ遮斷セラルル建物ニ付テハ前三條ノ規定ハ其ノ區劃セララルル部分ニ付テ之ヲ適用ス

第十三條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニ付準防護室其ノ他防護ノ施設又ハ防護ノ施設ヲ爲シ得ベキ空地ニ關シ第十條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

一 公共團體ノ公用ニ供スルモノ

二 學校

三 病院

四 停車場、停留場又ハ航空機若ハ汽船ノ發著場

五 卸賣市場

六 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場

七 劇場、映畫館、演藝場、觀物場、公會堂又ハ集會場

八 前各號ニ掲グルモノノ外地方長官命令ヲ以テ指定スルモノ

第十四條 防護室ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 收容室ト前室トニ區劃シ又ハ臨時區劃ノ設備ヲ爲シ得ルモノト爲スコト但シ地方長官防護室ノ位置其ノ他ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 收容室ノ床面積ハ百平方メートルヲ超エザルコト但シ地方長官建物ノ用途其ノ他ノ狀況ニ依リ已ムヲ得ズト認ム又ハ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三 上部ノ床又ハ屋根ハ耐彈構造ト爲スコト但シ防護室ノ上部ニ二以上ノ版アル場合ニ於テ地方長官支障ナシト認ムルトキハ耐彈構造ノ條件ヲ輕減スルコトヲ得

四 周壁ハ鐵筋「コンクリート」造ト爲スコト但シ建物ノ外壁ニ接シ且第一階以下ノ階ニ防護室ヲ設クル場合ニハ



其ノ部分ノ周壁ハ特ニ堅固ナル構造ト爲スベシ

- 五 防護ニ際シ使用スル出入口ニハ防護扉ヲ設クルコト
- 六 外壁ニ設クル開口ハ其ノ面積ヲ三平方メートル以下ト爲シ且第二階以上ノ階ニ在ルモノニ付テハ防護扉ノ類ヲ設ケ又ハ之ニ代ル臨時設備ヲ爲シ得ルモノト爲シ其ノ他ノ階ニ在ルモノニ付テハ耐弾設備ヲ爲シ又ハ之ニ代ル臨時設備ヲ爲シ得ルモノト爲スコト
- 七 外壁ニ非ザル周壁ノ開口ニシテ面積四平方メートルヲ超ユルモノニハ防護扉ノ類ヲ設クルコト
- 八 出入口一ナル場合ニ於テハ適當ナル位置ニ非常脱出口ヲ設クルコト
- 九 防毒上有效ナル構造ト爲スコト

第十五條 準防護室ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ

- 一 收容室ノ床面積ハ五十平方メートルヲ超エザルコト但シ地方長官建物ノ用途其ノ他ノ狀況ニ依リ已ムヲ得ズト認メ又ハ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 上部ノ床又ハ屋根及周壁ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ之ト同等以上ノ耐弾効力アルモノト爲スコト
- 三 防護ニ際シ使用スル出入口ニハ防護上支障ナキ位置ニ在ルモノヲ除クノ外防護扉ヲ設クルコト
- 四 外壁ニ設クル開口ハ其ノ面積ヲ三平方メートル以下ト爲シ且防護扉ノ類ヲ設ケ又ハ之ニ代ル臨時設備ヲ爲シ得ルモノト爲スコト
- 五 外壁ニ非ザル周壁ノ開口ニシテ面積四平方メートルヲ超ユルモノニハ防護扉ノ類ヲ設クルコト
- 六 出入口一ナル場合ニ於テハ適當ナル位置ニ非常脱出口ヲ設クルコト
- 七 防毒上有效ナル構造ト爲スコト

第十六條 地方長官ハ建物ノ用途其ノ他ノ狀況又ハ特別ナル事由ニ因リ已ムヲ得ズト認メ又ハ支障ナシト認ムルトキ

ハ第九條乃至第十一條ノ耐弾構造、防護室、準防護室其ノ他防護ノ施設又ハ空地ニ關スル制限ヲ輕減スルコトヲ得

第十七條 地方長官ハ第九條乃至第十一條ノ防護室、準防護室其ノ他防護ノ施設又ハ空地ノ配置ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ偽裝ノ爲建築物ノ形態、色彩又ハ偽裝準備装置ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條 石油「タンク」ニシテ其ノ容積三千キロリットルヲ超ユルモノハ之ヲ地下ニ設クベシ但シ地方長官土地ノ狀況又ハ適當ナル防護施設ノ設置ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 一時ノ使用ニ供スル建築物ニシテ地方長官支障ナシト認ムルモノニ付テハ本令ノ規定ニ拘ラズ存續期限ヲ附シ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### (10) 大阪市木造建物防火改修補助規程

(昭和十四年九月二十一日大阪市告示第五六八號)

第一條 本市ハ木造建物ノ防火改修ヲ助成獎勵スル爲市長ノ指定スル防火改修區域内ニ於ケル木造建物(鐵骨木造ヲ含ム)ノ防火改修工事ニ付毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條 本改修工事ヲ行フベキ建物ノ部分ノ範圍左ノ如シ但シ市長ニ於テ工事ニ伴ヒ必要ナリト認ムル部分ハ此ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得



- 一 隣地疆界線又ハ幅員四米未滿ノ道路ノ中心線ヨリ水平距離三米未滿ノ位置ニ在ル部分
- 二 地盤面ヨリ高四米ヲ超ユル部分ニ付テハ隣地疆界線又ハ幅員六米未滿ノ道路ノ中心線ヨリノ水平距離五米未滿ノ位置ニ在ル部分

同一敷地内ニ隣接スル建物ニシテ市長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ互ニ相面スル外壁間ノ中心線ヲ以テ隣地疆界線ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第三條 前條ノ規定ニ依ル建物ノ部分ニ施スベキ改修工事ノ概目左ノ如シ

- 一 外壁、軒、庇、軒蛇腹ノ類ハ左ニ掲グルモノヲ以テ構成又ハ被覆スルコト

1	前條第一項ノ水平距離二米未滿ノトキ	同水平距離二米以上ノトキ
2	鐵網「モルタル」ニシテ厚二種以上ノモノ	鐵網「モルタル」
3	塗土、漆喰等ニシテ厚二種以上ノモノ	塗土、漆喰
4	耐火木材ニシテ厚一種以上ノモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）	耐火木材
5	石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト適當ニ隔離セルモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）	石綿盤又ハ金屬板
5	其ノ他前各號ニ準スト認ムルモノ	同上

既存ノ鐵網「モルタル」、塗土、漆喰ノ類ニシテ厚二種未滿ノモノ及石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト隔離セサルモノハ特ニ必要ト認ムル場合ヲ除クノ外改修ヲ要セス

- 二 窓又ハ出入口ハ防火戸又ハ耐火木材、石綿盤、金屬板若ハ網入ガラスノ類ヲ以テ構成シタル戸ヲ設クルコト
- 第四條 袖壁其ノ他ノ施設ヲ爲シタル場合市長ニ於テ防火上有效ナリト認ムル建物ノ部分ハ前二條ノ規定ニ依ル改修工事ヲ爲シタルモノト看做ス但シ二階以上ノ軒、庇外壁ハ市長防火上支障ナシト認ムル場合ノ外ハ改修工事ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ改修工事ヲ施行セザルコトヲ得

- 一 床面積四平方米以下ノ建物
- 二 公園、廣場、河、海ノ類ニ面スル建物ノ部分
- 三 擁壁、防火上有效ナル牆塀ノ類ニ面スル建物ノ部分
- 四 適當ニ「ドレンチャイ」ヲ設備スル建物ノ部分
- 五 柱、桁、其ノ他大材ヲ使用スル建物ノ部分
- 六 隣地建物耐火構造又ハ土藏造ナルトキ之ニ面スル建物ノ部分
- 七 窓又ハ出入口ニシテ道路ニ面シ地盤面ヨリノ高二・五米未滿ノモノ又ハ地盤面ヨリノ高二・五米以上ニシテ道路ノ中心線ヨリノ水平距離二・五米以上ノ位置ニ在ルモノ及隣地疆界線ヨリノ水平距離三米以上ノ位置ニ在ルモノニシテ市長防火上支障ナシト認ムルモノ
- 八 其他防火上支障ナシト認ムル場合

前項ノ規定ニ拘ラズ所定ノ改修工事ヲ施行セルモノニ對シテハ其ノ全部又ハ一部ヲ改修適用面積ニ算入スルコトアルベシ

第六條 本規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受クベキ者ハ改修ヲ行フ建物所有者又ハ市長ノ認定シタル木造建物防火改修ヲ



目的トスル建物所有者ノ組合トス

第七條 前條ノ組合ハ一街廓内ノ全部又ハ一部ノ建物所有者ヲ以テ組織スベシ

組合ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ定メ市長ノ承認ヲ受クベシ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第八條 補助金ハ第二條乃至第五條ノ規定ニ依ル改修工事ノ工事費用ニ付左ノ區分ニ依リ市長之ヲ定ム

一 組合ニ依リ一街廓ニ付同時ニ改修工事ヲ行フ場合ハ改修工事費ノ三分ノ二以内

二 一街廓ニ付同時ニ改修工事ヲ爲サザル場合ハ改修工事費ノ二分ノ一以内

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ工事着手前第一號様式ノ申請書ニ第二號様式ノ設計書、第三號様式ノ家屋

現況書及圖面各正副三通ヲ添付シ市長ノ承認ヲ受クベシ

第十條 工事竣功シタルトキハ工事精算書ヲ添へ第四號様式ニ依ル竣功届ヲ提出スベシ

第十一條 補助金ハ竣功検査ノ上工事費用ヲ審査シテ之ヲ決定交付ス

第十二條 補助ノ決定ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ取消シ又ハ交付シタル補助金ノ返還ヲ命スルコトアルベシ

一 補助決定通達後正當ナル事由ナクシテ六十日以内ニ工事ニ着手セザルトキ

二 申請其ノ他ノ申告ニ付虚偽ノ申立ヲ爲シタルトキ

三 本規程及市長ノ指示シタル事項ニ違反シタルトキ

第十三條 本改修工事施行中ト雖市長必要アリト認ムルトキハ報告ヲ徴シ若ハ検査ヲ爲シ又ハ設計變更其ノ他ノ事項ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 本改修工事ニ使用スベキ資材ノ規格其ノ他本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ主管部長之ヲ定ム

(様式略)